

(仮称) 北海道芦別太陽光発電事業
計画段階環境配慮書
(要約書)

令和7年(2025年)8月

ブルーリーフ・エナジー・ジャパン株式会社

(白紙)

目次

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
第2章 第一種事業の目的及び内容	1
2.1 第一種事業の目的	1
2.2 第一種事業の内容	2
2.2.1 第一種事業の名称	2
2.2.2 第一種事業により設置される発電所の原動力の種類	2
2.2.3 第一種事業により設置される発電所の出力	2
2.2.4 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積	2
2.2.5 事業実施想定区域の検討	12
2.2.6 複数案の設定について	18
2.2.7 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項	23
2.2.8 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	23
2.2.9 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要	24
2.2.10 環境保全措置の方針	26
2.2.11 その他の事項	27
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	29
3.1 自然的状況	29
3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	29
3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	30
3.1.3 土壌及び地盤の状況	31
3.1.4 地形及び地質の状況	32
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	32
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	34
3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況	34
3.2 社会的状況	35
3.2.1 人口及び産業の状況	35
3.2.2 土地利用の状況	35
3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	36
3.2.4 交通の状況	36
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の 状況及び住宅の配置の概況	36
3.2.6 下水道の整備状況	36
3.2.7 廃棄物の状況	36
3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	37

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	45
4.1 計画段階配慮事項の選定の結果	45
4.2 調査、予測及び評価の手法	50
4.3 調査、予測及び評価の結果	51
4.3.1 水 質	51
4.3.2 反射光	55
4.3.3 動 物	59
4.3.4 植 物	70
4.3.5 生態系	80
4.3.6 景 観	84
4.4 総合的な評価	92
第5章 計画段階環境配慮書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ...	94

本書に掲載した地図は、国土地理院の地理院タイルを基に作成した。また、地図の作成に当たっては、国土地理院発行の基盤地図情報を使用した。

なお、本書の著作権は、ブルーリーフ・エナジー・ジャパン株式会社に帰属する。著作権者であるブルーリーフ・エナジー・ジャパン株式会社の承諾を得ず、複製、転用、販売、貸与及び他のホームページへの掲載等を行うことを禁止する。

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	ブルーリーフ・エナジー・ジャパン株式会社
代表者の氏名	代表取締役 ラグラム・ナタラジャン
主たる事務所の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウサウスタワー11階

第2章 第一種事業の目的及び内容

2.1 第一種事業の目的

2011年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故や2022年2月に発生したロシアによるウクライナ侵略によって、わが国ではエネルギー需給構造上の脆弱性や課題が顕在化することとなった。また、世界的な異常気象や大規模な自然災害が発生する中、わが国を含む世界では脱炭素に向けた機運が高い状態にある。現在、わが国では、グリーントランスフォーメーション実現に向けてエネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を掲げており、脱炭素電源の拡大と最大限の活用は必要不可欠と考えられている。

2025年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」においては、2012年7月の固定価格買取制度（FIT制度）の導入以降、当時10%であった電源構成に占める再生可能エネルギー比率は2022年度には約22%にまで拡大し、導入が着実に進展しているが、今後も電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとしている。

北海道では、気候変動問題に長期的な視点で取り組むため、2020年3月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、2021年3月に「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」が策定されている。再生可能エネルギーと森林吸収源など、北海道の強みを最大限活用し、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進め、2050年までに、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取り組みが進められている。

芦別市では、2014年から地域の林地残材を活用した木質バイオマスを原料とする木質チップボイラーの健民センター施設群への導入のほか、年次計画による各公共施設をはじめ街路灯、公園灯のLED化や太陽光発電設備の設置など脱炭素化への取り組みが進められてきた。更に、国や北海道、近隣自治体等との連携を深め、地域と一体となって自然豊かなまちを次代に引き継ぐことを目的として、2023年3月開催の市議会において「ゼロカーボンシティ」宣言がなされ、2025年までに二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取り組みが進められている。「ゼロカーボンシティ」に向けた具体的な政策としては、省エネの推進、循環型社会の形成に加え、再生可能エネルギーの導入拡大も含まれている。このことは、令和7年3月に中間見直しが行われた「第6次芦別市総合計画」にも位置づけられている。

また、芦別市内にはかつて芦別炭鉱が存在したが、国のエネルギー政策の転換の影響を受けて炭鉱が閉山したことにより、人口が減少し、さらには少子高齢と経済、雇用の低迷が続く時代背景の影響も受け、市内では過疎化が進行しているとされている。

本事業は、芦別炭鉱の跡地等を利用して実施する計画である。

本事業は、上記を踏まえ、炭鉱跡地を有効に活用することにより、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、環境影響評価法等の法令を遵守し、環境保全、環境負荷の低減に努め、安全にも配慮した事業計画とする。あわせて、地元自治体などと連携を図り、芦別市のゼロカーボンシティとしての取り組みや地域課題解決に寄与する事業として進めていく。

2.2 第一種事業の内容

2.2.1 第一種事業の名称

(仮称) 北海道芦別太陽光発電事業

2.2.2 第一種事業により設置される発電所の原動力の種類

太陽電池

2.2.3 第一種事業により設置される発電所の出力

太陽電池発電所出力 : 50,000kW 程度 (交流)、100,000kW_p 程度 (直流:最大出力) (予定)

太陽電池の単機出力 : 単機出力 650W (予定)

太陽電池の数量 :

15.4 万枚程度 (予定)

※現時点で想定する太陽電池の出力及び数量は、上記のとおりであり、出力調整を行うことで 50,000kW 程度 (交流) とする計画である。なお、今後の環境影響評価手続きの状況及び社会情勢等を踏まえて計画が変更となる可能性がある。

2.2.4 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積

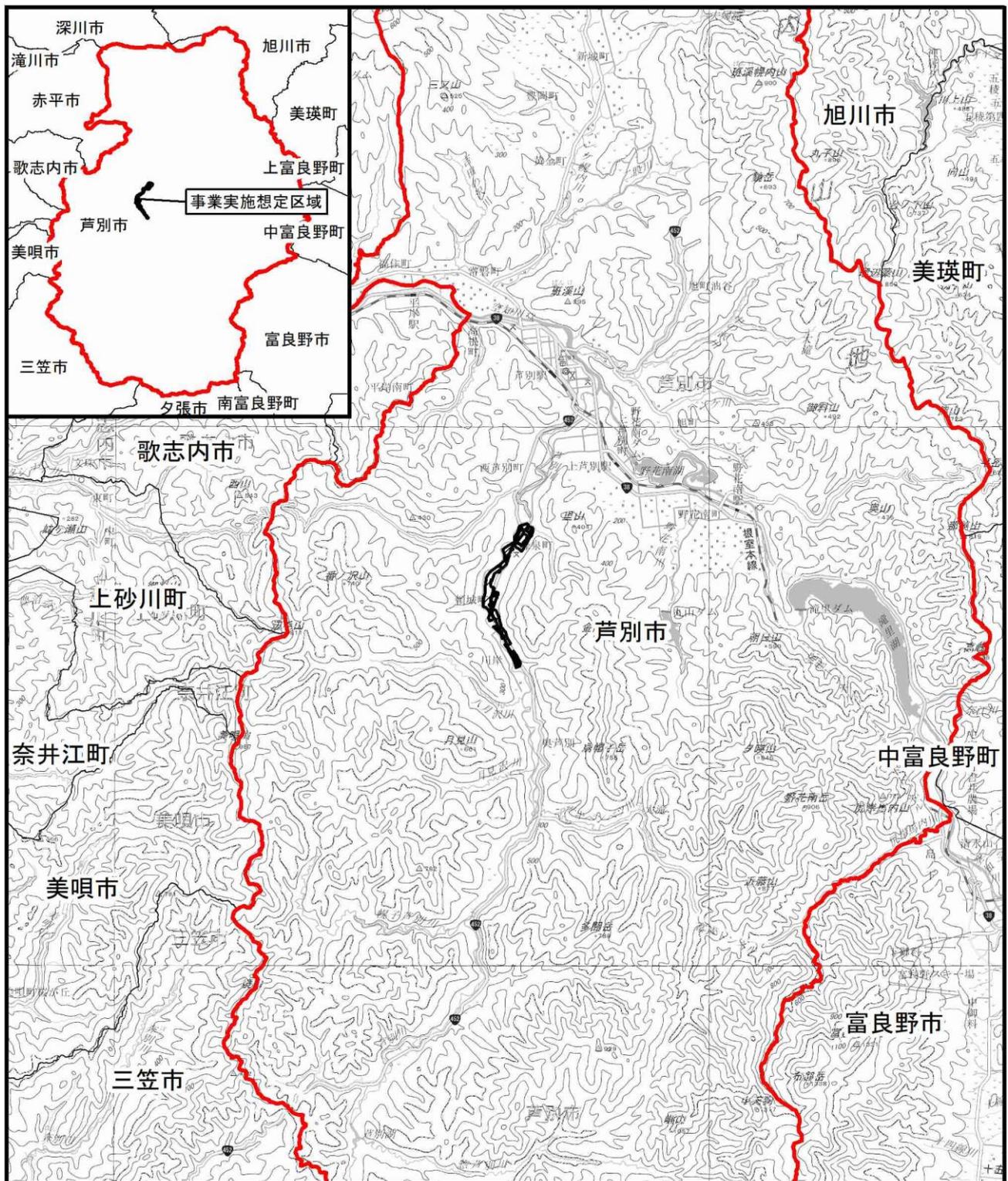
事業実施想定区域 : 北海道芦別市頼城町及び緑泉町の一部

事業実施想定区域の面積 : 約 114.5ha

事業実施想定区域の位置は、図 2.2-1 及び図 2.2-2 に示すとおりである。

本事業の事業実施想定区域及びその周囲には、かつて芦別炭鉱及び多数の関連施設が存在しており、本事業は炭鉱及び炭鉱住宅等の関連施設を含む芦別炭鉱の跡地等を利用して実施する計画としている。現在の事業実施想定区域及びその周囲の状況は図 2.2-3 及び表 2.2-1 に示すとおりである。また、芦別炭鉱が操業していた 1970 年代の事業実施想定区域及びその周囲の状況は図 2.2-4 に示すとおりである。

また、事業実施想定区域の検討経緯は「2.2.5 事業実施想定区域の検討」に記載するとおりである。



- 凡例
-  事業実施想定区域
 -  芦別市
 -  行政界

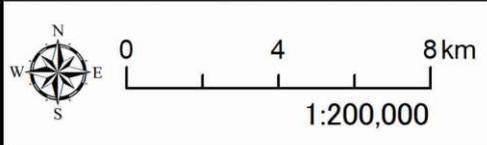
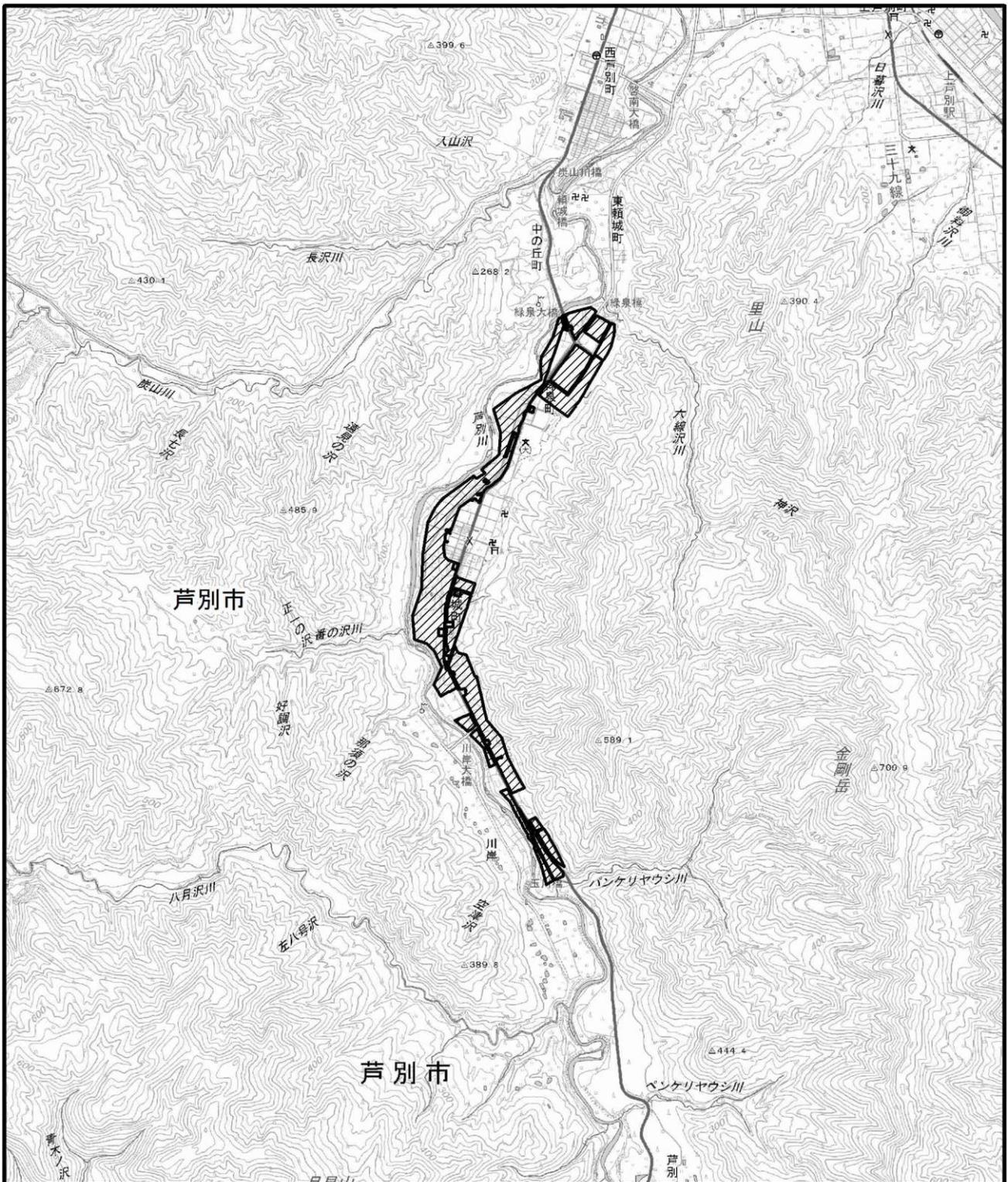


図 2.2-1 事業実施想定区域の位置 (広域)

出典：「国土数値情報 行政区域（2025年版）」（国土交通省 HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）、2025年7月確認



凡例
 事業実施想定区域

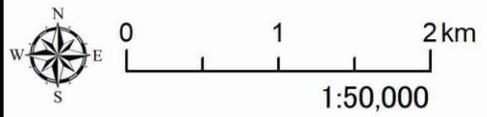
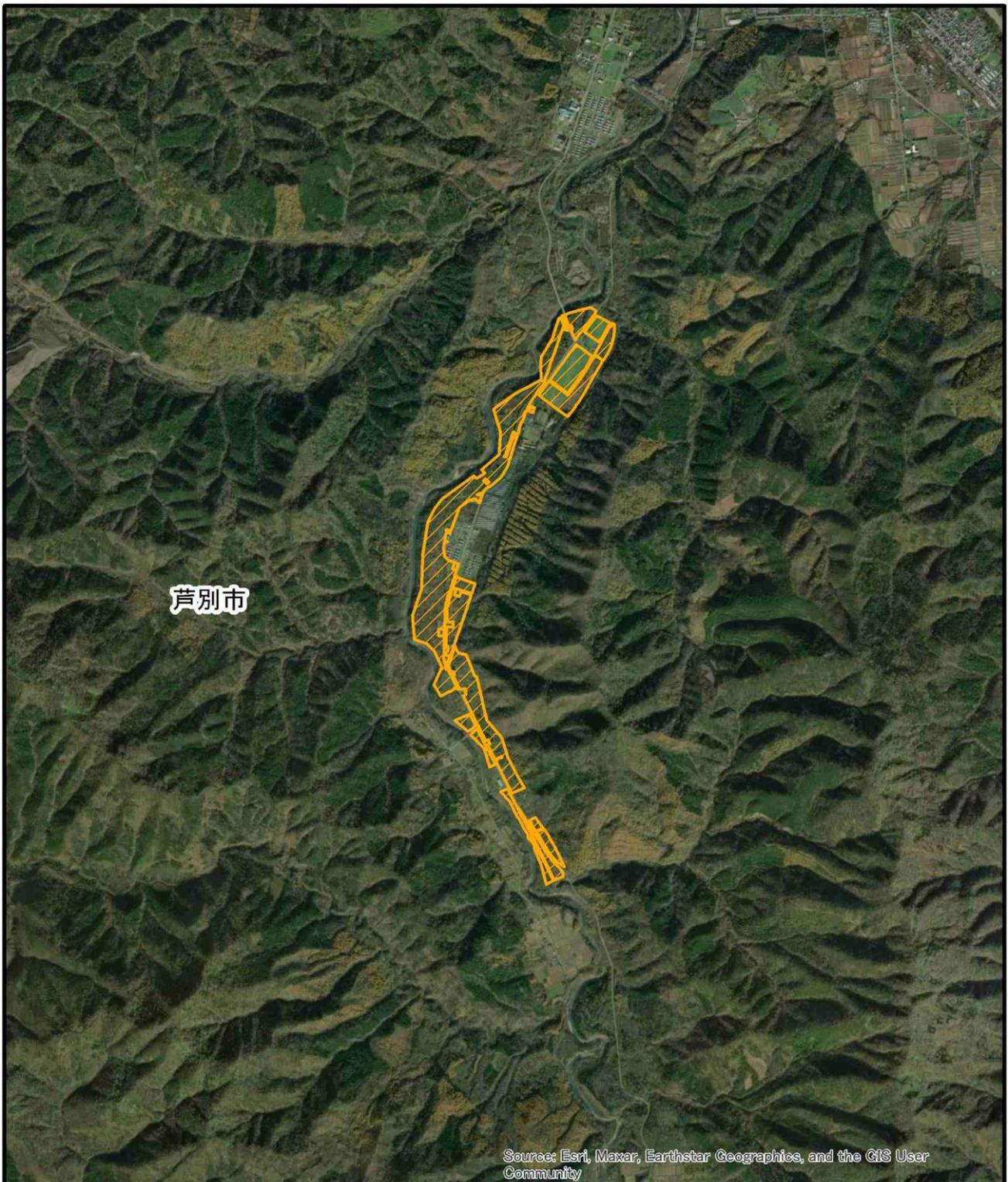


図 2.2-2 (1) 事業実施想定区域の位置 (地形図)



凡例

 事業実施想定区域

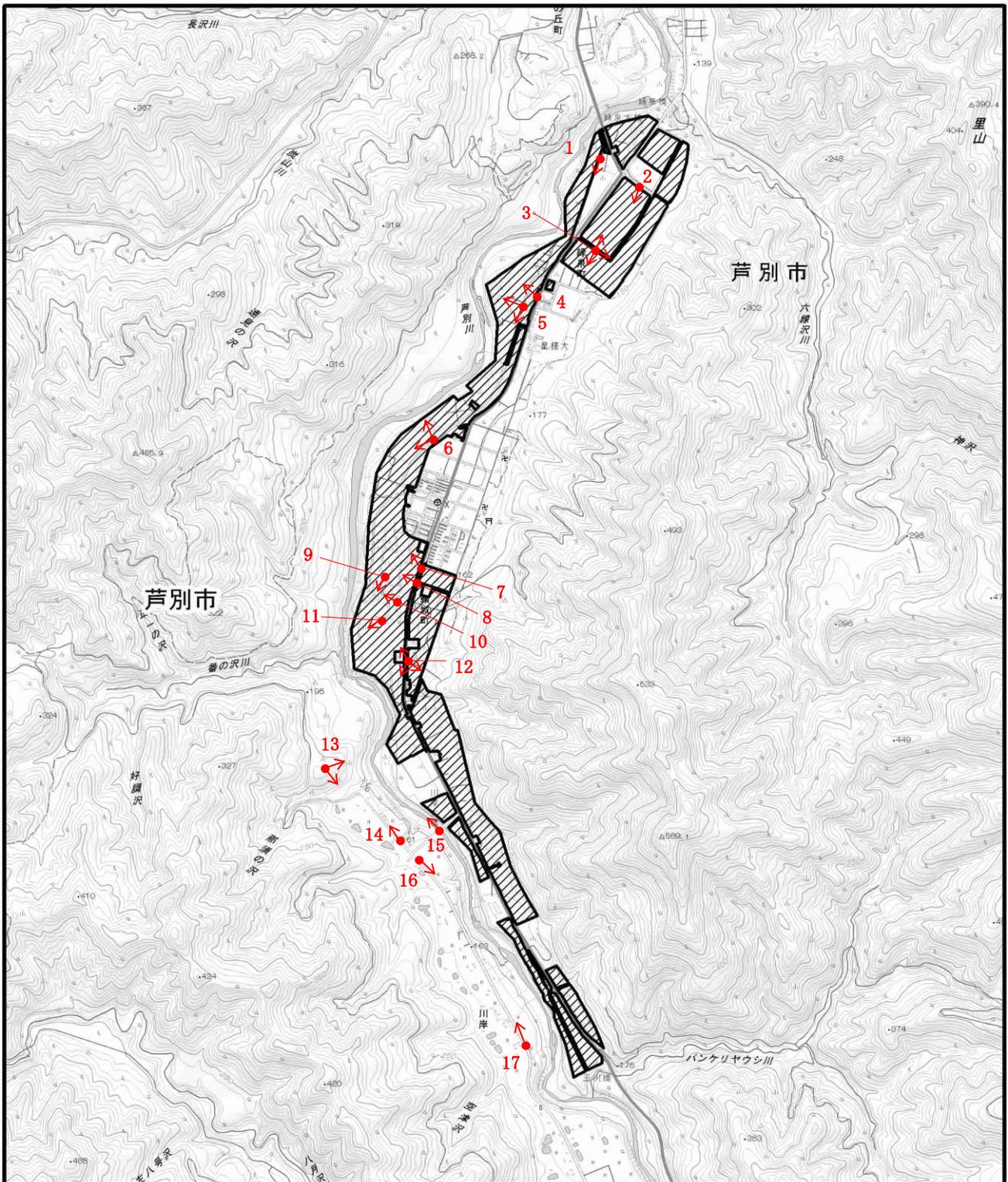


0 1 2 km

1:50,000

図 2.2-2 (2) 事業実施想定区域の位置 (衛星画像)

背景写真の ESRI 衛星画像の撮影年月は 2023 年 11 月 5 日である。



凡例

 事業実施想定区域

 撮影地点及び撮影方向

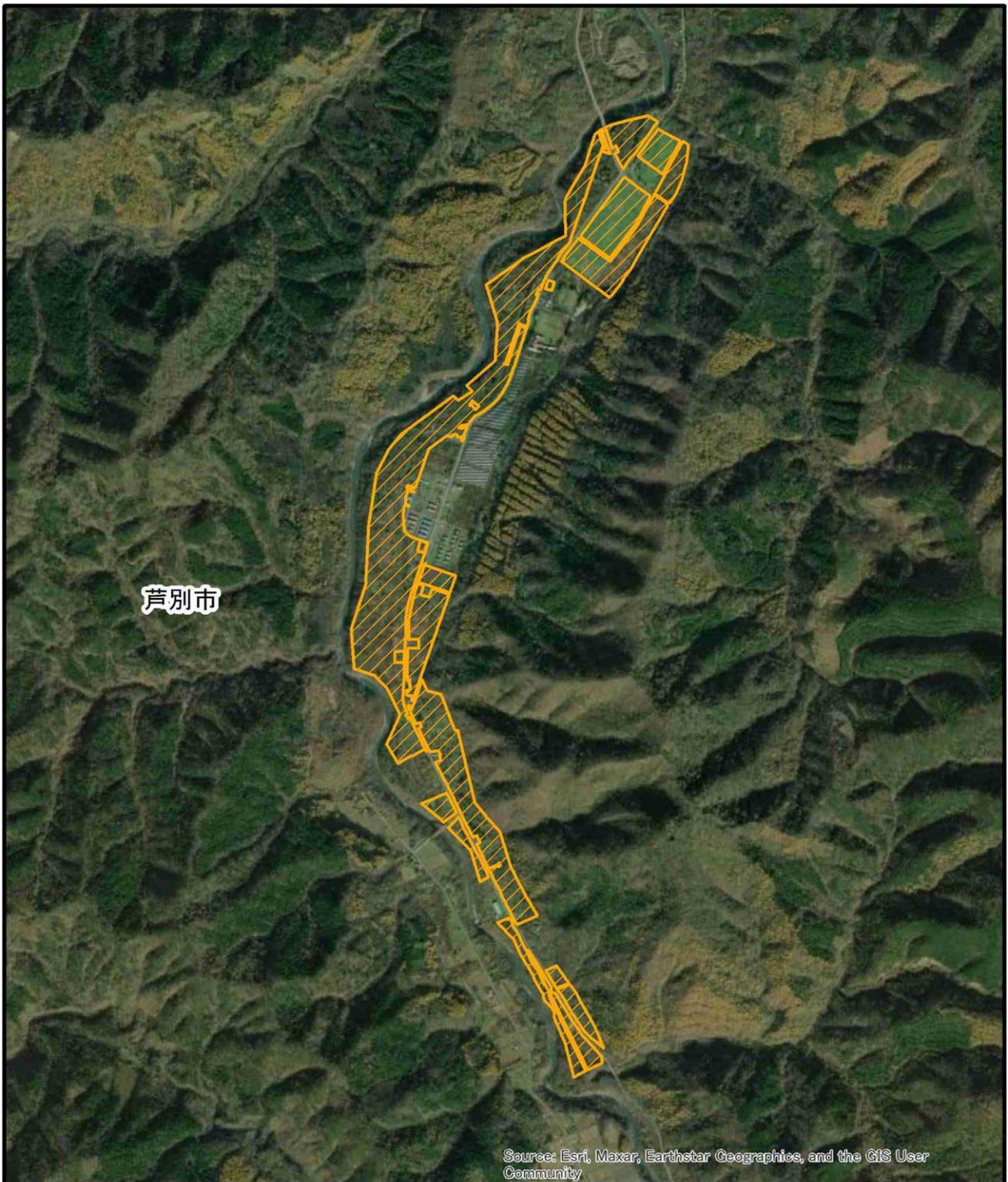


0 0.5 1km

1:30,000

図 2.2-3 (1) 事業実施想定区域
及び周囲の状況
(地形図：拡大)

※図中の番号は表 2.2-1 に示す写真番号を、図中の矢印は撮影方向を示す。



凡例

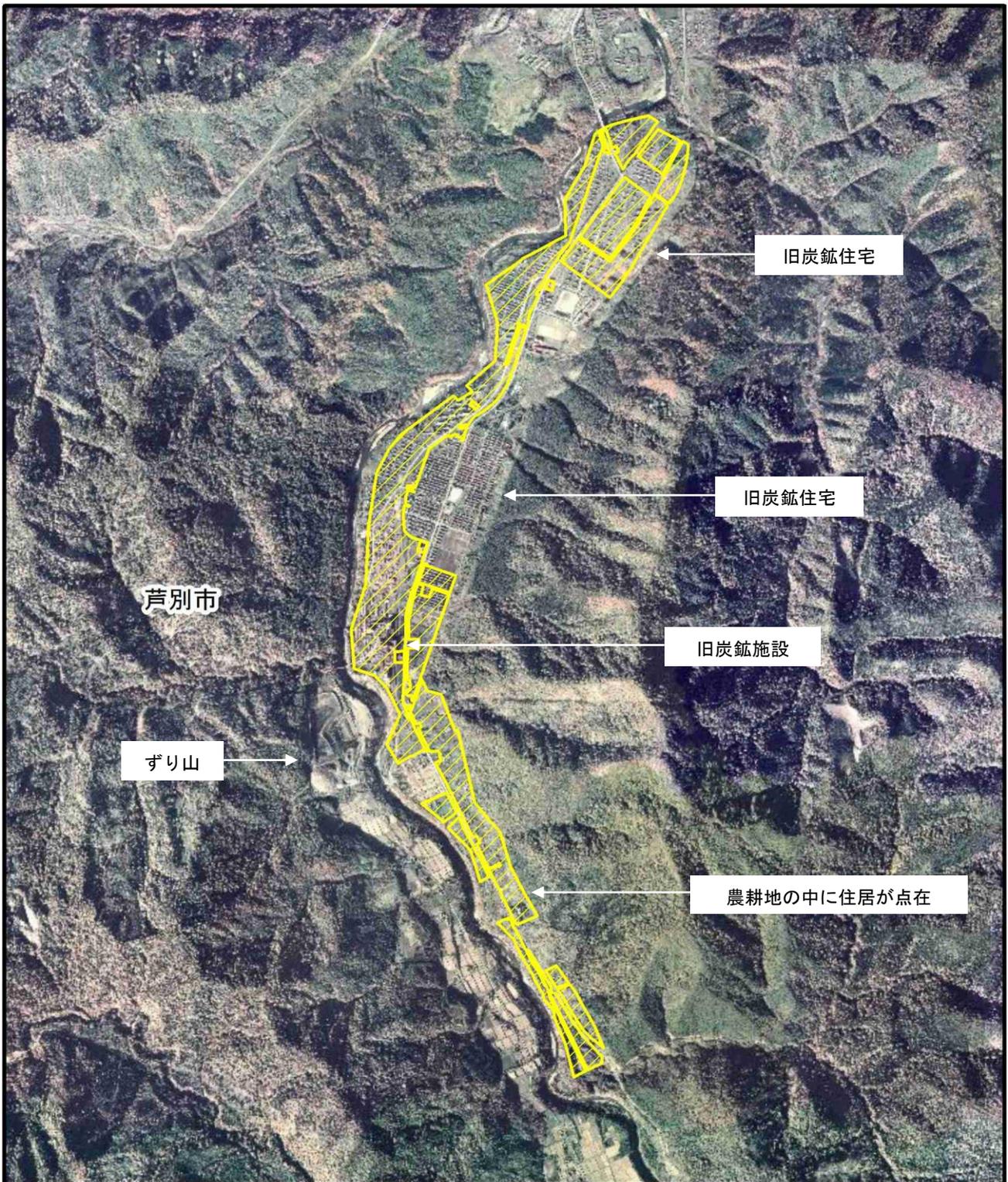
 事業実施想定区域



0 0.5 1 km

1:30,000

図 2.2-3 (2) 事業実施想定区域
及び周囲の状況
(衛星画像：拡大)



凡例

 事業実施想定区域



0 0.5 1 km

1:30,000

図 2.2-4 (参考)

事業実施想定区域及び周囲の状況
(1970年代：芦別炭鉱稼働時)

出典：「地理院地図」(国土地理院 HP
<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>)、2025年7月確認

表 2.2-1 (1) 事業実施想定区域及びその周囲の状況①

<p>1: 事業実施想定区域北側 (側道から南方向)</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>	<p>2: 緑泉公園南側・星槎大学北側 (草地から南方向)</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>
<p>3-1: 緑泉公園南側・星槎大学北側 (草地から北方向)</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>	<p>3-1: 緑泉公園南側・星槎大学北側 (草地から西方向)</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>
<p>3-2: 緑泉公園南側・星槎大学北側 (草地から東方向)</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>	<p>4: 旧三井芦別鉄道緑泉駅跡</p>  <p>令和7年5月13日撮影</p>
<p>5-1: 事業実施想定区域北側 (側道から西方向)</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>	<p>5-2: 事業実施想定区域内 (側道から南方向)</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>

※表中の番号は図 2.2-3 (1) に示す地点番号を示す。

表 2.2-1 (2) 事業実施想定区域及びその周囲の状況②

<p>6-1: 事業実施想定区域中央部(側道から北方向:旧水明荘)</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>	<p>6-2: 事業実施想定区域中央部(側道から西方向)</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>
<p>7: 旧三井芦別鉄道頼城駅跡</p>  <p>令和7年5月13日撮影</p>	<p>8: 炭鉱施設跡地内の暗渠入口</p>  <p>令和7年5月13日撮影</p>
<p>9: 旧三井芦別炭鉱二坑坑務所(坑務所北側から南方向)</p>  <p>令和7年5月13日撮影</p>	<p>10: 旧三井芦別炭鉱立坑跡</p>  <p>令和7年5月13日撮影</p>
<p>11: 炭鉱施設跡地のヤナギ二次林</p>  <p>令和7年5月13日撮影</p>	<p>12-1: 事業実施想定区域中央部(国道脇から北方向)</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>

※表中の番号は図 2.2-3 (1) に示す地点番号を示す。

表 2.2-1 (3) 事業実施想定区域及びその周囲の状況③

<p>12-2：事業実施想定区域中央部（国道脇から西方向）</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>	<p>12-3：事業実施想定区域中央部（国道脇から南方向）</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>
<p>13-1：事業実施想定区域南側（ずり山上から東方向）</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>	<p>13-2：事業実施想定区域南側（ずり山上から南方向）</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>
<p>14：ずり山（中央付近の草地）（川岸地区から北方向）</p>  <p>令和7年5月13日撮影</p>	<p>15：芦別川（川岸大橋上から北方向）</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>
<p>16：事業実施想定区域南側（川岸地区から南方向）</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>	<p>17：事業実施想定区域南側（川岸地区から北方向）</p>  <p>令和6年9月5日撮影</p>

※表中の番号は図 2.2-3 (1) に示す地点番号を示す。

2.2.5 事業実施想定区域の検討

(1) 基本的な考え方

事業実施想定区域の検討フローは図 2.2-5 に示すとおりである。

事業実施想定区域の設定にあたっては、本計画段階における検討対象エリアを設定し、同エリア内において、各種条件により事業実施想定区域の絞り込みを行った。

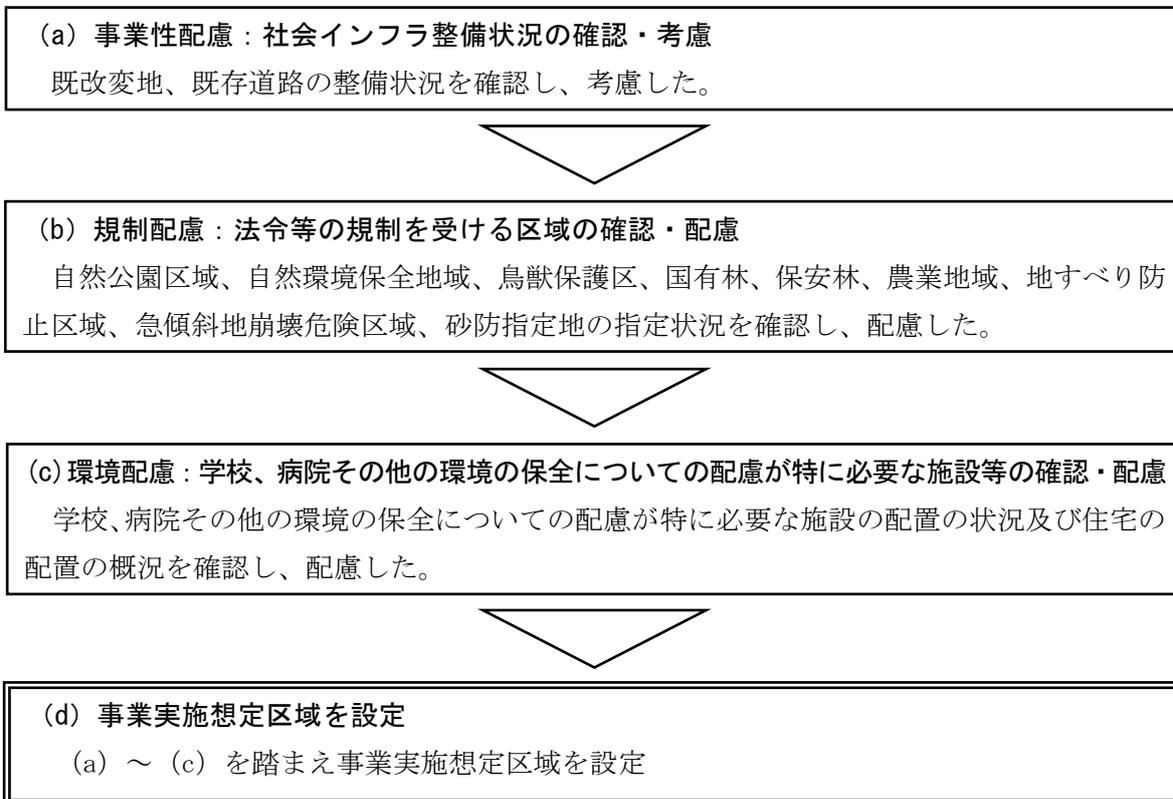


図 2.2-5 事業実施想定区域の検討フロー

(2) 事業実施想定区域の設定

芦別市内の用地に基づく事業検討を行ったことから、事業実施想定区域については、芦別市内を対象として検討を行った。

(a) 社会インフラ整備状況の確認

検討対象エリア及びその周囲において、太陽光発電所の運営に必要な社会インフラ（既存の道路）を考慮して事業実施想定区域（案）を設定した。

設定した事業実施想定区域（案）は、国道 452 号を中心とした主要道路によるアクセスが可能で、建設及び運営の際の移動経路として利用可能と考えられる。事業実施想定区域（案）及び主要道路は図 2.2-6 に示すとおりである。

(b) 法令等の規制を受ける区域の確認

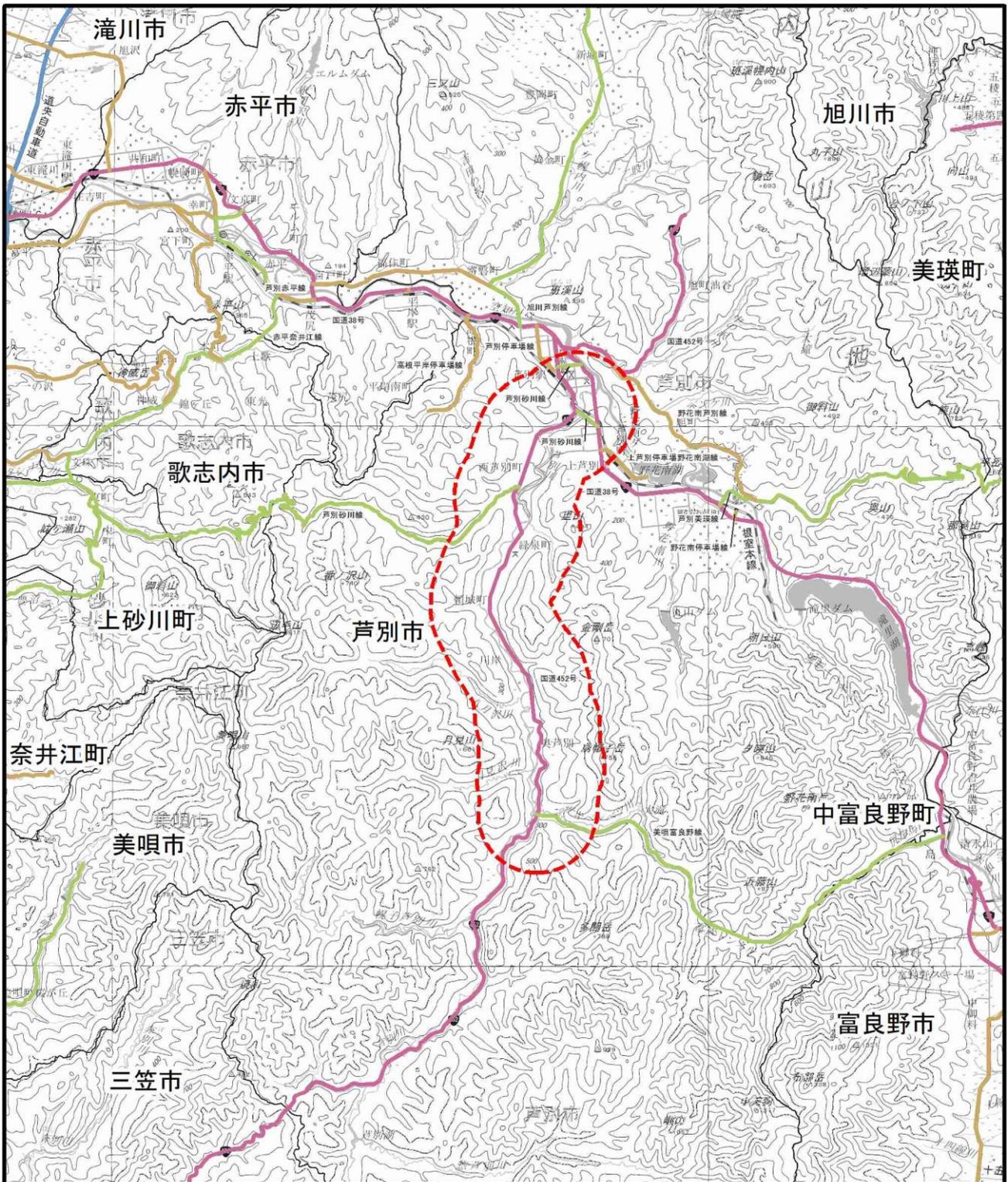
事業実施想定区域（案）における法令等の規制を受ける区域として以下の区域の指定状況を確認し、これらの区域について、可能な限り除外及び配慮する形で事業実施想定区域（案）を設定した。事業実施想定区域（案）及びその周囲に該当する区域については、図 2.2-7 及び図 2.2-8 に示すとおりである。

なお、除外及び配慮の結果、土地のまとまりが小さい等の理由により利用の可能性が低いと考えられる土地については、事業実施想定区域（案）から除いた。

- ・「自然公園法」又は「北海道立自然公園条例」における指定区域（除外）
- ・「自然環境保全法」又は「北海道自然保護条例」における指定地域（除外）
- ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」における指定地区（除外）
- ・「森林法」における保安林（除外）
- ・「農業振興地域の整備に関する法律」及び「農地法」における指定区域（配慮）
- ・「地すべり等防止法」における地すべり防止区域、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」における急傾斜地崩壊危険区域、「砂防法」における砂防指定地（配慮）
- ・「土砂災害防止法」における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（配慮）

(c) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の確認

事業実施想定区域（案）及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況及び住宅等の配置の概況を確認し、これらの施設等に可能な限り配慮する形で事業実施想定区域（案）を設定した。事業実施想定区域（案）及びその周囲に位置する施設等については、図 2.2-9 に示すとおりである。



凡例

- - - 事業実施想定区域(案)
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道(都道府県道)
- 一般都道府県道

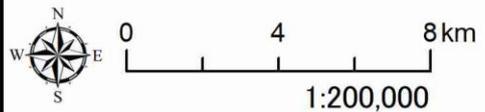
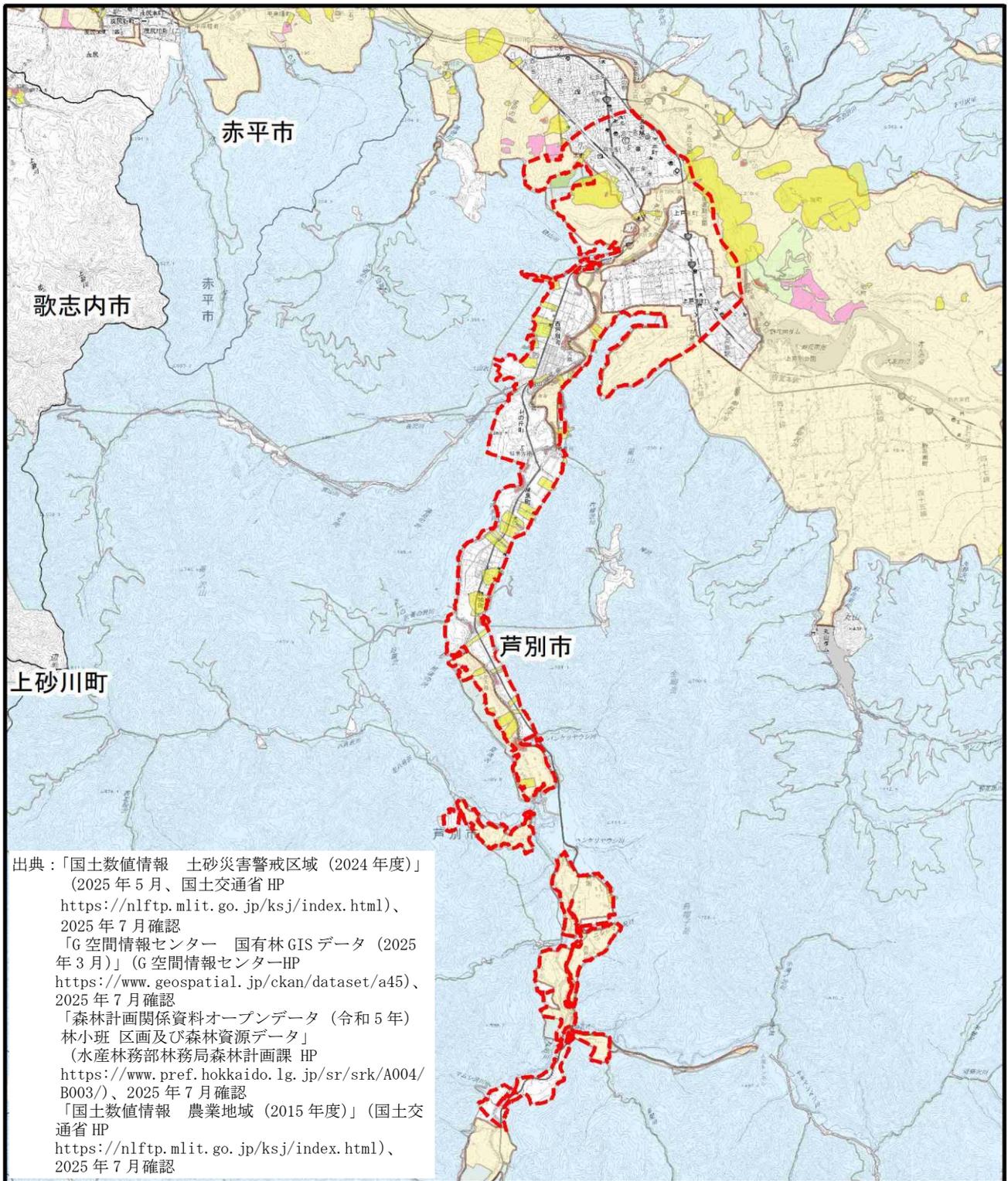


図 2.2-6 事業実施想定区域(案)及び主要道路

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(国土交通省 HP <https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>)、2025年7月確認



出典：「国土数値情報 土砂災害警戒区域（2024年度）」
 （2025年5月、国土交通省HP
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、
 2025年7月確認
 「G空間情報センター 国有林GISデータ（2025年3月）」（G空間情報センターHP
<https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/a45>）、
 2025年7月確認
 「森林計画関係資料オープンデータ（令和5年）
 林小班 区画及び森林資源データ」
 （水産林務部林務局森林計画課 HP
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/A004/B003/>）、2025年7月確認
 「国土数値情報 農業地域（2015年度）」（国土交通省HP
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、
 2025年7月確認

- 凡例
- 事業実施想定区域 (案)
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 土砂災害警戒区域
 - 土砂崩壊防備保安林
 - 土砂流出防備保安林
 - 土砂流出防備保安林、保健保安林
 - 水源かん養保安林
 - 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林
 - 農業地域

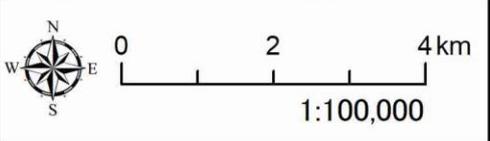
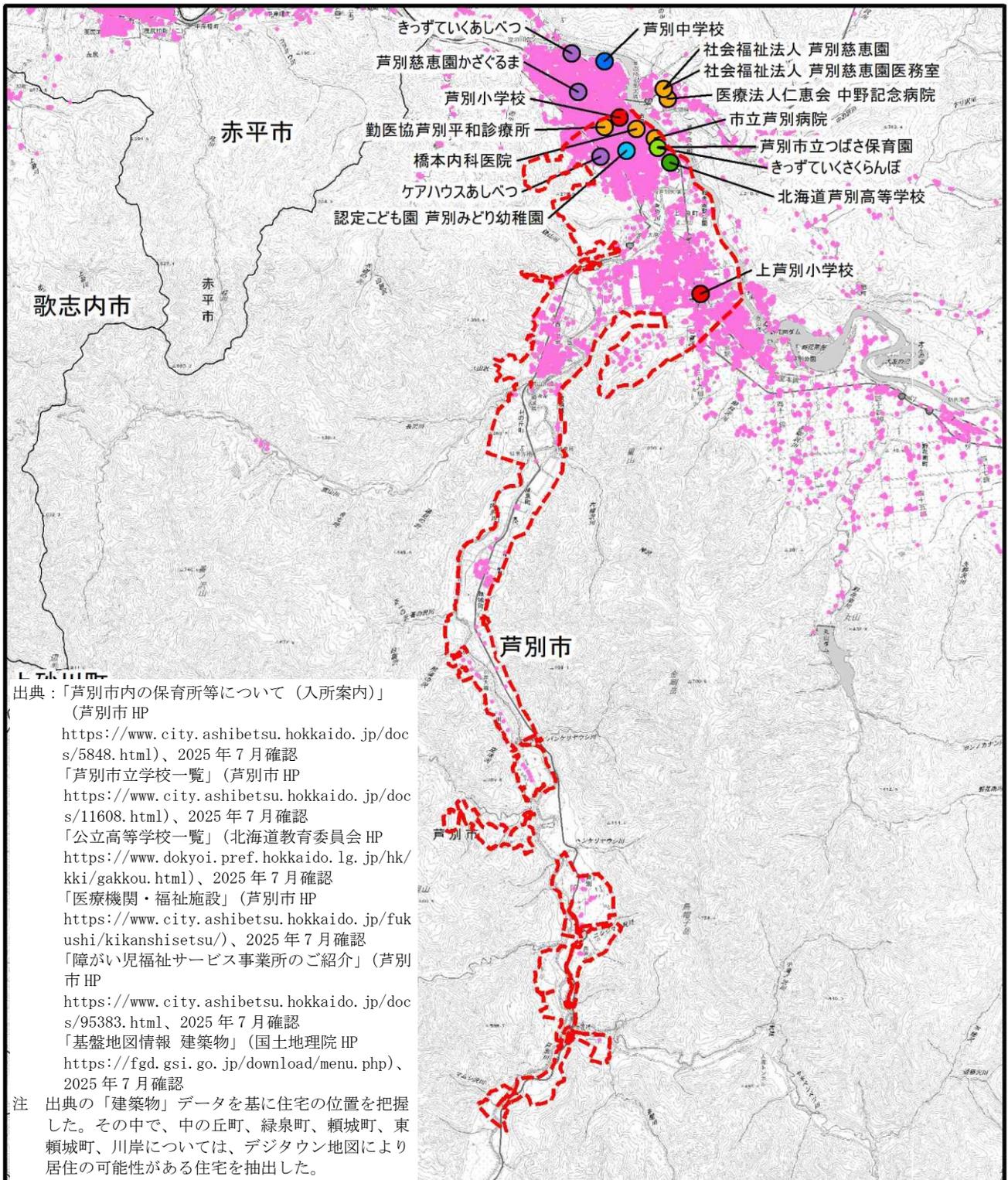


図 2.2-8 土砂災害防止法における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法における指定区域、森林法における保安林



<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域(案) ● 保育園 ● 幼稚園 ● 小学校 ● 中学校 ● 高等学校 ● 医療機関 ● 福祉施設 ● 住宅 		
<p>図 2.2-9 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設等</p>		

(d) 事業実施想定区域の設定

前述の(a)～(c)の検討及び土地の権利取得状況を踏まえ、「事業実施想定区域」を設定した。事業実施想定区域の検討結果は前出の図 2.2-2 に示すとおりである。

また、(a)～(c)の検討結果と事業実施想定区域との関係は図 2.2-10～図 2.2-13 に示すとおりである。

なお、事業実施想定区域の検討及び設定に際しては、上記の他に、土地の取得状況等の事業面での調整状況も考慮しており、取得の予定がない用地や未調整の用地については、事業実施想定区域には含めていない。

2.2.6 複数案の設定について

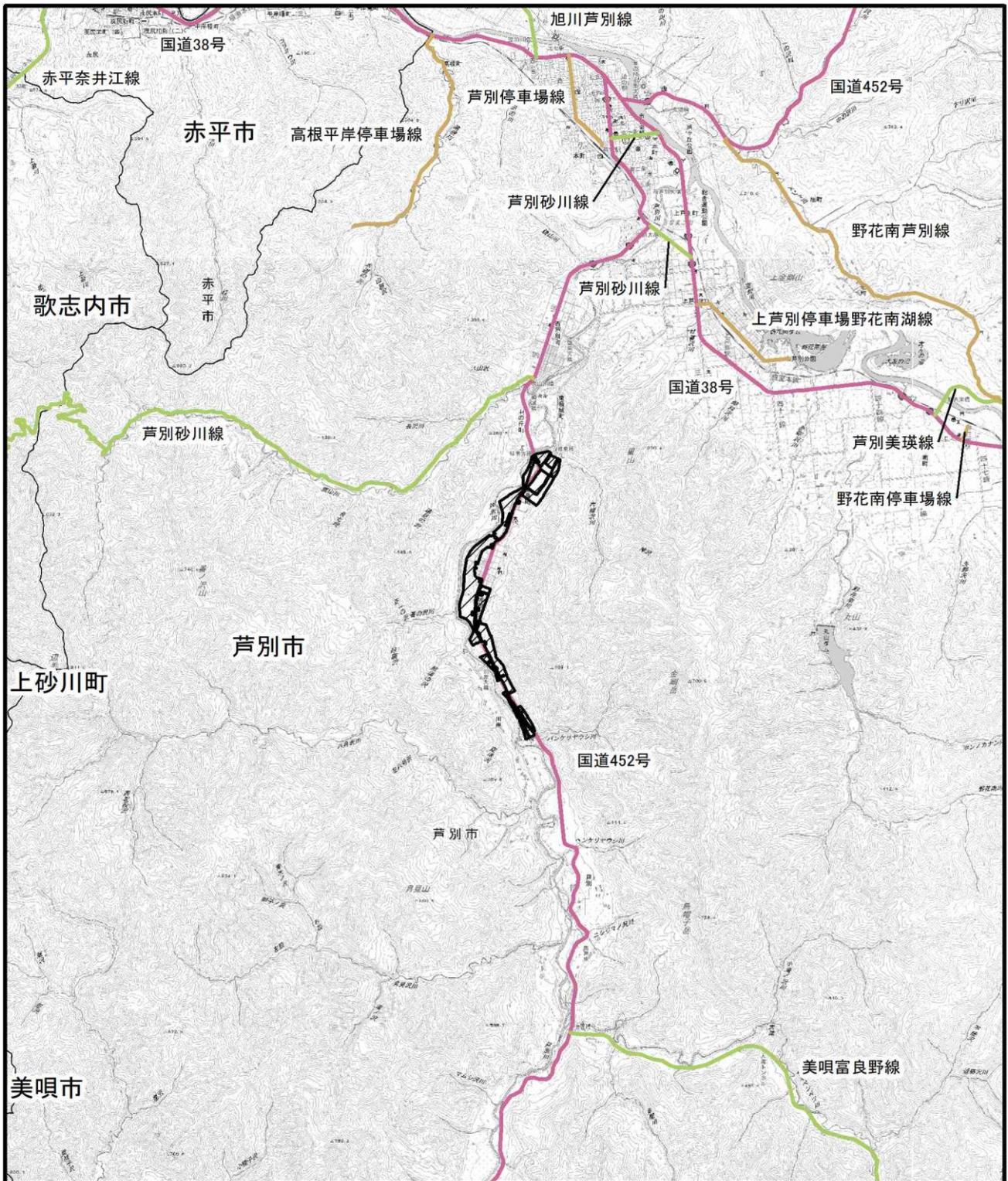
「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」(2013年、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会)において、計画段階配慮事項の検討に当たっては、第一種事業に係る位置・規模又は建造物等の配置・構造に関する適切な複数案を設定することを基本とすると記載されている。

本事業においては、社会インフラ整備状況を踏まえ事業実施想定区域(案)を設定し、法令等の規制状況及び学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設等への配慮を行った上で事業実施想定区域を設定している。また、この事業実施想定区域には、現時点で太陽電池等の設備を配置する可能性のある箇所を全て含めている。なお、事業実施想定区域は、土地の造成、森林の伐採が極力抑えられる範囲を選定しており、今後の環境影響評価手続においては、環境影響の回避・低減に加え、事業性や安全性の確保等の諸条件を考慮しつつ、対象事業実施区域の絞り込みを行う予定である。このような検討の進め方は、「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」(2013年、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会)においても、「位置・規模の複数案」の一種とみなすことができるとされている。

また、太陽電池の「配置・構造」についても、今後、環境配慮、事業性及び安全性を考慮して、事業実施想定区域の中で、できる限り効率的かつ環境負荷の小さい配置となる最適な計画を検討する予定としており、今後の環境影響評価手続において、具体的な検討を行うこととする。

また、本事業は、太陽電池発電施設の設置を前提としており、ゼロ・オプション^{※1}の検討は対象としない。

^{※1} ゼロ・オプション：「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」(2012年3月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会)によると、「ゼロ・オプションは、法対象事業種の事業を実施しない案であり、『複数案の一つ』である。」とされている。



凡例

-  事業実施想定区域
-  一般国道
-  主要地方道(都道府県道)
-  一般都道府県道

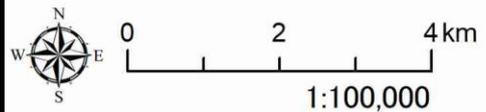
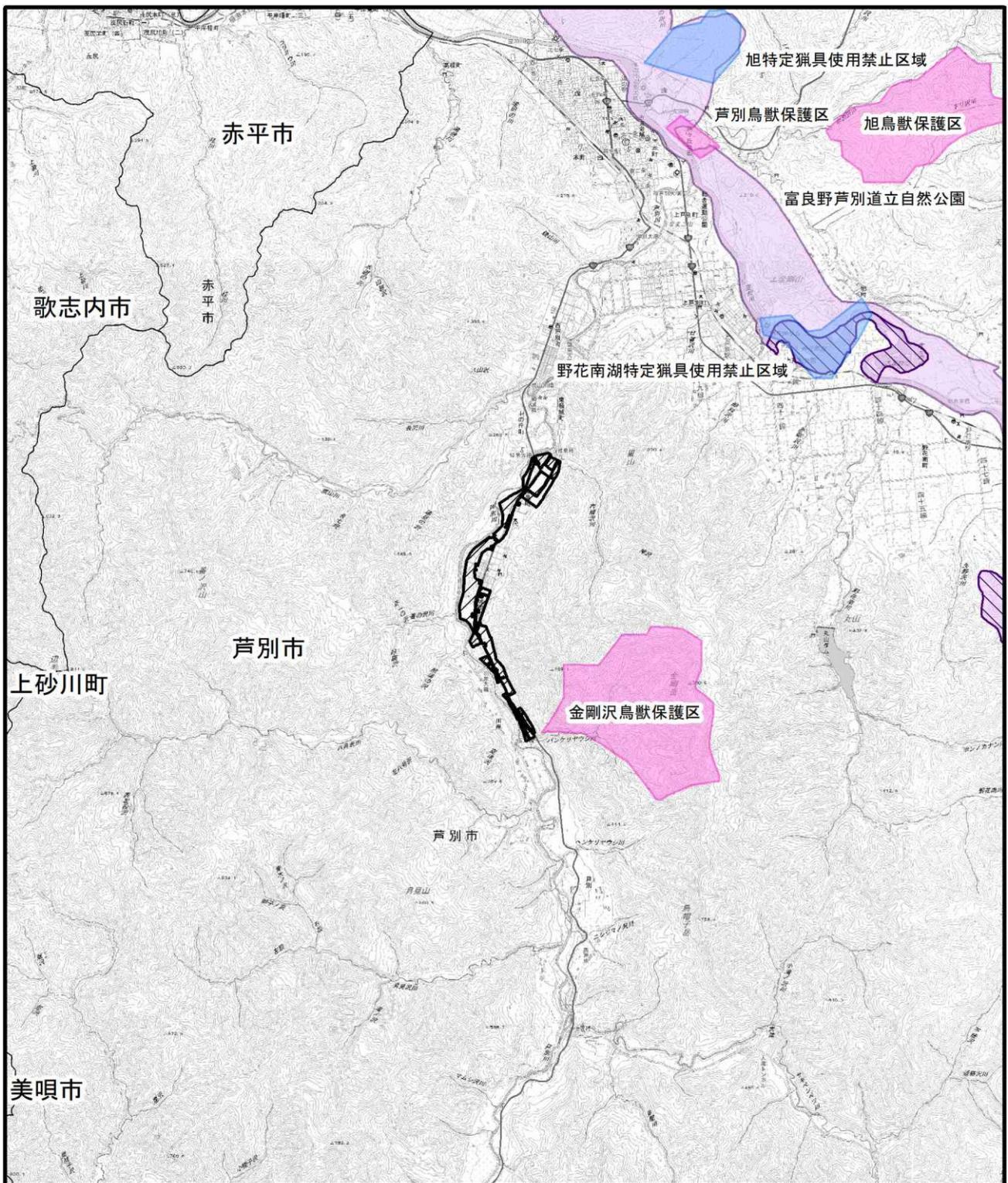


図 2.2-10 社会インフラ整備状況
と事業実施想定区域

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>)、2025年7月確認



凡例

- 事業実施想定区域
- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 自然公園地域
- 特別地域

出典：「令和6年度 鳥獣保護区等位置図」（北海道 HP <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/syuryo/ichizu.html>）、2025年7月確認
「国土数値情報 自然公園地域（2015年度）」（国土交通省 HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、2025年7月確認

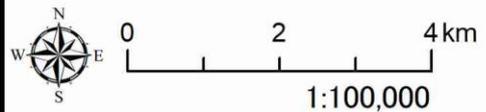
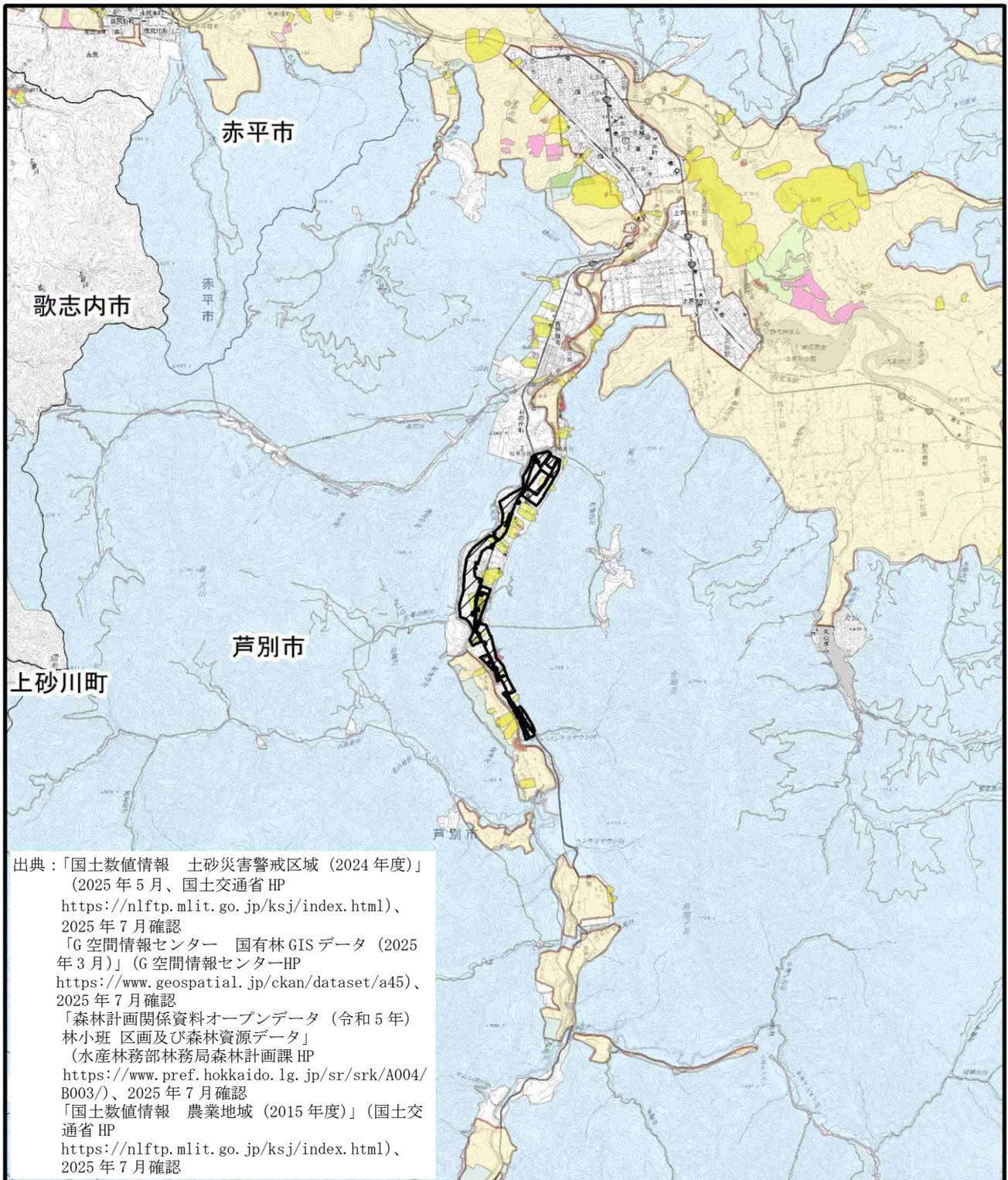


図 2.2-11 自然公園法又は北海道立自然公園条例における指定区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律における指定地区



出典：「国土数値情報 土砂災害警戒区域（2024年度）」
 （2025年5月、国土交通省HP
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、
 2025年7月確認
 「G空間情報センター 国有林GISデータ（2025年3月）」（G空間情報センターHP
<https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/a45>）、
 2025年7月確認
 「森林計画関係資料オープンデータ（令和5年）
 林小班 区画及び森林資源データ」
 （水産林務部林務局森林計画課HP
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/A004/B003/>）、2025年7月確認
 「国土数値情報 農業地域（2015年度）」（国土交通省HP
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、
 2025年7月確認

- 凡例
-  事業実施想定区域
 -  土砂災害特別警戒区域
 -  土砂災害警戒区域
 -  土砂崩壊防備保安林
 -  土砂流出防備保安林
 -  土砂流出防備保安林、保健保安林
 -  水源かん養保安林
 -  水源かん養保安林、土砂流出防備保安林
 -  農業地域

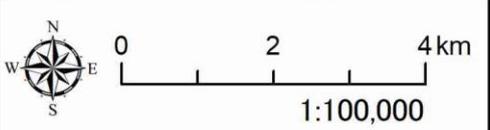
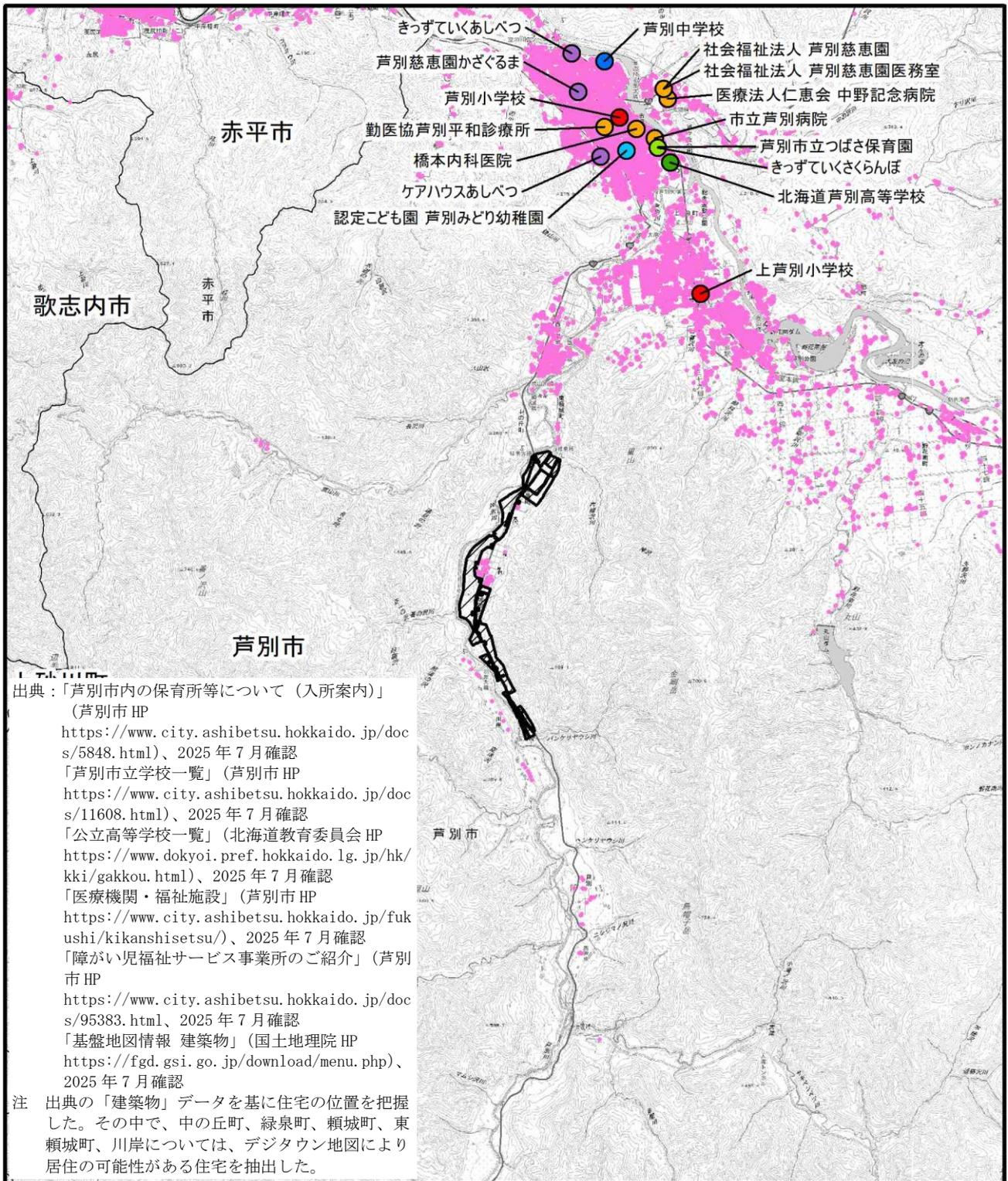


図 2.2-12 土砂災害防止法における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法における指定区域、森林法における保安林



凡例

	事業実施想定区域		中学校
	保育園		高等学校
	幼稚園		医療機関
	小学校		福祉施設
			住宅

0 2 4 km
1:100,000

図 2.2-13 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設等と事業実施想定区

2.2.7 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項

(1) 発電設備の概要

設置を予定している太陽電池の概要は、表 2.2-2 に示すとおりである。

表 2.2-2 設置を予定する太陽電池の概要（予定）

項目	内容
太陽電池	種類：結晶シリコン系太陽電池（予定）
	枚数：15.4万枚程度（予定）（2,382mm×1,134mm：650Wp）
	総発電出力：50,000kW程度（交流）、100,000kW程度（直流）（予定）

(2) 変電施設

変電施設等の計画は、表 2.2-3 に示すとおりである。

太陽電池で発電された直流の電気は、パワーコンディショナーで交流に変換され、PCS 昇圧変圧器、連系用変圧器を経て昇圧される。

なお、系統用蓄電池については設置の可能性があるが、設置した場合の配置については現在検討中である。

表 2.2-3 変電施設等の計画（予定）

項目	内容
パワーコンディショナー	360台（定格出力125kW/台）（予定） ^{注1}
昇圧変圧器（副変圧器）	16台（3,000kVA/台）（予定） ^{注2}
送電設備（連系用変圧器）	50MVA（1台）（予定）
系統用蓄電池	設置検討中（詳細未定）

注1 送電系統への送電電力は、パワーコンディショナー出力から自家消費電力を差し引いた45,000kW程度（交流）とする計画である。

注2 製品仕様の変更の可能性がある。

(3) 送電線及び系統連系地点

系統連系地点については、北海道電力ネットワーク株式会社の接続検討回答書より、芦別変電所への連系を予定している。

2.2.8 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

発電所の設備の具体的な配置計画等は現時点では未定であるが、可能な限り現況地形を活かして設置することを想定している。

現時点における太陽電池等の設置可能性がある範囲は、図 2.2-2 に示す事業実施想定区域の全域であるが、今後の環境影響評価手続等において、設計計画の検討や関係機関との協議並びに環境影響に関する予測・評価結果を踏まえて、周辺地域への環境影響の回避・低減等の対策を考慮した上で、太陽電池等の設置位置を決定する予定である。

なお、冒頭に記載のとおり、本事業の事業実施想定区域は炭鉱及び炭鉱住宅等の関連施設を含む芦別炭鉱の跡地に設定することから、事業実施想定区域内及びその周囲には複数の坑道跡等の炭鉱関連施設が存在している。このため、発電所の設備の配置計画の検討に際しては、必要に応じて、炭鉱関連施設の位置等も考慮した検討を行う。

2.2.9 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要

(1) 工事計画の概要

(a) 工事内容

具体的な工事内容、工法等の詳細については、今後の対象事業実施区域の絞り込み及び具体的な太陽電池等の設置位置の検討結果を踏まえて検討する予定であるが、現時点で想定される主な工事の内容は、以下のとおりである。

- ・ 造成・基礎工事：工所用資材等搬出入路及び管理道路整備、ヤード造成、基礎工事
- ・ 架台・据付工事：架台工事、太陽電池発電設備据付工事
- ・ 電気工事：送電線工事、所内配電線工事、変電施設工事、電気工事

(b) 工事期間及び工程

工事期間及び工程は、表 2.2-4 に示すとおり想定している。なお、冬季は休工を予定している。

- ・ 建設工事期間：着工後 1～22 ヶ月目程度（2029 年着工予定）
- ・ 試験運転期間：着工後 18～26 ヶ月目程度
- ・ 営業運転開始：着工後 23～26 ヶ月目程度（2031 年開始予定）

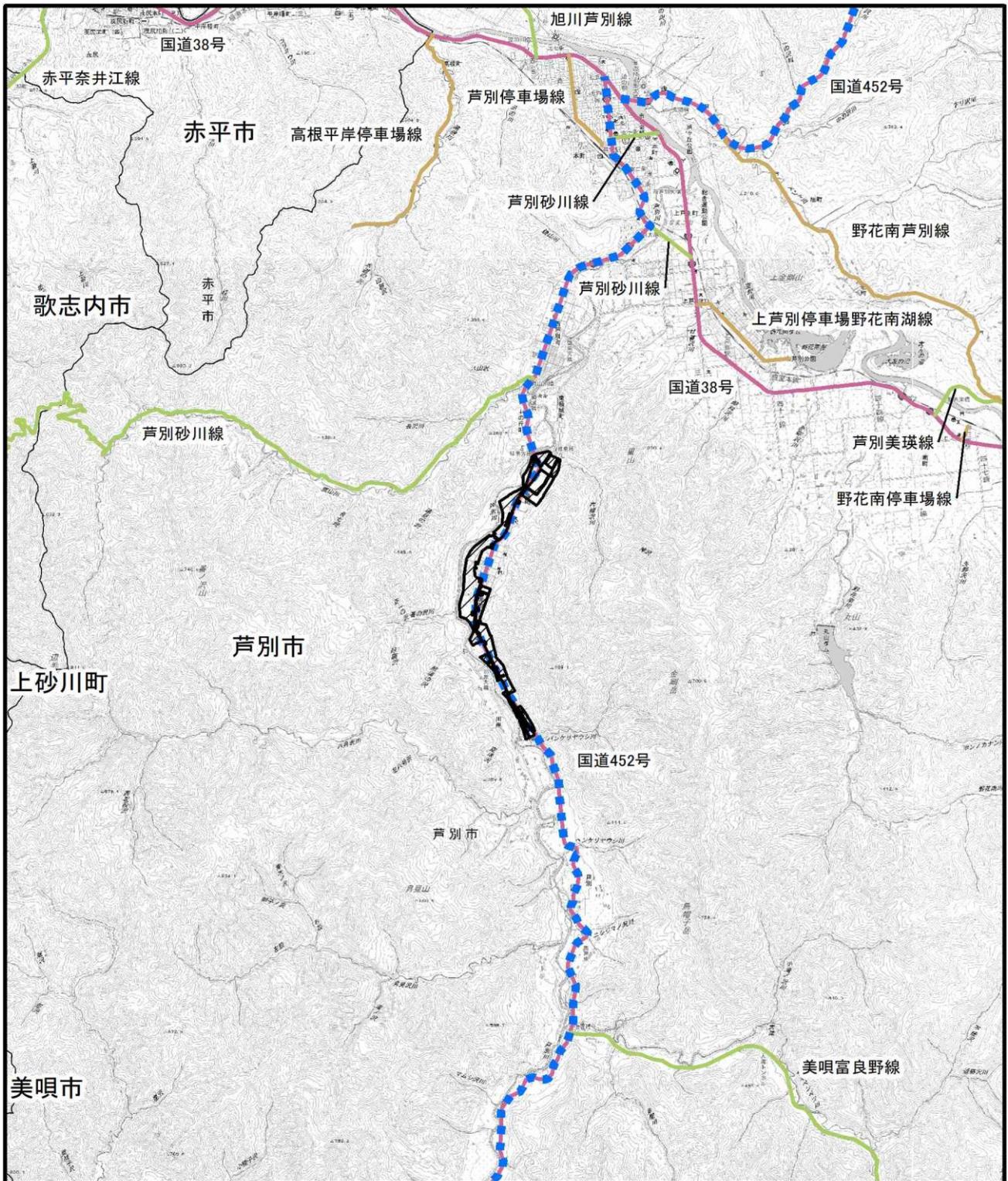
表 2.2-4 工事工程の概要

年		1年目												2年目												3年目			
		工事開始からの月数																											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
建設工事	造成・基礎	搬出入路・道路整備	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
		ヤード造成																											
		基礎工事																											
	架台・据付	架台工事																											
		発電設備据付工事																											
	電気	送電線工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		所内配電線工事																											
		変電施設工事																											
		電気工事																											
試験運転	-	-																											
営業運転	-	-																											

※上記の工程は現段階（配慮書段階）での予定であり、今後、変更となる可能性がある。

(2) 輸送計画

太陽電池その他の工所用資材等の搬出入路の詳細は、現時点では未定であるが、図 2.2-14 に示すとおり、北側の旭川市方面あるいは南側の夕張市方面から国道 452 号を経由することを想定している。



凡例

- 事業実施想定区域
- 搬出入路
- 一般国道
- 主要地方道(都道府県道)
- 一般都道府県道

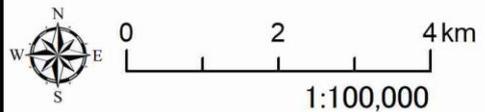


図 2.2-14 主な機材・機器等の搬出入路(案)

2.2.10 環境保全措置の方針

(1) 大気汚染、騒音、振動対策

大気汚染、騒音、振動対策として、可能な限り以下に努める。

- ・排ガス対策型建設機械の使用
- ・低騒音・低振動型建設機械の使用
- ・建設機械を含む関係車両のアイドリングストップの実施
- ・運行管理による工事用車両の集中化の回避 等

(2) 水質汚濁対策

水質対策として、必要に応じて、以下に努める。

- ・仮設沈砂池等の設置による場外への土砂や濁水の流出防止
- ・仮設沈砂池等の定期的な監視、浚渫や増設等の適切な管理 等

(3) 動植物保全対策

動植物保全対策として、既存資料調査により当該区域に重要な動植物の生息及び生育の可能性が確認された場合、方法書以降の手続で実施する調査、予測、評価に基づき、以下に示すような、本事業による環境影響を可能な限り回避又は低減する対策を検討する。

- ・樹木の伐採面積の最小化
- ・既存樹林の維持等による動植物の生息・生育環境の保全
- ・仮設沈砂池等の設置による場外への土砂や濁水の流出防止 等

(4) 廃棄物対策

廃棄物対策として、建設工事に伴って発生する廃棄物の処理を行う場合や、事業期間が終了となった、もしくは、事業継続が困難になった際に発電所の設備を撤去する場合に備えて、あらかじめ以下に示すよう対策を講じたうえで、地権者及び関係機関等と協議を行い、事業者の責任で適正に対応する。

- ・伐採樹木の有効な活用方法の検討
- ・太陽光パネル廃棄等費用の適切な積立
- ・廃棄物の分別及び再資源化等、関係法令に基づく適正処理 等

2.2.11 その他の事項

(1) 稼働中及び計画中の太陽電池発電所の状況

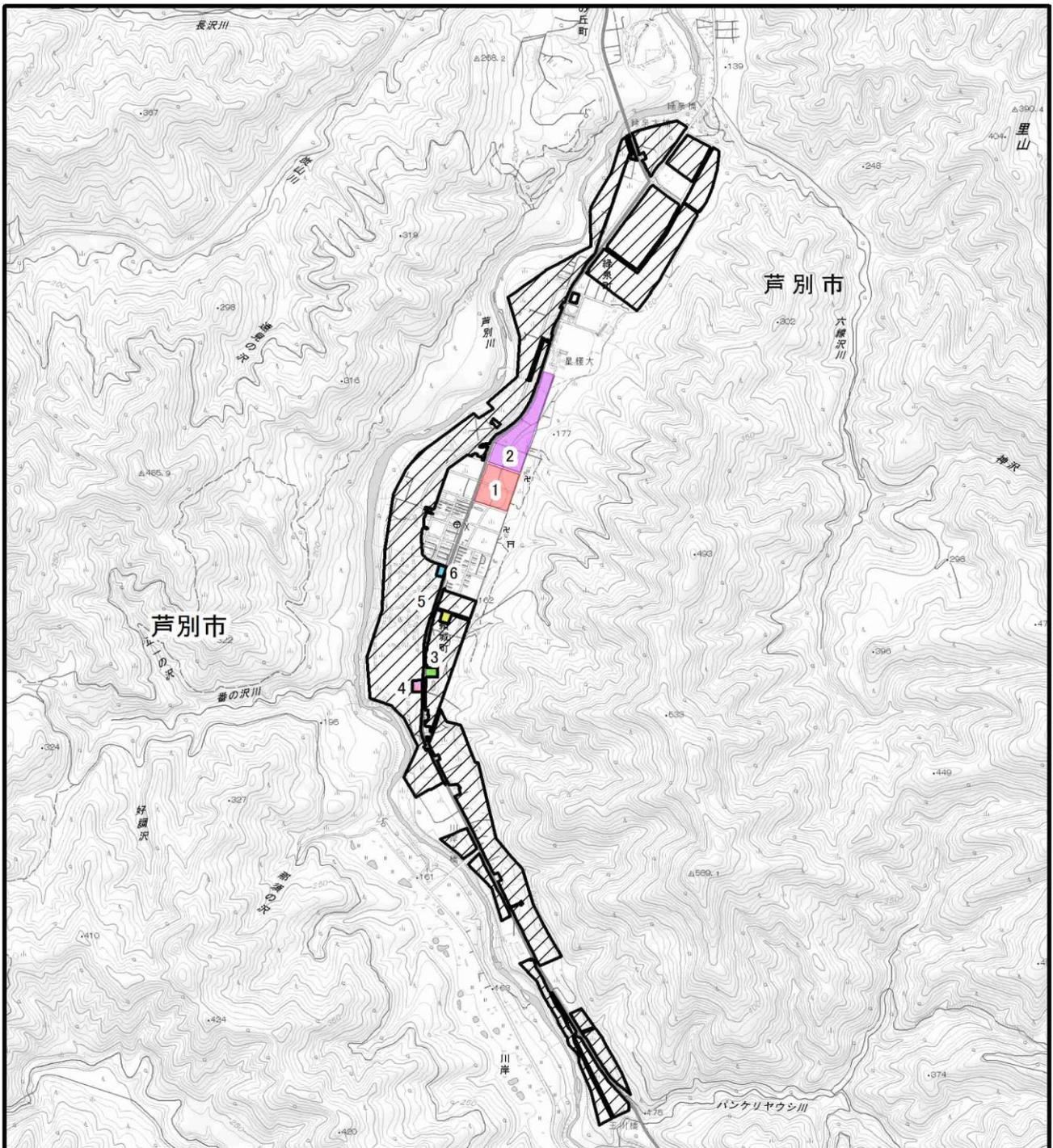
「環境アセスメントデータベース」(環境省 HP <https://eadas.env.go.jp/eiadb/webgis/index.html>、2025年7月確認)によると、事業実施想定区域の周囲において、環境影響評価法の手続きによる計画中の太陽電池発電所は存在しない。

なお、「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト 2025年5月31日時点」(経済産業省 HP <https://www.fit-portal.go.jp/publicinfo>、2025年7月確認)によると、事業実施想定区域の周囲において、表 2.2-5 及び図 2.2-15 に示す6件の事業計画認定を受けた太陽電池発電設備が存在している。

表 2.2-5 事業実施想定区域の周囲における稼働中の太陽電池発電所

No.	設備 ID	発電事業者名	発電設備の所在地	太陽電池の合計出力 (kW)	運転開始年月
1	A531661A01	合同会社アールジェイ 8 号	北海道芦別市頼城町 4-4-9	1261.4	2018年3月
2	A531882A01	日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社	北海道芦別市頼城町 4-2-1	2005.5	2018年3月
3	A602416A01	株式会社ニューステージ	北海道芦別市頼城町 7-3-1	63.1	2020年6月
4	A602417A01	株式会社ニューステージ	北海道芦別市頼城町 4-1	63.1	2020年6月
5	A602418A01	株式会社ニューステージ	北海道芦別市頼城町 4-6-1	63.1	2020年6月
6	A602420A01	株式会社ニューステージ	北海道芦別市頼城町 4-3-0	63.1	2019年12月

出典:「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト 2025年5月31日時点」(経済産業省 HP <https://www.fit-portal.go.jp/publicinfo>)、2025年7月確認



出典：「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト 2025年5月31日 時点」
 (経済産業省 HP <https://www.fit-portal.go.jp/publicinfo>、2025年7月確認)
 ※本図では、出典の情報を踏まえた上で、航空写真上で確認できた各発電所の太陽電池の設置範囲を示している。

凡例

-  事業実施想定区域
-  1 合同会社アールジェイ8号
-  2 日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社
-  3 株式会社ニューステージ
-  4 株式会社ニューステージ
-  5 株式会社ニューステージ
-  6 株式会社ニューステージ

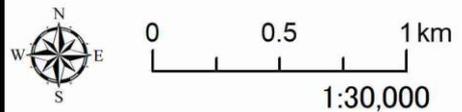


図 2.2-15 事業実施想定区域の
 周囲における
 稼働中の太陽電池発電所

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

本事業では、事業により想定される環境影響を踏まえ、芦別市を関係地方公共団体とした。

事業実施想定区域及びその周囲の概況の調査範囲は、関係地方公共団体である芦別市を基本とし、事業により想定される環境影響を踏まえ、環境影響評価方法書における「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び結果の手法」の検討に当たり必要と考えられる範囲として、項目ごとに図面等で示した範囲を対象とした。

3.1 自然的状況

3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象

(a) 気象の状況

事業実施想定区域及びその周囲の気象観測所は、北側約 5.5km に「芦別地域気象観測所」がある。芦別地域気象観測所における 1995 年～2024 年の地上気象観測結果によれば、年の平均気温は 7.6℃、平均風速は 1.9m/s、最多風向は南東、降水量は 1119.7mm となっている。

(2) 大気質

(a) 大気質の状況

「北海道環境白書'24」（2024 年、北海道）によると、芦別市では、大気汚染常時監視測定局は設置されておらず、大気質測定は実施されていない。

(b) 大気汚染に係る苦情の発生状況

芦別市では、大気汚染に係る苦情の発生状況は集計されていない。なお、2025 年 3 月の芦別市への聞き取りの結果、大気汚染に係る苦情は 2020 年 4 月から 2025 年 7 月現在まで確認されていない。

(3) 騒音

(a) 騒音の状況

「令和 5 年度騒音規制法等施行状況調査(2025 年 3 月、環境省)」、「北海道環境白書'24（2024 年 12 月、北海道）」「第 2 次芦別市環境基本計画（令和 2 年、芦別市）」を確認した結果、芦別市において、国又は自治体等による一般環境騒音に係る調査は実施されていない。

芦別市における自動車交通騒音の測定結果（2023 年度）は、芦別市上芦別町で実施されたものであり、昼間の等価騒音レベルが 64dB、夜間の等価騒音レベルが 57dB であり、昼間と夜間ともに環境基準に適合していた。

(b) 騒音に係る苦情の発生状況

芦別市では、騒音に係る苦情の発生状況は集計されていない。なお、2025 年 3 月の芦別市への聞き取りの結果、騒音に係る苦情は 2020 年 4 月から 2025 年 7 月現在まで確認されていない。

(4) 振動

(a) 振動の状況

「令和 5 年度騒音規制法等施行状況調査(2025 年 3 月、環境省)」、「北海道環境白書’ 24 (2024 年 12 月、北海道)」「第 2 次芦別市環境基本計画(令和 2 年、芦別市)」を確認した結果、芦別市において、国又は自治体等による振動に係る調査は実施されていない。

(b) 振動に係る苦情の発生状況

芦別市では、振動に係る苦情の発生状況は集計されていない。なお、2025 年 3 月の芦別市への聞き取りの結果、振動に係る苦情は 2020 年 4 月から 2025 年 7 月現在まで確認されていない。

(5) 超低周波音

(a) 超低周波音の状況

「北海道環境白書’ 24 (2024 年 12 月、北海道)」「第 2 次芦別市環境基本計画(令和 2 年、芦別市)」を確認した結果、芦別市において、国又は自治体等による超低周波音に係る調査は実施されていない。

(b) 超低周波音に係る苦情の発生状況

芦別市では、超低周波音に係る苦情の発生状況は集計されていない。なお、2025 年 3 月の芦別市への聞き取りの結果、超低周波音に係る苦情は 2020 年 4 月から 2025 年 7 月現在まで確認されていない。

3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象の状況

事業実施想定区域及びその周囲には主な河川として「空知川」、「芦別川」等が存在しており、事業実施想定区域周辺に「芦別川」の支流である「炭山川」、「番の沢川」及び「パンケリヤウシ川」等が流れている。

(2) 水質の状況

北海道では、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号)に基づき、環境基準の類型指定水域や有害物質による汚染のおそれのある河川など、水質監視の必要性が高い水域を対象に水質の常時監視を実施している。

常時監視に係る水質測定は、北海道が毎年策定する水質測定計画に基づき、北海道開発局、北海道、政令市(札幌市、函館市、旭川市)及び関係市町村がそれぞれ分担して行っており、2022 年度は、公共用水域の 97 水系、500 地点において常時監視が行われた。

事業実施想定区域及びその周囲では、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準に基づく健康項目及び生活環境項目等の測定は行われていない。ただし、主な河川である空知川の下流に位置する「空知大橋」、中流に位置する「泰山橋」において水質測定を行っている。継続監視調査では、一部の項目で環境基準が未達成となっている。

(3) 水底の底質の状況

「北海道環境白書’24（2024年12月、北海道）」「第2次芦別市環境基本計画（令和2年、芦別市）」を確認した結果、芦別市において、国又は自治体等による水底の底質に係る調査は実施されていない。

(4) 地下水の水質の状況

北海道では、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号、最終改正令和4年法律第68号）の規定により、北海道知事が作成した地下水の水質測定計画に基づき、地下水の水質調査として、継続監視調査及び汚染井戸周辺地区調査が行われている。芦別市では2022年度に継続監視調査が行われており、継続監視調査では、全地点において全測定項目について環境基準値を下回っている。

(5) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

芦別市では、水質汚濁に係る苦情の発生状況は集計されていない。なお、2025年3月の芦別市への聞き取りの結果、水質汚濁に係る苦情は2020年4月から2025年7月現在まで確認されていない。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌

(a) 土壌の状況

事業実施想定区域の土壌は主に「褐色低地土壌」及び「褐色森林土Ⅱ」であり、一部に「粗粒褐色低地土壌」及び「細粒グライ土壌」が分布している。

(b) 土壌汚染対策法に係る区域の指定状況

2025年3月の芦別市への聞き取りの結果、事業実施想定区域内には、「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」はないことを確認している。

(c) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

芦別市では、土壌汚染に係る苦情の発生状況は集計されていない。なお、2025年3月の芦別市への聞き取りの結果、土壌汚染に係る苦情は2020年4月から2025年7月現在まで確認されていない。

(2) 地盤

(a) 地盤の状況

「北海道環境白書’24（2024年12月、北海道）」「第2次芦別市環境基本計画（令和2年、芦別市）」、「令和5年度全国の地盤沈下地域の概況（2025年3月、環境省）」を確認した結果、芦別市において、国又は自治体等による地盤沈下に関する調査は実施されていない。

(b) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

芦別市では、地盤沈下に係る苦情の発生状況は集計されていない。なお、2025年3月の芦別市への聞き取りの結果、地盤沈下に係る苦情は2020年4月から2025年7月現在まで確認されていない。

い。

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

事業実施想定区域は「小起伏山地」及び「砂礫台地（下位）」、一部に「砂礫台地（中位）」からなる地形により構成されている。

(2) 地質の状況

事業実施想定区域は「礫・砂・粘土」、一部に「砂岩・泥岩互層（第三紀）」が分布している。なお、図には参考情報として、断層についても示した。

(3) 重要な地形・地質

事業実施想定区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）、「北海道文化財保護条例」（昭和 30 年条例第 83 号、最終改正平成 21 年条例第 15 号）及び「芦別市文化財保護条例」（昭和 37 年条例第 9 号）において指定されている地形・地質は分布していない。

また、「日本の地形レッドデータブック第 2 集」（2002 年、古今書院）に掲載されている地形は分布しないが、「日本の典型地形 国土地理院技術資料 D1-No. 357」に掲載されている地形の分布として、事業実施想定区域から約 15km の場所にキリギシ山が位置する。

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息状況

(a) 動物相の状況

事業実施想定区域及びその周囲を対象とした文献その他の資料による動物相の概況として、哺乳類が 11 科 21 種、鳥類が 50 科 204 種、爬虫類が 4 科 6 種、両生類が 3 科 3 種、昆虫類が 105 科 469 種、魚類が 9 科 23 種、底生動物が 4 科 4 種、それぞれ確認された。

(b) 動物の重要な種及び注目すべき生息地

(ア) 動物の重要な種

事業実施想定区域及びその周囲において、重要な動物として、哺乳類 7 種、鳥類 52 種、爬虫類 0 種、両生類 1 種、昆虫類 56 種、魚類 10 種、底生動物（昆虫類を除く）2 種を確認した。

(イ) 希少猛禽類の生息分布

事業実施想定区域及びその周辺では、クマタカ、オオタカ、オジロワシのメッシュが重複しており、クマタカとオジロワシについては、事業実施想定区域とメッシュが重複している。

(ウ) 動物の注目すべき生息地

1) 動物のその他の注目すべき生息地

事業実施想定区域及びその周囲には、鳥獣保護区、KBA 候補（河川）が分布している。

(2) 植物の生育状況

(a) 植物相の状況

事業実施想定区域及びその周囲を対象とした文献その他の資料による植物相の概況として、シダ植物が13科66種、裸子植物が4科8種、被子植物が123科1,409種で、合計140科1,483種の維管束植物が確認された。

(b) 植生の状況

1970年代の航空写真から事業実施想定区域の北部は主に住宅地（炭鉱住宅）として利用され、中央部に炭鉱施設（三井芦別炭鉱）が立地し、南部は主に農耕地として利用されていたことがわかる。その後、炭鉱施設については、閉山のために施設の多くは撤去され、住宅の多くも撤去されているほか、農耕地の多くは耕作が放棄されており、これらの場所はオオアワダチソウ群落等の草地またはハリエンジュ群落やヤナギ二次林等の先駆的な樹木によって構成される森林になっている。なお、ヤナギ二次林は、通常のヤナギ林が河川の攪乱の影響を受ける河畔に成立するのに対し、河川による攪乱の影響を受けない河岸段丘上の炭鉱施設跡地等に成立した二次林である。

(c) 植物の重要な種及び重要な植物群落等

(7) 植物の重要な種

事業実施想定区域及びその周囲において、重要な植物として200種を確認した。

(4) 重要な植物群落等

事業実施想定区域及びその周囲において、重要な植物群落として6群落を確認した。このうち、ヤナギ高木群落は、事業実施想定区域内で確認されているが、谷底の川沿いにみられるもので、太陽光パネル設置個所などの改変区域には含まれない計画である。

(7) 巨樹・巨木林等

事業実施想定区域及びその周囲に巨樹・巨木林は存在しない。

(3) 生態系の状況

(a) 事業実施想定区域及びその周囲の自然環境の概況及び環境類型区分

事業実施想定区域内は主に「草地」、「落葉広葉樹林（植林）」によって構成されており、その他、「落葉広葉樹林・針広混交林（自然林・二次林）」、「市街地等」、「水田・水辺等」も一部で見られる。また、事業実施想定区域周辺のうち、谷底平野には「市街地等」、「畑・芝地等」の分布が多く、山地斜面には、「落葉広葉樹林・針広混交林（自然林・二次林）」が広く分布する。

事業実施想定区域周辺には、重要な自然環境のまとまりの場として、自然公園、鳥獣保護区、KBA候補、自然植生（植生自然度9・10）がみられ、このうち、自然植生（植生自然度9・10）については、事業実施想定区域内にもわずかな面積であるが、分布している。

(b) 事業実施想定区域及びその周囲における食物連鎖

事業実施想定区域は標高約130～170mの谷底平野に位置しており、かつては主に炭鉱施設や炭鉱住宅が立地し、その周辺に農耕地がみられる土地利用であったが、現在では上記の建物の多く

は撤去され、一部は放置され、農耕地の多くも放棄され、主に草地や落葉広葉樹から成る若齢の二次林となっている。また、事業実施想定区域の周辺には、谷底平野では主に住宅地や農耕地、周辺の山地では主に落葉広葉樹林や針広混交林、針葉樹の植林がみられるほか、芦別川をはじめとした河川もみられる。

これらのことから、事業実施想定区域では、主に草地や若齢の二次林を基盤とした生態系が成立し、事業実施想定区域周辺では、一部に自然林を含む森林及び河川を主要な基盤とした生態系が成立している。また、これらの生態系は互いに関わり合いながら、本地域の食物連鎖や物質循環が形作られているものと考えられる。

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

(a) 景観資源

事業実施想定区域及びその周囲には、「岨山」、「大滝」、「イルムケップ火山」及び「新城仙台山の三本ナラ」等の14か所が存在する。なお、事業実施想定区域内には景観資源は存在しない。

(b) 主要な眺望点

事業実施想定区域及びその周囲には、「旭ヶ丘公園」、「上金剛山展望台」及び「新城峠」が存在する。なお、事業実施想定区域内には主要な眺望点は存在しない。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施想定区域内には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

(1) 空間線量率の状況

芦別市における国又は自治体等による放射性物質に係る公表された調査結果は確認できず、また、2025年3月の芦別市への聞取りの結果、調査は実施されていないことを確認している。

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

芦別市の人口及び世帯数は、減少傾向にある。

(2) 産業の状況

(a) 産業構造及び産業配置

芦別市の就業人口比率は「製造業」が最も高く、次いで「医療、福祉」、「卸売業、小売業」が高い。

(b) 生産品目、生産量及び生産額

(7) 農 業

芦別市における 2023 年の農業産出額は、芦別市は「米」が最も高く、次いで「鶏」が高い。

(イ) 林 業

芦別市における 2020 年の所有形態別林野面積は、「国有林」が最も広く、次いで「私有林」が広い。

(ウ) 商 業

芦別市における 2021 年の年間商品販売額は、10,485 百万円となっている。

(エ) 工 業

芦別市における 2020 年の製造品出荷額等は、1,751,387 百万円となっている。

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

芦別市における地目別土地利用の状況（2017 年～2021 年）によれば、「山林」の面積が最も大きい。事業実施想定区域内は「荒地」、「森林」、「建物用地」、「その他の農用地」、「その他の用地」及び「河川地及び湖沼」で占められている。

(2) 土地利用計画

(a) 都市計画法

芦別市における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正令和 6 年法律第 40 号）に基づく用途地域は、事業実施想定区域には指定は無く、その周囲では、芦別市街中心部に指定されている。

(b) 国土利用計画法

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）に基づく土地利用基本計画の地域の指定状況について、事業実施想定区域は、農業地域及び森林地域には指定されていないが、都市計画地域には指定されている。

3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲には、主な河川として「芦別川」が、湖沼として「野花南湖」が存在する。芦別町において、事業実施想定区域及びその周囲の河川における漁業権は設定されていない。また、保護水面、さけます増殖河川にも該当しない。

(2) 地下水の利用状況

芦別市では、水道水源として地下水が利用されている地域がある。事業実施想定区域周辺では川岸地区で11軒飲用井戸が設置されている。また、農業用、工業用、漁業用等のその他用途での地下水の利用は、確認されていない。

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

(a) 道路

事業実施想定区域の中央を南北に一般国道452号が走っている。

(b) 鉄道

事業実施想定区域及びその周囲では、北海道旅客鉄道（JR北海道）根室線（滝川～富良野）が存在する。

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、保育・幼稚園2園、小学校2校、中学校1校、高等学校1校、医療機関5院、福祉施設5施設が分布する。

事業実施想定区域から最も近い学校、病院及び福祉施設等は上芦別小学校であり事業実施想定区域からは、約3.7km離れている。

(2) 住宅の配置の概況

事業実施想定区域内には、数件の住宅が位置している。

3.2.6 下水道の整備状況

芦別市における下水道処理人口普及率は、88.8%となっている。

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物

芦別市における一般廃棄物処理の状況として、一般廃棄物のリサイクル率は、25.7%となっている。

(2) 産業廃棄物

事業実施想定区域から半径50km以内には、中間処理施設88か所、最終処分場14か所及び中間処理施設・最終処分場16か所が存在しており、その内、芦別市内には最終処分場1か所及び中間処理施設・最終処分場2か所が存在している。

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

(a) 環境基準

(7) 大気汚染

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正令和3年法律第36号)に基づき全国一律に定められている。

本事業において、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号、最終改正：令和4年法律第68号)に規定する施設及び作業に該当するものはない。

(イ) 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい条件として、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正令和3年法律第36号)に基づき定められている。

事業実施想定区域は騒音に係る環境基準の類型指定地域に該当しない。

(ウ) 水質汚濁

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正令和3年法律第36号)に基づき定められている。

事業実施想定区域の周囲においては空知川下流が河川B類型に、空知川中流が河川A類型に指定されており、事業実施想定区域内には芦別川が河川B類型に指定されている。

(エ) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正令和3年法律第36号)に基づき定められている。

(オ) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正令和3年法律第36号)に基づき全国一律に定められている。

(カ) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号、最終改正令和4年法律第68号)に基づき全国一律に定められている。

(b) 規制基準等

(7) 大気汚染

いおう酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、最終改正令和6年環境省令第17号)に基づき以下の式により算出したいおう酸化物の量とされている。この式において地域ごとに定められているK値は、芦別市では17.5^{※2}となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号、最終改正令和4年法律第68号)に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

なお、芦別市では、同法に基づく指定地域はない。

(イ) 騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号、最終改正令和4年法律第68号)に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び自動車交通騒音の要請限度が定められている。

芦別市では、「特定工場において発生する騒音」、「特定建設作業に係る騒音」及び「自動車騒音の要請限度」について、用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定はなく、北海道の基準が準用されている。

事業実施想定区域及び近接する範囲には、騒音規制の第2種区域及び第3種区域、一部に第4種区域の指定がある。

(ウ) 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和51年法律第64号、最終改正令和4年法律第68号)に基づき、特定工場において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び自動車交通振動の要請限度が定められている。

芦別市では、「特定工場等において発生する振動」、「特定建設作業に係る振動」及び「道路交通振動の要請限度」について、用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定はなく、北海道の基準が準用されている。

事業実施想定区域及び近接する範囲には、振動規制の第1種区域及び第2種区域の指定がある。

(イ) 水質汚濁

工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号、最終改正令和4年法律第68号)に基づき全国一律の排水基準が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲には、水質汚濁防止法の排出基準や条例の上乗せ排出基準が適用される河川はない。なお、本事業は上乗せ排出基準が適用される特定施設ではない。

※2 「芦別市」は、「大気汚染防止法施行令」(昭和43年政令第329号、最終改正令和3年政令第275号)の別表第三の区域において「一〇〇 前各号に掲げる区域以外の地域」に該当し、「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、最終改正令和6年環境省告示第17号)の別表第一において「令別表第三第一〇〇号に掲げる区域」となることから、K値は「17.5」となる。

(イ) 土壌汚染

土壌汚染の規制に関しては、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）に基づき、土壌汚染に関する規制基準が定められている。

なお、事業実施想定区域内には、「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」はない。

(2) 自然関係法令等

(a) 自然公園等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「北海道立自然公園条例」（昭和 33 年北海道条例第 36 号、最終改正令和 4 年北海道条例第 10 号）に基づく自然公園として、「富良野芦別道立自然公園」が分布している。

なお、事業実施想定区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）に基づく自然公園等は分布していない。

(b) 自然環境保全地域等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）及び「北海道自然環境等保全条例」（昭和 48 年北海道条例第 64 号、最終改正令和 6 年北海道条例第 16 号）に基づく自然環境保全地域等は分布していない。

(c) 鳥獣保護区等の指定状況

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、令和 4 年法律第 68 号）に基づく、事業実施想定区域及びその周囲における鳥獣保護区及び特別猟具使用禁止区域（銃）の指定概況は、事業実施想定区域及びその周囲においては、2 つの区域が特別猟具使用禁止区域（銃）に 3 つの区域が鳥獣保護区に指定されている。

(3) その他法令等

(a) 指定文化財

事業実施想定区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）、「芦別市文化財保護条例」（昭和 37 年条例第 9 号、最終改訂平成 21 年条例第 14 号）、「北海道文化財保護条例」（昭和 30 年条例第 83 号、最終改正平成 21 年条例第 15 号）により指定された天然記念物、史跡、名勝及び登録文化財（建造物）として、事業実施想定区域及びその周囲には、有形文化財の星槎大学(旧頼城小学校)校舎及び星槎大学(旧頼城小学校)体育館が分布している。

(b) 埋蔵文化財包蔵地

事業実施想定区域及びその周囲には、「文化財保護法」第 92 条の規定に基づく埋蔵文化財包蔵地が存在する。

事業実施想定区域及びその周囲における事業実施想定区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地の分布はない。

(c) 保安林

「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号、最終改正令和 5 年法律 63 号)の規定により指定された事業実施想定区域及びその周囲における保安林の分布状況は、以下に示すとおりである。

事業実施想定区域内には保安林の指定はない。事業実施想定区域の周囲には、水源かん養保安林が分布している。

(d) 砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲において、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号)に基づく「砂防指定地」は分布していない。

(e) 急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号、最終改正令和 5 年法律第 34 号)に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定位置は、事業実施想定区域内には、「急傾斜地崩壊危険区域」は分布していない。

(f) 地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周囲において、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号、最終改正令和 5 年法律第 34 号)に基づく「地すべり防止区域」は分布していない。

また、事業実施区域及びその周囲における、地すべり地形の分布状況は、以下に示すとおりである。事業実施想定区域内及びその周囲においては「地すべり地形」が分布している。

(g) 土砂災害警戒区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号、最終改正令和 4 年法律第 69 号)に基づく「土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域」の指定位置は、以下に示すとおりである。

事業実施想定区域内及びその周囲においては「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が分布している。

(h) 洪水浸水想定区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「水防法」(昭和 24 年法律第 193 号、最終改正平成 29 年法律第 31 号)に基づく「洪水浸水想定区域」の指定位置は、以下に示すとおりである。

事業実施想定区域内及びその周囲においては「洪水浸水想定区域」が分布している。

(i) その他の国土防災に係る区域等の指定

事業実施想定区域及びその周囲における、林野庁北海道森林管理局の「山地災害危険地区マップ」に基づく「山地災害危険地区」の指定位置は、以下に示すとおりである。

事業実施想定区域の周囲においては、「山腹崩壊危険地区」の指定があるが、事業実施想定区域内には「山腹崩壊危険地区」は分布していない。

(j) 景観法の指定地域

事業実施想定区域及びその周囲全域が、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正令和 6 年法律第 40 号）に基づき定められた「北海道景観計画」（2008 年 6 月策定、2024 年 4 月一部変更）による景観計画区域に指定されている。2014 年 4 月にあった変更では、太陽光発電設備及び風力発電設備に係る届出行為への位置付けが明確化された。

(k) 水資源保全地域

事業実施想定区域及びその周囲における、「北海道水資源の保全に関する条例」（平成 24 年北海道条例第 9 号）に基づく「水資源保全地域」の指定状況は、北に位置する空知川支流のパンケ幌内川支流中の沢川周辺において、「芦別市新城町地区水資源保全地域」が分布する。事業実施想定区域内には、水資源保全地域の指定はない。

(l) 芦別炭鉱遺産

事業実施想定区域及びその周囲における、「芦別炭鉱遺産マップ」（芦別市 HP）に基づく「芦別炭鉱遺産」の登録位置は、以下に示すとおりである。

事業実施想定区域及びの周囲では、複数の芦別炭鉱遺産が登録されている。

(4) その他環境保全計画等

(a) 北海道環境基本計画

北海道環境基本計画は、「北海道環境基本条例」（平成 8 年北海道条例第 37 号、最終改正平成 21 年北海道条例第 15 号）の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項などを明らかにしたものである。北海道では、「北海道環境基本条例」に基づき、循環と共生を基調とする持続可能な北海道を目指して、2008 年 3 月に「北海道環境基本計画[第 2 次計画]」が策定された。また、計画策定後の施策の進捗状況に関する点検・評価の結果や、環境及び社会経済の状況の変化を踏まえ、2016 年 3 月に[第 2 次計画]の改訂版が策定されている。「北海道環境基本計画 [第 3 次計画]」における施策体系の概要は、以下に示すとおりである。

基本計画の根幹として、「①地域から取り込む地球環境の保全」、「②北海道らしい循環型社会の形成」、「③自然との共生を基本とした環境の保全と創造」、「④安全・安心な地域環境の確保」及び「⑤共通の・基盤的な施策」の 5 つの施策分野が示されており、それぞれについて個別の計画が策定され、推進されている。

(b) 北海道地球温暖化対策推進計画

脱炭素社会に向けた取り組みとして、「北海道地球温暖化防止対策条例」（平成 21 年北海道条例第 57 号、最終改正令和 5 年北海道条例第 6 号）に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2010 年 5 月に「北海道地球温暖化対策推進計画（第 2 次）」が策定されている。その後、社会情勢の変化などから、2020 年 3 月に北海道では「2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、その実現に向けての取組を進めるため、2021 年 3 月「ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第 3 次）」が策定された。また、2023 年 3 月には、北海道地球温暖化防止対策条例の改正を踏まえ一部修正された「ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第 3 次）[改定版]）」が策定されている。

(c) 北海道循環型社会形成推進基本計画

循環型社会に向けた取り組みとして、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」（平成 20 年北海道条例第 90 号、最終改正平成 31 年北海道条例第 14 号）に基づき、2012 年 4 月に循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針や、北海道が総合的かつ計画的に講ずべき施策などの事項を定めた「北海道循環型社会形成推進基本計画」が策定されている。

この計画では、循環型社会の形成に関する施策の 4 つの基本的方針として、「3R の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「バイオマスの利活用の推進」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」が掲げられている。

また、2020 年 3 月には、計画に基づく指標の達成状況や、社会情勢の変化などを踏まえて、後継計画となる「北海道循環型社会形成推進基本計画（第 2 次）」が策定された。

(d) 北海道生物多様性保全計画

自然共生社会に向けた取り組みとして、北海道らしい自然共生社会の実現に向け自然環境を守る取り組み全般を「生物多様性の保全と持続可能な利用」という視点でまとめなおし、2010 年 7 月に、今後の北海道における目標と方針を示した「北海道生物多様性保全計画」が策定されている。

この計画は、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」であると同時に、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成 25 年北海道条例第 9 号、最終改正平成 27 年北海道条例第 8 号）に基づく「北海道生物多様性保全計画」として位置付けられ、2015 年 9 月に見直しが行われ、2024 年 11 月に北海道生物多様性保全計画（第 2 次計画）として改訂されている。

見直された計画では、世界的な生物多様性に関する議論の動向や国の施策の動向等を踏まえた、北海道の施策の方向性を示したものでもあり、北海道の社会環境及び自然環境の状況を踏まえた 4 つの基本方針を定め、基本方針ごとに令和 12 年（2030 年）までの中期目標を達成するため、実現している必要がある「目指すべき状態」や、取組を加速させていく必要がある「取るべき行動」が設定されている。

(e) 北海道自然環境保全指針

北海道自然環境保全指針とは、21 世紀を展望した長期的視点に立って、北海道の良好な自然環境を適切に保全するため、北海道における自然の現状を的確に把握し、これを評価して、北海道の保全を図るべき自然を明らかにするとともに、それらの自然環境の保護と利用に関する施策を総合的かつ計画的に展開するための目標と方向を示すものである。この指針では、保全を図るべき自然地域が、「身近な自然地域」と「すぐれた自然地域」の二つに区分して整理されている。

(7) 身近な自然地域

芦別市の「身近な自然地域」は「三段滝公園」、「夫婦滝公園」、「農村広場豊岡公園」が存在する。

(イ) すぐれた自然地域

芦別市の「すぐれた自然地域」は、「芦別岳」、「嵯山」、「夕張岳」、「芦別岳高山帯」が存在する。

(f) 北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン

北海道では、「太陽電池発電設備及び風力発電設備などの大規模な施設整備に当たって、事業者が北海道の雄大な自然景観や街並み景観などの周辺環境との調和を図るために配慮すべき考え方を示すとともに、まちづくりの中心となる市町村や地域住民の方々の理解を深めること」を目的として、2015年11月に「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」が策定されている。

このガイドラインでは、北海道の景観特性を踏まえた「自然を生かした景観」、「ゆとりと秩序ある空間としての景観」、「歴史的な景観」及び「風土に適した景観」の視点に立った景観形成をめざすことが重要との考えから、自然的地域・観光地地域・沿道・田園地域・市街地ごとに景観形成上の配慮事項が示されている。

(g) 第2次芦別市環境基本計画

芦別市では、良好で恵まれた環境を保全し、活用し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会をつくることを実践し、市内の環境を守り育てるため、「芦別市環境基本条例」（平成20年6月条例第28号）が制定されている。また、この条例を基本として、環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全・創造に関する基本的な計画として「第2次芦別市環境基本計画」（2020年3月発行）が定められている。

芦別市では、「循環型社会を目指すために再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの促進」が施策に掲げられている。

(h) 芦別市自然環境、景観等と太陽光発電施設の設置との調和に関するガイドライン

芦別市では、太陽光発電施設の設置に関し、自然環境や景観等との調和や周辺住民への説明、施設の適切な維持管理、事業終了後の施設の撤去・処分に配慮することで、太陽光発電施設が円滑に導入することを目的に2022年4月に「芦別市自然環境、景観等と太陽光発電施設の設置との調和に関するガイドライン」が制定されている。

このことから、太陽光発電施設の設置を計画している事業者は、法令やガイドライン等に沿って、必要となる手続・届出を行うこととなる。

また、本ガイドラインでは法令上開発行為が厳しく制限（原則不許可等）されている区域以外に、生活環境、景観、防災等の観点から、太陽光発電施設が設置されることにより、甚大な影響が想定される区域を、「設置に適さない区域」として定めている。

(白紙)

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

4.1 計画段階配慮事項の選定の結果

本事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下、「計画段階配慮事項」という。）については、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）（以下、「発電所アセス省令」という。）の別表第5に示される太陽電池発電所に係る参考項目（影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目^{※3}）を勘案し、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて、重大な影響のおそれのある環境要素を選定した。

計画段階配慮事項の選定状況は、表4.1-1に示すとおりであり、環境要素として、「水質」、「反射光」、「動物」、「植物」、「生態系」及び「景観」の6項目を選定した。計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由は、表4.1-2に示すとおりである。

なお、「計画段階配慮書手続きに係る技術ガイド」（2013年、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）において、「計画熟度が低い段階では、工事の内容や期間が決定していないため予測評価が実施できない場合もある。このような場合には、計画熟度が高まった段階で検討の対象とすることが望ましい。」とされている。本配慮書においては、工事中の影響を検討するために必要な工事計画等の策定ができる熟度に達していないが、方法書以降の手続において実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の回避又は低減が可能と考え、工事の実施による影響は対象としないこととした。

また、「発電所に係る環境影響評価の手引」（2025年、経済産業省産業保全・安全グループ電力安全課）において、「環境保全措置を講じることにより影響を回避・低減が可能と考えられる場合」又は「影響が可逆的、短期的または限定的である場合」には「重大な影響を受けるおそれがある場合として取り扱わず、配慮書段階における計画段階配慮事項として選定しないことができる」と記載されており、このことも踏まえて計画段階配慮事項の選定を行った。

方法書以降の手続においては工事の実施に係る影響要因である「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「造成等の施工による一時的な影響」に係る調査、予測及び評価の実施について検討する。

^{※3} 当該一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（「発電所アセス省令」第21条）

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定状況

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
			工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	の存在 地形変化及び施設	施設の稼働
環境要素の区分 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等				
		騒音	騒音				
		振動	振動				
	水環境	水質	水の濁り			○	
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				
		地盤	土地の安定性				
		その他	反射光			○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地				○	
	植物	重要な種及び重要な群落				○	
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物					
		残土					
一般環境中の放射性物質について、調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量					

注1 網掛け  は、「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「太陽電池発電所 別表第五」に係る参考項目であることを示す。

注2 網掛け  は、「発電所アセス省令」第26条の2第1項に定める「別表第十三」に係る参考項目（放射性物質）を示す。

注3 ○は計画段階配慮事項として選定した項目を示す。

表 4.1-2 (1) 計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由

環境要素の区分			影響要因	選定	選定する理由又は選定しない理由
大気環境	大気質	粉じん等	工所用資材等の搬出入	×	事業実施想定区域の周囲には複数の集落が存在し、工所用資材等の搬出入に伴う粉じん等の飛散による影響を受けるおそれがある。 ただし、配慮書段階では施設の配置や工事計画が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			建設機械の稼働	×	事業実施想定区域の周囲には複数の集落が存在し、建設機械の稼働に伴う粉じん等の飛散による影響を受けるおそれがある。 ただし、配慮書段階では施設の配置や工事計画が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
	騒音	騒音	工所用資材等の搬出入	×	事業実施想定区域の周囲には複数の集落が存在し、工所用資材等の搬出入に伴う騒音の発生による影響を受けるおそれがある。 ただし、配慮書段階では施設の配置や工事計画が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			建設機械の稼働	×	事業実施想定区域の周囲には複数の集落が存在し、建設機械の稼働に伴う騒音の発生による影響を受けるおそれがある。 ただし、配慮書段階では施設の配置や工事計画が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			施設の稼働	×	事業実施想定区域の周囲には複数の集落が存在し、施設の稼働に伴う騒音による影響を受けるおそれがある。 ただし、発生源となる PCS 等の施設の配置計画が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
	振動	振動	工所用資材等の搬出入	×	事業実施想定区域の周囲には複数の集落が存在し、工所用資材等の搬出入に伴う振動の発生による影響を受けるおそれがある。 ただし、配慮書段階では施設の配置や工事計画が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
建設機械の稼働			×	事業実施想定区域の周囲には複数の集落が存在し、建設機械の稼働に伴う振動の発生による影響を受けるおそれがある。 ただし、配慮書段階では施設の配置や工事計画が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。	
水環境	水質	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	×	事業実施想定区域及びその周囲には河川等が存在し、造成等の施工時において雨水排水による水の濁りによる影響を受けるおそれがある。 ただし、配慮書段階では施設の配置や工事計画が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			地形改変及び施設の存在	○	事業実施想定区域の周囲には河川が存在し、施設の存在に伴う雨水排水による水の濁りの発生による影響を受けるおそれがある。 このことから、計画段階配慮事項として選定する。

※選定欄の凡例： ○：計画段階配慮事項として選定する項目、×：計画段階配慮事項として選定しない項目

表 4.1-2 (2) 計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由

環境要素の区分		影響要因	選定	選定する理由又は選定しない理由	
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	×	事業実施想定区域内に重要な地形及び地質は存在せず、地形改変及び施設の存在に伴う重要な地形及び地質が重大な環境影響を受けるおそれがないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
	地盤	土地の安定性	地形改変及び施設の存在	×	事業実施想定区域及びその周囲は、比較的傾斜等の勾配が小さい「小起伏山地」、「砂礫台地（下位）」及び「砂礫台地（中位）」からなり、また、事業実施想定区域及びその周囲には砂防指定地等の砂防三法指定区域も存在していない。加えて、本事業においては、現状の地形をできる限り活用した事業とする計画である。これらのことから、地形改変及び施設の存在に伴う土地の安定性が重大な環境影響を受けるおそれがないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
	その他	反射光	地形改変及び施設の存在	○	事業実施想定区域の周囲には複数の集落が存在し、施設の存在に伴う反射光の発生による影響を受けるおそれがある。このことから、計画段階配慮事項として選定する。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	×	事業実施想定区域及びその周囲において動物の重要な種及び注目すべき生息地が確認されており、造成等の施工による一時的な影響を受けるおそれがある。ただし、配慮書段階では施設の配置や工事計画が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			地形改変及び施設の存在	○	事業実施想定区域及びその周囲において動物の重要な種及び注目すべき生息地が確認されており、地形改変及び施設の存在による影響を受けるおそれがある。このことから、計画段階配慮事項として選定する。
植物	重要な種及び重要な群落	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	×	事業実施想定区域及びその周囲において植物の重要な種及び重要な群落が確認されており、造成等の施工による一時的な影響を受けるおそれがある。ただし、配慮書段階では施設の配置や工事計画が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			地形改変及び施設の存在	○	事業実施想定区域及びその周囲において植物の重要な種及び重要な群落が確認されており、地形改変及び施設の存在による影響を受けるおそれがある。このことから、計画段階配慮事項として選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	×	事業実施想定区域及びその周囲において重要な自然環境のままとりの場が確認されており、造成等の施工による一時的な影響を受けるおそれがある。ただし、配慮書段階では施設の配置や工事計画が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			地形改変及び施設の存在	○	事業実施想定区域及びその周囲において重要な自然環境のままとりの場が確認されており、地形改変及び施設の存在による影響を受けるおそれがある。このことから、計画段階配慮事項として選定する。

表 4.1-2 (3) 計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由

環境要素の区分		影響要因	選定	選定する理由又は選定しない理由
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の使用	○	事業実施想定区域の周囲において主要な眺望点及び景観資源が確認されており、地形改変及び施設の使用による影響を受けるおそれがある。 このことから、計画段階配慮事項として選定する。
人と自然との活動の場	主要な人と自然との活動の場	工所用資材等の搬出入	×	事業実施想定区域及びその周囲において主要な人と自然との活動の場が確認されており、工所用資材等の搬出入に伴う影響を受けるおそれがある。 ただし、配慮書段階では施設の配置や工事計画が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		地形改変及び施設の使用	×	事業実施想定区域の周囲において主要な人と自然との活動の場が確認されているが、事業実施想定区域内には存在していない。 このことから、地形改変及び施設の使用に伴う主要な人と自然との活動の場が重大な環境影響を受けるおそれがないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
廃棄物等	産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	×	造成等の施工に伴い伐採木等が発生する見込みであり、産業廃棄物の発生による造成等の施工による一時的な影響を受けるおそれがある。 ただし、配慮書段階では施設の配置や工事計画が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		地形改変及び施設の使用	×	施設の使用として太陽電池の撤去等により産業廃棄物が発生する見込みであり、地形改変及び施設の使用に伴う産業廃棄物の発生による影響を受けるおそれがある。 ただし、配慮書段階では施設の配置等の詳細が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
	残土	造成等の施工による一時的な影響	×	造成等の施工に伴い残土が発生する見込みである。 ただし、配慮書段階では施設の配置や工事計画が決定しておらず、また、環境保全措置を講じることにより環境影響を低減することが可能であり重大な環境影響を回避又は低減できる可能性が高いと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
放射線の量		工所用資材等の搬出入、建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響	×	事業特性及び地域特性を踏まえると、工所用資材等の搬出入、建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響に伴い放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないと考えられる。 このことから、工所用資材等の搬出入、建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響に伴う放射線の量による重大な環境影響を受けるおそれがないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。

4.2 調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法は表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
水の濁り	地形改変及び施設 の存在	既存文献により事業実施想定区域及びその周囲の河川の分布状況及び集水区域を調査した。	事業実施想定区域と河川及び集水区域の重ね合わせにより、河川への影響の有無を整理した。	予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを評価した。
反射光	地形改変及び施設 の存在	既存文献により事業実施想定区域及びその周囲の学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅等の分布状況を調査した。	事業実施想定区域から1,000mの範囲に存在する配慮が特に必要な施設及び住宅等の数を算出するとともに、当該施設を可視領域図と重ね合わせることで、事業による反射光の影響を予測した。	予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを評価した。
動物	地形改変及び施設 の存在	既存文献及び専門家へのヒアリングにより、事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の生息状況、注目すべき生息地の分布状況を調査した。	事業実施想定区域と重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の重ね合わせにより、事業による動物への影響を予測した。	予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを評価した。
植物	地形改変及び施設 の存在	既存文献及び専門家へのヒアリングにより、事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の生育状況、重要な植物群落、巨樹・巨木林の分布状況を調査した。また、重要な植物群落については、現地調査結果も活用した。	事業実施想定区域と重要な種の生育環境、重要な植物群落、巨樹・巨木林等の重ね合わせにより、事業による植物への影響を予測した。	予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを評価した。
生態系	地形改変及び施設 の存在	既存文献により事業実施想定区域及びその周囲の重要な自然環境のまとまりの場の分布状況を調査した。	事業実施想定区域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより、事業による生態系への影響を予測した。	予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを評価した。
景観	地形改変及び施設 の存在	既存文献により事業実施想定区域及びその周囲の景観資源及び主要な眺望点の分布状況を調査した。	景観資源及び主要な眺望点と事業実施想定区域の重ね合わせにより地形改変及び施設の存在に伴う直接改変の有無を把握することにより、事業による景観（景観資源及び主要な眺望点の改変の程度）への影響を予測した。また、事業実施想定区域と予測地点との距離を把握すること及び可視領域図を作成して重ね合わせるにより、事業による景観への影響（主要な眺望景観の変化の程度）を予測した。	予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを評価した。

4.3 調査、予測及び評価の結果

4.3.1 水質

(1) 調査

(a) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・事業実施想定区域及びその周囲における河川の分布状況

(b) 調査手法

既存文献等の収集及び整理により、河川の分布状況を調査した。

(c) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(d) 調査結果

事業実施想定区域及びその周囲における河川の分布状況は、図 4.3.1-1 に示すとおりである。

(2) 予測

(a) 予測項目

予測項目は、以下に示すとおりとした。

- ・地形改変及び施設の存在による河川への影響の有無

(b) 予測手法

予測手法は、以下のとおりとした。

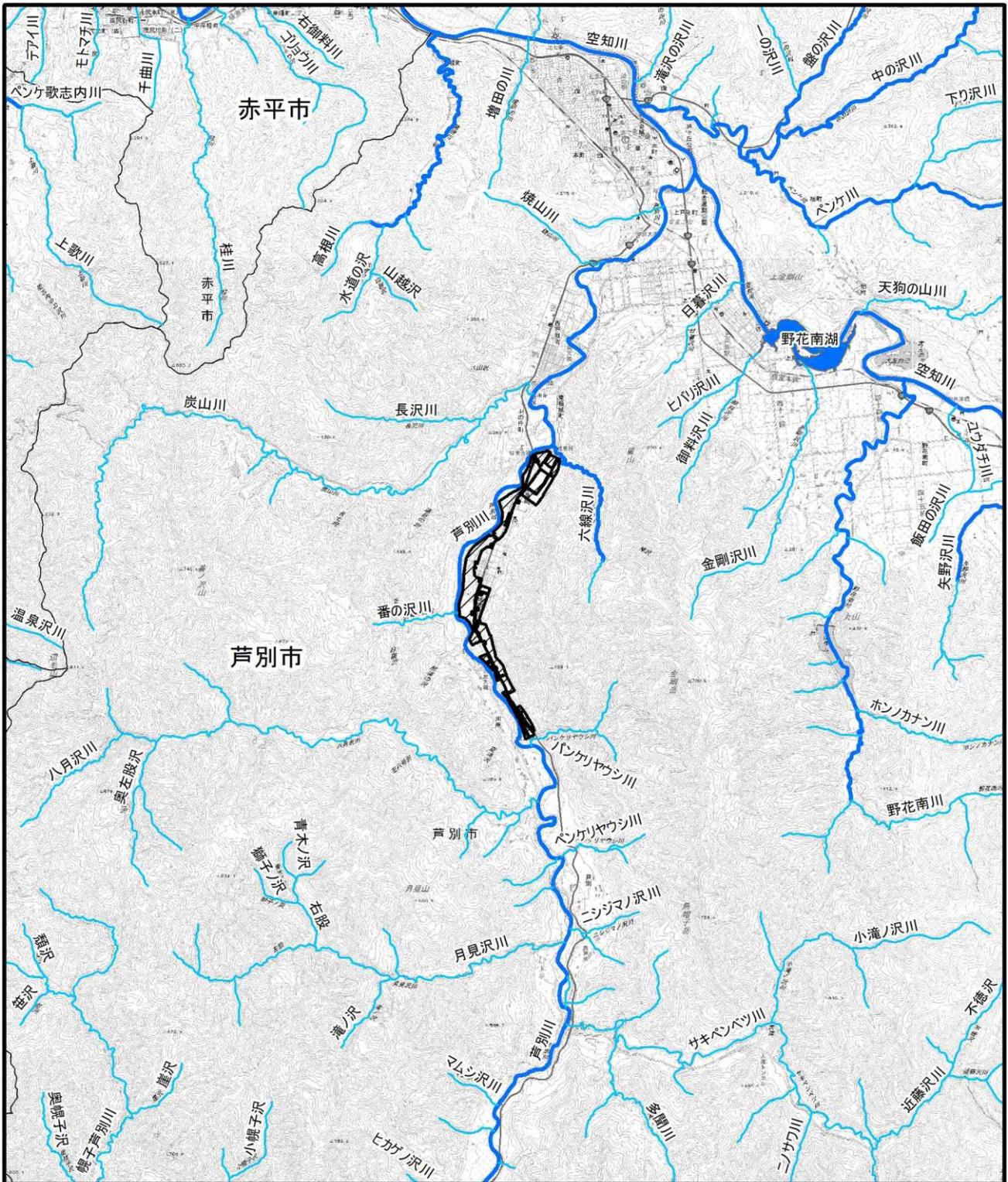
事業実施想定区域と河川及び集水区域の重ね合わせにより、事業による河川への影響を予測した。

(c) 予測地域

予測地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(d) 予測結果

図 4.3.1-2 に示すとおり、事業実施想定区域は芦別川の集水区域となる。事業実施想定区域からの雨水排水により、地形改変及び施設の存在に伴う水の濁りの影響が生じる可能性があるとして予測する。



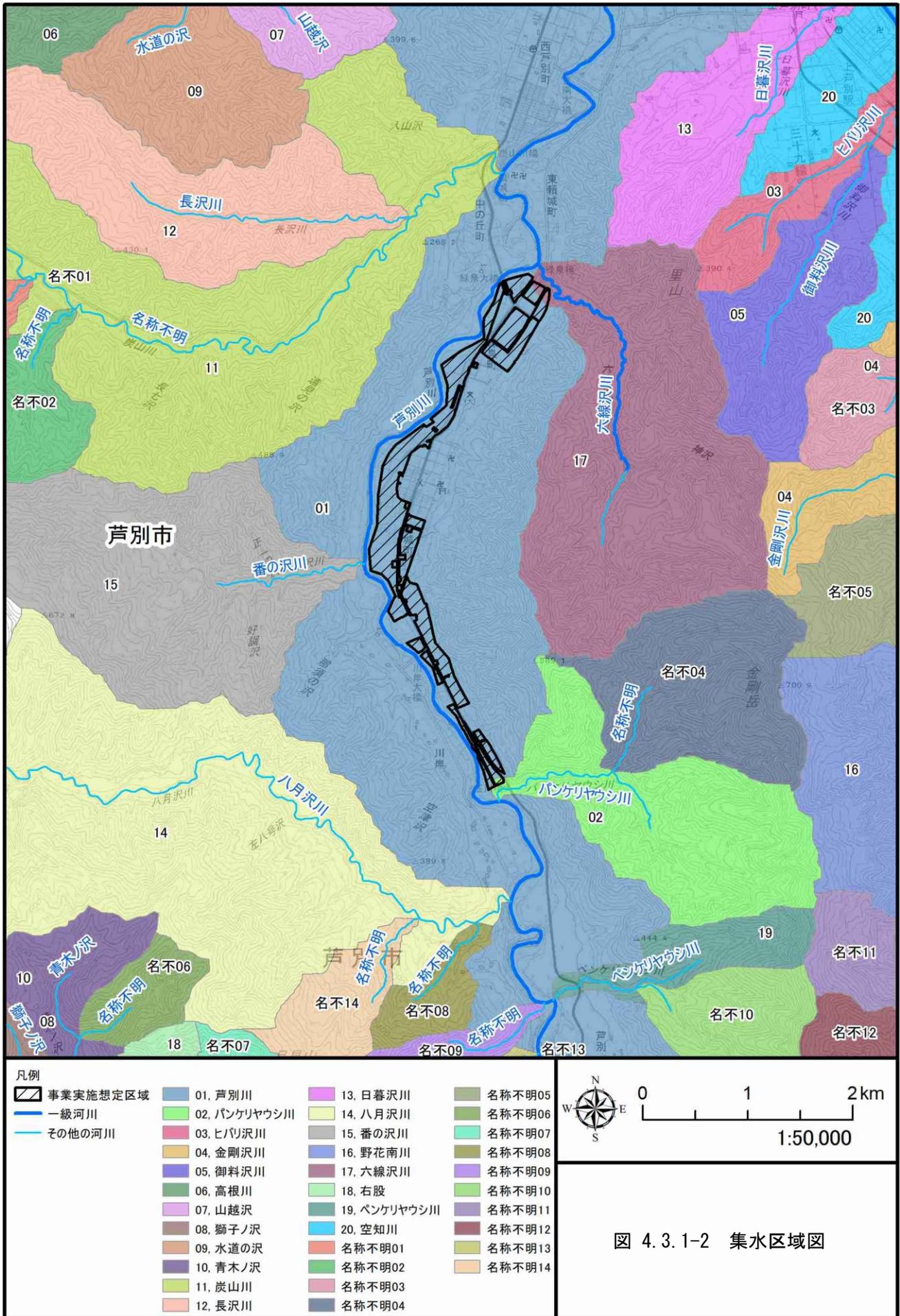
凡例

- 事業実施想定区域
- 一級河川
- その他の河川

出典：「国土数値情報 河川（2009年度）、湖沼（2005年度）」（国土交通省 HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、2025年7月確認

1:100,000

図 4.3.1-1
 河川の分布状況
 （第3章 再掲）



出典：「基盤地図情報（標高）より作成」（国土地理院 HP <https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>）、2025年7月確認

(3) 評価

(a) 評価手法

予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを評価した。

(b) 評価結果

事業実施想定区域は芦別川の集水区域となる。事業実施想定区域からの雨水排水により、地形改変及び施設の存在に伴う水の濁りの影響が生じる可能性がある。

ただし、現時点では、造成計画及び排水計画が未定であることから、今後の方法書以降の手續において、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・地形改変においては、できる限り地形改変面積を小さくするように努める。また、施設の存在時には、現状の草地環境をできる限り維持することにより、地形改変及び施設の存在に伴う雨水排水による濁り等の河川への影響の低減を図る。
- ・必要に応じて、沈砂池等の設置による場外への土砂や濁水の流出を防止することにより、地形改変及び施設の存在に伴う雨水排水による水の濁り等の河川への影響の低減を図る。

今後の手續において以上を確実に実施することにより、事業による重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

4.3.2 反射光

(1) 調査

(a) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・事業実施想定区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅等の分布状況

(b) 調査手法

基盤地図情報、国土数値情報及びその他の既存資料を収集・整理し、事業実施想定区域の周辺における住宅等、学校、病院及び福祉施設等の分布状況を調査した。

(c) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(d) 調査結果

調査結果は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況」に示したとおりである。

(2) 予測

(a) 予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・事業実施想定区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅等への影響

(b) 予測手法

予測手法は、以下のとおりとした。

既存の知見^{注1}及び事業実施想定区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅等の分布状況を踏まえ、事業実施想定区域から1,000mの範囲^{注2}に存在する配慮が特に必要な施設及び住宅等の数を算出するとともに、当該施設を可視領域図と重ね合わせることで、事業による反射光の影響を予測した。

なお、可視領域図は、各眺望点から可視となる範囲について、国土地理院の基盤地図情報（10m標高メッシュ）を用いて作成した。このため樹木や建物などの遮蔽物の存在による可視、不可視は考慮していない。

注1「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」（2019年、太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会）によると、反射光に関する苦情等の発生について、住宅の距離及び苦情件数は、0m以上10m未満が13件、10m以上50m未満が14件であるのに対し、50m以上100m未満が3件、100m以上が2件挙げられている。

注2「注1」に記載のとおり、発電所から距離が離れるほど反射光による苦情の件数が少なくなる傾向があるが、100m以上の距離が離れていた場合であっても苦情が発生する可能性があることから、予測の対象範囲は、事業実施想定区域に隣接する地区を概ね網羅する範囲として1000mを設定した。

(c) 予測地域

調査地域は、予測手法で設定した地域（事業実施想定区域から 1,000m の範囲）とした。

(d) 予測結果

事業実施想定区域から 1,000m の範囲における住宅等の分布状況は表 4.3.2-1 及び図 4.3.2-1 に示すとおりである。

事業実施想定区域内において住宅等は 2 件、事業実施想定区域から 200m の範囲において住宅等は合計 64 軒、500m の範囲においては合計 83 軒、1,000m の範囲においては合計 89 軒存在する。

事業実施想定区域から 200m の範囲における距離別の分布状況は、区域内の範囲では 2 軒、0～50m の範囲では 30 軒、50～100m の範囲では 14 軒、100～150m の範囲では 14 軒、150～200m の範囲では 4 軒が存在する。

事業実施想定区域から最も近い学校、病院及び福祉施設等は表 4.3.2-2 及び図 4.3.2-1 に示すとおりである。事業実施想定区域から最も近い学校、病院及び福祉施設等は上芦別小学校であり事業実施想定区域からは、約 3.7km 離れている。ただし、上芦別小学校は可視領域図上で不可視となっており、事業実施想定区域及び太陽光パネルが視認される可能性は低いと考えられる。

以上のことから、住宅等の一部については、反射光の影響が生じる可能性があるとして予測する。

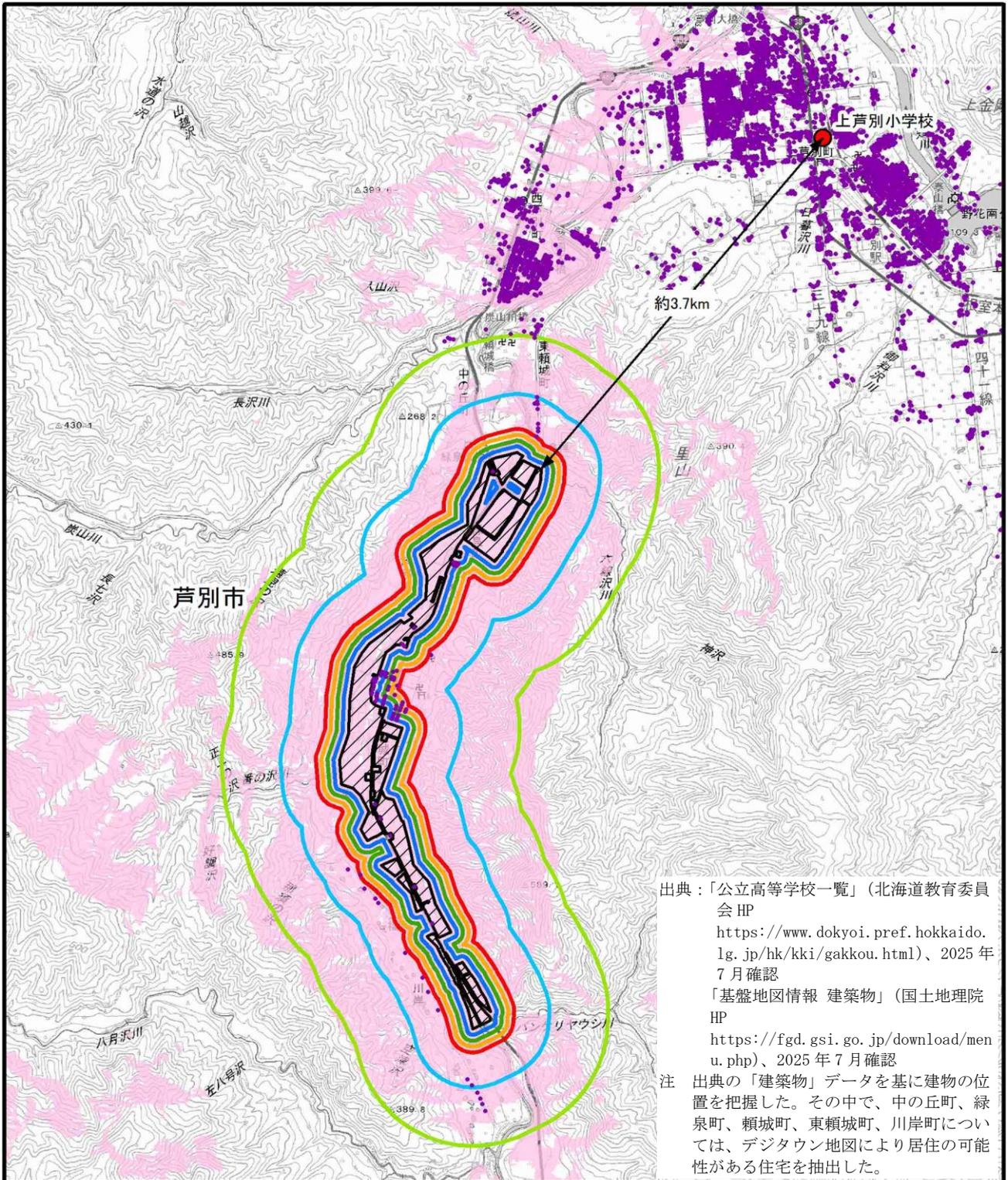
表 4.3.2-1 事業実施想定区域から 1,000m の範囲における住宅等の分布状況

(単位：軒)

分類	事業実施想定区域からの距離							計
	区域内	0～50m	50～100m	100～150m	150～200m	200～500m	500～1,000m	
住宅等	2	30	14	14	4	19	6	89

表 4.3.2-2 事業実施想定区域から最も近い学校、病院及び福祉施設等

分類	施設名	所在地	事業実施想定区域からの距離
小学校	上芦別小学校	北海道芦別市上芦別町 79	約 3.7km



出典：「公立高等学校一覧」（北海道教育委員会 HP
<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/gakkou.html>）、2025年7月確認
 「基盤地区情報 建築物」（国土地理院 HP
<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>）、2025年7月確認
 注 出典の「建築物」データを基に建物の位置を把握した。その中で、中の丘町、緑泉町、頼城町、東頼城町、川岸町については、デジタウン地図により居住の可能性のある住宅を抽出した。

凡例	
	事業実施想定区域
	小学校
	住宅等
	可視領域
	事業実施想定区域からの距離 0～50m
	50～100m
	100～150m
	150～200m
	200～500m
	500m～1,000m

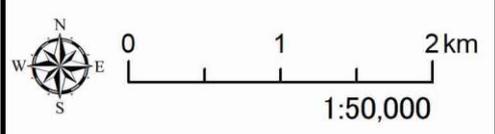


図 4.3.2-1 事業実施想定区域から1,000mの範囲における住宅等の分布状況

(3) 評価

(a) 評価手法

予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを評価した。

(b) 評価結果

予測の結果は、以下のとおりであった。

事業実施想定区域から 1,000m の範囲における住宅等の分布状況は表 4.3.2-1 及び図 4.3.2-1 に示すとおりである。

事業実施想定区域内において住宅等は 2 件、事業実施想定区域から 200m の範囲において住宅等は合計 64 軒、500m の範囲においては合計 83 軒、1,000m の範囲においては合計 89 軒存在する。

事業実施想定区域から 200m の範囲における距離別の分布状況は、区域内の範囲では 2 軒、0～50m の範囲では 30 軒、50～100m の範囲では 14 軒、100～150m の範囲では 14 軒、150～200m の範囲では 4 軒が存在する。

事業実施想定区域から最も近い学校、病院及び福祉施設等を表 4.3.2-2 に示すとおりである。事業実施想定区域から最も近い学校、病院及び福祉施設等は上芦別小学校であり事業実施想定区域からは、約 3.7km 離れている。ただし、上芦別小学校は可視領域図上で不可視となっており、事業実施想定区域及び太陽光パネルが視認される可能性は低いと考えられる。

以上のことから、住宅等の一部については、反射光の影響が生じる可能性があるとして予測した。

以上を踏まえ、今後の方法書以降の手續において、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・ 今後の方法書以降の手續で実施する現地調査においては、住宅等の分布状況を踏まえて調査地点を設定する。
- ・ 太陽電池等の配置計画の検討にあたっては、方法書以降の手續で実施する調査及び予測結果等を踏まえ、土地の傾斜及び地形の状況等を考慮する。
- ・ 太陽光電池等の配置計画の検討にあたっては、事業実施想定区域の辺縁において、必要に応じて既存樹林を維持するとともに、住宅等からの距離の確保に努める。

今後の手續において、以上を確実に実施することにより、事業による重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

4.3.3 動物

(1) 調査

(a) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・重要な種の生息状況
- ・注目すべき生息地の分布状況

(b) 調査手法

既存文献等の収集整理及び専門家等へのヒアリングを実施した。

(c) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(d) 調査結果

(7) 重要な種の生息状況

調査の結果、事業実施想定区域及びその周囲において、重要な種として、哺乳類7種、鳥類52種、爬虫類0種、両生類1種、昆虫類56種、魚類10種、底生動物（昆虫類を除く）2種を確認した。調査結果及び生態的特性から考えられる、事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の主な生息環境は表4.3.3-1～表4.3.3-6に示すとおりである。

表 4.3.3-1 事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の主な生息環境(哺乳類)

No.	目名	科名	和名	選定基準 ^{注1}		主な生息環境
				D	E	
1	齧歯目	リス科	シベリアシマリス	DD ^{注2}	Dd ^{注2}	森林、森林周辺の開けた環境
2		キヌゲネズミ科	ムクゲネズミ	NT ^{注3}	Nt	森林、疎林
3	兔形目	ナキウサギ科	キタナキウサギ	NT ^{注4}	Nt ^{注4}	高山帯のガレ場
4	翼手目	ヒナコウモリ科	ヤマコウモリ	VU	Nt	森林（樹洞を隠れ家にする）
5			ヒナコウモリ		Nt	森林（樹洞を隠れ家にする）
6	食肉目	イタチ科	クロテン	NT ^{注5}	Nt ^{注5}	森林
7			オコジョ	NT ^{注6}	Vu ^{注6}	森林、高山
合計	4目	5科	7種	6種	7種	

※ 種の分類、配列は原則として「世界哺乳類標準和名リスト2021年度版」（2021年、川田ら、日本哺乳類学会 URL：<https://www.mammalogy.jp/list/index.html>）に準拠した。

注1 選定基準は表3.1.9に対応する。

注2 亜種「エゾシマリス」としての指定

注3 亜種「ミヤマムクゲネズミ」としての指定

注4 亜種「エゾナキウサギ」としての指定

注5 亜種「エゾクロテン」としての指定

注6 亜種「エゾオコジョ」としての指定

表 4.3.3-2 (1) 事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の主な生息環境(鳥類)

No.	目名	科名	和名	渡り区分	選定基準 ^{注1}				主な生息環境
					A	B	D	E	
1	カモ目	カモ科	コクガン	冬鳥	天		VU	N	海岸近くの岩礁、沖合、沿岸部の湖沼
2			シジュウカラガン	旅鳥		国内	CR	Vu	農耕地、湖沼
3			ハクガン	旅鳥			CR	N	農耕地、河川敷、平野部の湖沼
4			サカツラガン	旅鳥			DD	Dd	農耕地、平野部の湖沼
5			ヒシクイ	旅鳥	天		VU・NT ^{注2}	N ^{注3}	湖沼、河川敷、水田、草地
6			マガン	旅鳥	天		NT	N	湖沼、水田、草地
7			カリガネ	旅鳥			EN	Nt	湖沼、農耕地、水田
8			オシドリ	夏鳥			DD	Nt	山間部の湖沼、ダム湖、河川の上流部
9	キジ目	キジ科	エゾライチョウ	留鳥			DD	Nt	森林
10			ウズラ	夏鳥			VU	Nt	草地、河川敷、農耕地
11	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	夏鳥			NT	Nt	河川敷、農耕地周辺の林、低山帯の幼齢人工林
12	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	夏鳥			NT	Dd	湖沼周辺、川沿い
13		ツル科	タンチョウ	留鳥	特天	国内	VU	Vu	湿原、河川の下流部、海岸に近い湖沼周辺
14	チドリ目	セイタカシギ科	セイタカシギ	旅鳥			VU	Nt	干潟、浅くて見通しのよい大きな池、水の溜まった埋立地
15		チドリ科	イカルチドリ	夏鳥				Dd	河川の中・下流部の河川敷
16		シギ科	ホウロクシギ	旅鳥		国際	VU	Vu	河口部、海岸近くの湖沼
17			ハマシギ	旅鳥			NT	Nt	河口部、海岸近くの湖沼、内陸の水域
18		ヤマシギ	夏鳥				N	森林	
19		オオジシギ	夏鳥			NT	Nt	湿原、河川敷、農耕地、伐採跡、幼齢人工林	
20		タカブシギ	旅鳥			VU	Vu	河口部、海岸近くの湖沼、内陸の河川沿い	
21		ツルシギ	旅鳥			VU	Vu	河口部、湖沼	
22		カモメ科	オオセグロカモメ	留鳥			NT	Nt	海岸、海に近い湖沼、河川下流部
23		ペリカン目	サギ科	チュウサギ	夏鳥			NT	河川下流部、湖沼、水田
24	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	夏鳥			NT	Nt	海岸沿い、湖沼
25		タカ科	ハチクマ	夏鳥			NT	Nt	森林
26			クマタカ	留鳥		国内	EN	En	山地の森林
27			ツミ	留鳥				Dd	森林
28			ハイタカ	留鳥			NT	Nt	森林、森林周辺の農地・草地
29			オオタカ	留鳥			NT	Nt	森林、森林周辺の農地・草地
30			チュウヒ	夏鳥		国内	EN	En	河川敷や湖沼周辺の湿原
31			オオワシ	冬鳥	天	国内	VU	Vu	海岸、湖沼、河川下流部
32			オジロワシ	留鳥	天	国内	VU	Vu	河川沿い、湖沼、海岸沿い
33			フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	夏鳥			Dd
34		キンメフクロウ		冬鳥			CR	Cr	森林
35	オオコノハズク	留鳥					Nt	森林	
36	トラフズク	夏鳥					Nt	平野部の林	
37	シロフクロウ	冬鳥					Dd	海岸、砂丘草原、原野、農耕地	
38	ワシミミズク	留鳥			国内	CR	Cr	森林、農耕地	
39	シマフクロウ	留鳥			国内	CR	Cr	森林	
40	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	夏鳥			Vu	森林	
41	キツツキ目	キツツキ科	ミュビゲラ	留鳥		国内	CR	Cr	森林
42			コアカゲラ	留鳥				Dd	森林
43			オオアカゲラ	留鳥				Dd ^{注4}	森林
44			クマガラ	留鳥	天		VU	Vu	森林
45	ハヤブサ目	ハヤブサ科	シロハヤブサ	冬鳥			Dd	平野部、海岸	
46		ハヤブサ	留鳥		国内	VU	Vu	海岸、河川、湖沼、農耕地	
47	スズメ目	モズ科	アカモズ	夏鳥		国内	EN	En	農耕地、草原、河川敷
48		センニュウ科	マキノセンニュウ	夏鳥			NT	Nt	平地の草原、湿地

表 4.3.3-2 (2) 事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の主な生息環境(鳥類)

No.	目名	科名	和名	渡り 区分	選定基準 ^{注1}				主な生息環境
					A	B	D	E	
49	スズメ目	アトリ科	ギンザンマシコ	留鳥				Nt	森林
50		ホオジロ科	ホオアカ	夏鳥				Nt	平地の草原、ヨシ原、畑、田のあぜ
51			シマアオジ	夏鳥		国内	CR	Cr	平野部の草地、湿原、河川敷
52			コジュリン	旅鳥			VU	Dd	海岸近くの岩礁、沖合、沿岸部の湖沼
合計	12 目	20 科	52 種		7 種	13 種	39 種	51 種	

※ 種の分類、配列は原則として「日本鳥類目録 第7版」(2012年、日本鳥学会)に準拠した。

注1 選定基準は表 3.1.9に対応する。

注2 亜種「ヒシクイ」(VU)及び亜種「オオヒシクイ」(NT)としての指定

注3 亜種「ヒシクイ」(N)及び亜種「オオヒシクイ」(N)としての指定

注4 亜種「エゾオオアカゲラ」としての指定

表 4.3.3-3 事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の主な生息環境(両生類)

No.	目名	科名	和名	選定基準 ^注				主な生息環境
				B	C	D	E	
1	有尾目	サンショウウオ科	エゾサンショウウオ			DD	N	森林、止水域
合計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	1 種	1 種	

※ 種の分類、配列は原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト (2024年3月11日版)」(2024年、日本爬虫両棲類学会 http://herpetology.jp/wamei/index_j.php)に準拠した。

注 選定基準は、表 3.1-9に対応する。

表 4.3.3-4 事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の主な生息環境(昆虫類)

No.	目名	科名	和名	選定基準 ^注			主な生息環境
				B	D	E	
1	トンボ目 (蜻蛉目)	イトトンボ科	カラカネイトトンボ			R	湿原
2			オオイトトンボ			R	池沼、湿地、水田、流れの緩やかな小川
3		ムカシトンボ科	ムカシトンボ			N	溪流
4		ヤンマ科	アオヤンマ		NT	Vu	ヨシの生えた湿地、沼沢地
5		トンボ科	ナツアカネ			R	低地・低山地の湿地や水田
6			エゾアカネ		EN	R	平地の浅い湿地
7	カメムシ目 (半翅目)	コオイムシ科	オオコオイムシ			R	水田、池沼
8	アミメカゲロウ目 (脈翅目)	ヒロバカゲロウ科	ブライヤーヒロバカゲロウ			R	林内の溪流
9	トビケラ目 (毛翅目)	トビケラ科	ゴマフトビケラ			R	湿原内の止水域
10	チョウ目 (鱗翅目)	ボクトウガ科	ハイイロボクトウ		NT		ヨシの生育する湿原
11		マダラガ科	ベニモンマダラ道南亜種		VU	Cr	火山性草原、河川敷
12		セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ		NT	Dd	山地の草原、河川敷
13		シジミチョウ科	リンゴシジミ			N	湿地周辺・川沿いの森林、果樹園
14			ゴマシジミ北海道・東北亜種		NT		湿原、草原
15			アサマシジミ北海道亜種	国内	CR	En	草原、河原
16		タテハチョウ科	ウラギンシジヒョウモン		VU		草原
17			カラフトヒョウモン		NT		草原、林縁
18			ツマジロウラジャノメ北海道亜種			N	林道沿い・溪谷の露岩地、高山の岩場
19			オオイチモンジ		VU		森林
20			キタテハ			Vu	河川敷、草原
21		アゲハチョウ科	ヒメギフチョウ北海道亜種		NT		森林
22		ツトガ科	ヒメギンズジツトガ			Nt	湿原
23		ドクガ科	スゲドクガ		NT		湿原
24	ヤガ科	キスジウスキョトウ		VU		湿原	
25	ハエ目(双翅目)	クサアブ科	ネグロクサアブ		DD		森林
26		ハナアブ科	ジョウザンナガハナアブ			R	森林
27		クロバエ科	エゾクロバエ			R	溪流周辺の森林、湿原
28		イエバエ科	キバネクロバエ			R	森林
29		ニクバエ科	チビクロニクバエ			R	森林
30			シロガネニクバエ			R	森林
31			エダガタニクバエ			R	森林
32			キタシリアカニクバエ			R	森林
33	コウチュウ目 (鞘翅目)	オサムシ科	セアカオサムシ		NT		草原、河川敷、疎林
34			エゾアオゴミムシ			Nt	湿地
35			ルリマルクビゴミムシ			Nt	亜高山帯～高山帯の沢・雪渓周辺
36		ハンミョウ科	アイヌハンミョウ		NT	Vu	河原とその付近の草地
37		ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ	特二	VU	Nt	止水域
38		ミズスマシ科	オオミズスマシ		NT		止水域
39			コミズスマシ		EN	Dd	止水域
40			ミズスマシ		VU	Nt	止水域、河川の緩流域
41		コガシラミズムシ科	クビボソコガシラミズムシ		DD		止水域
42		ガムシ科	ガムシ		NT		止水域
43			シジミガムシ		EN	Dd	止水域
44		マルトゲムシ科	カラフトマルトゲムシ			Nt	森林
45		タマムシ科	エゾアオタマムシ			Dd	森林
46		カミキリムシ科	ミドリヒラタカミキリ			Nt	森林
47			エゾカミキリ			Nt	森林
48			コトラカミキリ		NT	Nt	森林
49		カミキリムシ科	クロヒラタカミキリ		NT	Nt	森林
50			キボシマダラカミキリ			Nt	森林
51	ヒゲナガゾウムシ科		ツツケナガヒゲナガゾウムシ			Nt	森林
52	ハチ目 (膜翅目)	アリ科	ケブカクロオオアリ			R	森林
53			エゾアカヤマアリ		VU		草原、林縁、森林
54		スズメバチ科	ニッポンホオナガスズメバチ		DD		森林
55			モンズズメバチ		DD		森林
56		チャイロスズメバチ			R	森林	
合計	8目	33科	56種	2種	28種	40種	

※ 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(2024年、国土交通省)に準拠した。

注 選定基準は、表 3.1-9 に対応する。

表 4.3.3-5 事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の主な生息環境(魚類)

No.	目名	科名	和名	選定基準 ^注		主な生息環境
				D	E	
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ北方種	VU	Lp	河川
2			カワヤツメ	VU	Nt	幼生：河川中下流、若魚：海、 成魚：海・河川中下流
3	コイ目	コイ科	ヤチウグイ	NT	Nt	流れの緩やかな河川、湿地帯の沼
4			エゾウグイ		N	河川
5		ドジョウ科	ドジョウ	NT		水田、湿地、周辺の細流
6	サケ目	サケ科	イトウ	EN	En	湿地帯のある河川の下流域、湖沼
7			オショロコマ	VU	Nt	山岳地帯全域、河川
8			サクラマス(ヤマメ)	NT	N	河川、海
9	トゲウオ目	トゲウオ科	エゾトミヨ	VU	Nt	河川下流域、湿地帯の細流や水たまり
10	スズキ目	カジカ科	ハナカジカ		N	河川
合計	5目	6科	10種	8種	9種	

※ 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(2024年、国土交通省)に準拠した。

注 選定基準は、表 3.1-9 に対応する。

表 4.3.3-6 事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の主な生息環境(底生動物)

No.	綱名	目名	科名	和名	選定基準 ^注		主な生息環境
					B	D	
1	腹足綱	汎有肺目	モノアラガイ科	モノアラガイ		NT	川のよどみ、池沼
2	軟甲綱	エビ目	アジアザリガニ科	ニホンザリガニ	特二国内	VU	小河川、湖沼
合計	2綱	2目	2科	2種	1種	2種	

※ 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(2024年、国土交通省)に準拠した。

注 選定基準は、表 3.1-9 に対応する。

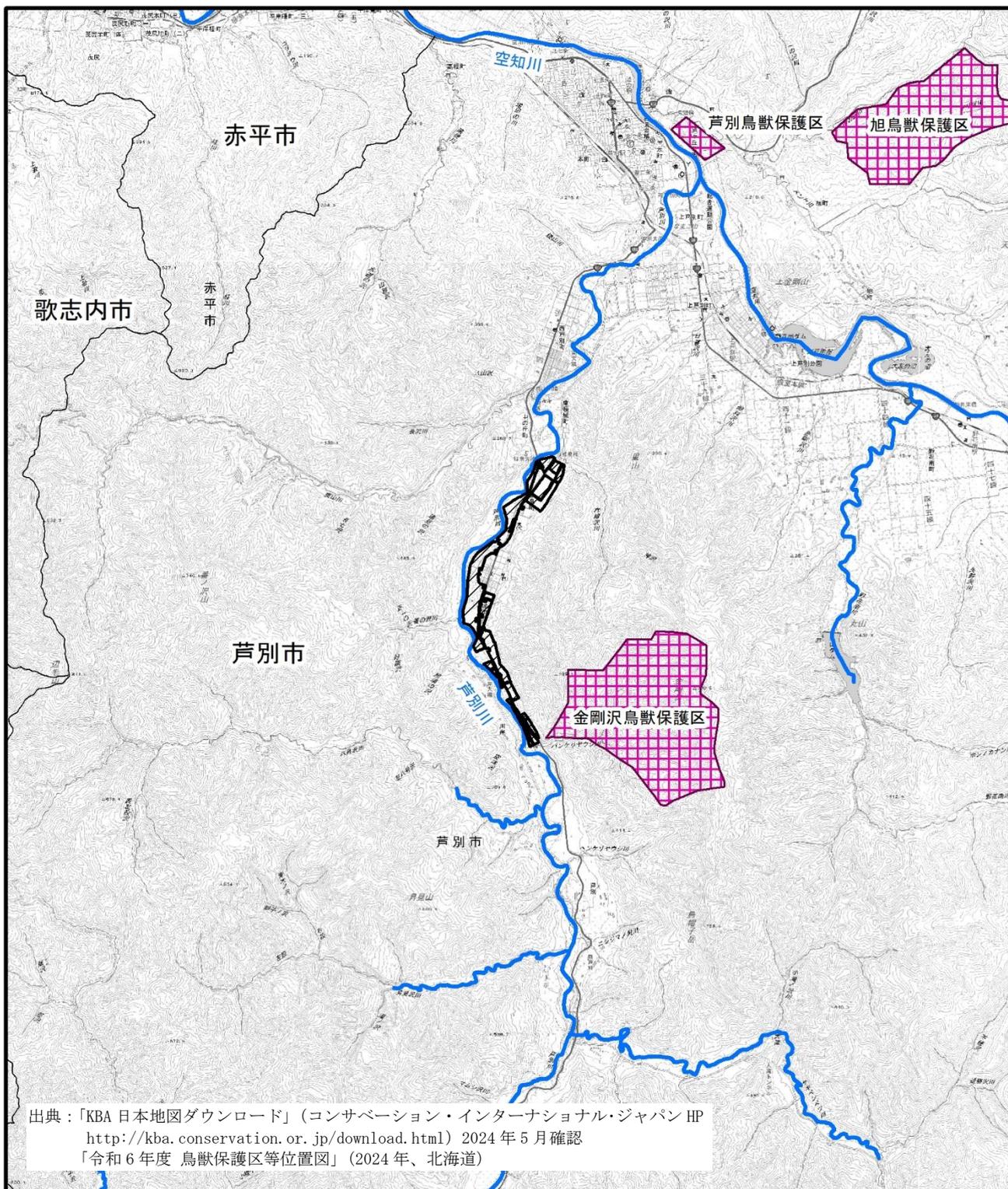
(イ) 注目すべき生息地の分布状況

事業実施想定区域及びその周囲における動物の注目すべき生息地は、表 4.3.3-7 及び図 4.3.3-1 に示すとおりである。

表 4.3.3-7 動物の注目すべき生息地

No.	名称	選定基準 ^注	
		I	M
1	金剛沢鳥獣保護区	鳥獣保護区	
2	芦別鳥獣保護区	鳥獣保護区	
3	旭鳥獣保護区	鳥獣保護区	
4	空知川、芦別川		KBA 候補(河川)

注 選定基準は、配慮書の表 3.1-10 に対応する。



凡例

- 事業実施想定区域
- 鳥獣保護区
- KBA候補(河川)

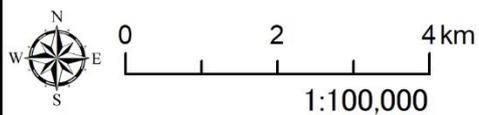


図 4.3.3-1
動物の注目すべき生息地

(ウ) 専門家等ヒアリング結果

事業実施による鳥類への影響が想定されたことから、鳥類の専門家等へのヒアリングを実施した。

ヒアリング結果の概要は、表 4.3.3-8 に示すとおりである。太陽光発電施設による鳥類への影響、事業実施想定区域及びその周囲における鳥類の生息状況等に関する情報を得た。

表 4.3.3-8 専門家等へのヒアリング結果の概要

専門家等の所属 (専門分野)	意見の概要		対応
大学名誉教授 (鳥類)	2025年5月		
	配慮書における鳥類調査内容・結果について	収集文献の記載漏れが見られるので、修正すること。	記載漏れの文献を追記した。
		「全国鳥類繁殖分布調査」(2021年、鳥類繁殖分布調査会)についても参考文献として取り上げるのがよい。	参考文献に追加した。
		明るい林であれば、アカモズ、ホオアカ、シマアオジ、コジュリンなどが生息している可能性がある。これらは減っているものが多い。	今後実施予定の現地調査において留意する。
	配慮書における鳥類予測・評価結果及び環境保全措置について	現段階での情報を踏まえた予測・評価としては妥当である。	—
		ウズラ、ヨタカ、オオジシギなど、草原性の鳥類の生息が想定され、その場合、周辺のフェンス際やパネルの間を草地として維持・管理することにより、草原性の鳥類の生息場所とすることが望ましい。	今後実施予定の現地調査において生息確認に留意するとともに、確認された場合、これらの種の生息環境の保全に努める。
		湿地に依存する水鳥が改変区域内でみられる場合、代償措置として、調整池をそのような水鳥が利用できるような整備することも考えられる。	調整池設置の場合、対応を検討する。
希少猛禽類の環境保全措置について	工事により、希少猛禽類への影響が懸念される場合、過敏な時期において営巣地近くの工事を避ける、低騒音型の機械を使うなどして音をできるだけ小さくする、低騒音型の機械や工法を採用するなどして音をできるだけ小さくする、コンディショニングの実施などの対策が必要になる。	希少猛禽類の現地調査結果を踏まえ、対応を検討する。	
	猛禽類の餌になり得るユキウサギ、キツネ、地上を移動する鳥類、その他小動物が太陽光発電施設とその外側との間を行き来できるように、施設外周に設けるフェンスには、下端付近に隙間を設けたり、穴を開けたりする対応が望ましい。	現地調査結果を踏まえ、対応を検討する。	

(2) 予 測

(a) 予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・ 重要な種への影響
- ・ 注目すべき生息地への影響

(b) 予測手法

予測手法は、以下のとおりとした。

事業実施想定区域と重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の重ね合わせにより、事業による動物への影響を予測した。

(c) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

(d) 予測結果

(7) 重要な種の生息状況

事業実施想定区域は、標高 150m 前後の谷底平野に位置し、周囲を高いところで標高 700m 程度の山地に囲まれている。また、事業実施想定区域の西側には芦別川が流れ、周囲の山地からその支川の水が流れ込む。事業実施想定区域の大部分は、かつては主に炭鉱施設や炭鉱住宅が立地し、その周辺に農耕地がみられる土地利用であったが、現在では上記の建物の多くは撤去され、または一部は放置され、農耕地の多くも放棄され、主に草地や落葉広葉樹から成る若齢の二次林となっている。また、事業実施想定区域の周辺には、谷底平野では主に住宅地や農耕地、周辺の山地では主に落葉広葉樹林や針広混交林、針葉樹の植林がみられる。

調査結果に示す重要な種の主な生息環境を基にした重要な種への影響の予測結果は表 4.3.3-9～表 4.3.3-14 に示すとおりである。

表 4.3.3-9 重要な種への影響の予測結果（哺乳類）

分類	主な生息環境	種名	影響の予測結果
哺乳類	森林	シベリアシマリス、ムクゲネズミ、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、クロテン、オコジョ（6種）	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	高山	シベリアシマリス、ムクゲネズミ、キタナキウサギ、オコジョ（4種）	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないとして予測する。

注 複数環境を利用する種については、該当する環境全てに生息の可能性があることとしたため、この表に掲載の種数の合計値は、確認された重要種の合計種数と異なる。

表 4.3.3-10 重要な種への影響の予測結果（鳥類）

分類	主な生息環境	種名	影響の予測結果
鳥類	森林	エゾライチョウ、ヨタカ、ヤマシギ、オオジシギ、ハチクマ、クマタカ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、アオバズク、キンメフクロウ、オオコノハズク、トラフズク、ワシミズク、シマフクロウ、アカショウビン、ミユビゲラ、コアカゲラ、オオアカゲラ、クマゲラ、ギンザンマシコ（21種）	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	草地・畑地	シジュウカラガン、ハクガン、サカツラガン、ヒシクイ、マガン、カリガネ、ウズラ、ヨタカ、オオジシギ、ハイタカ、オオタカ、シロフクロウ、ワシミズク、シロハヤブサ、ハヤブサ、アカモズ、マキノセンニュウ、ホオアカ、シマアオジ、コジュリン（20種）	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	水田・湿地・水域	コクガン、シジュウカラガン、ハクガン、サカツラガン、ヒシクイ、マガン、カリガネ、オシドリ、ウズラ、ヨタカ、ヒクイナ、タンチョウ、セイタカシギ、イカルチドリ、ホウロクシギ、ハマシギ、オオジシギ、タカブシギ、ツルシギ、オオセグロカモメ、チュウサギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、チュウヒ、オオワシ、オジロワシ、シロフクロウ、ワシミズク、ハヤブサ、アカモズ、マキノセンニュウ、ホオアカ、シマアオジ、コジュリン（35種）	事業実施想定区域内に河川や水田は存在しないが、小規模な池や湿地が存在し、改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	沿岸域	コクガン、セイタカシギ、オオセグロカモメ、ミサゴ、オオワシ、オジロワシ、シロフクロウ、シロハヤブサ、ハヤブサ（9種）	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないとして予測する。

※ 複数環境を利用する種については、該当する環境全てに生息の可能性があることとしたため、この表に掲載の種数の合計値は、確認された重要種の合計種数と異なる。

表 4.3.3-11 重要な種への影響の予測結果（両生類）

分類	主な生息環境	種名	影響の予測結果
両生類	森林及びその周辺の止水域	エゾサンショウウオ（1種）	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。

表 4.3.3-12 重要な種への影響の予測結果（昆虫類）

分類	主な生息環境	種名	影響の予測結果
昆虫類	森林	プライヤーヒロバカゲロウ、リンゴシジミ、カラフトヒョウモン、ツマジロウラジャノメ北海道亜種、オオイチモンジ、ヒメギフチョウ北海道亜種、ネグロクサアブ、ジョウゼンナガハナアブ、エゾクロバエ、キバネクロバエ、チビクロニクバエ、シロガネニクバエ、エダガタニクバエ、キタシリアカニクバエ、カラフトマルトゲムシ、エゾアオタマムシ、ミドリヒラタカミキリ、エゾカミキリ、コトラカミキリ、クロヒラタカミキリ、キボシマダラカミキリ、ツツケナガヒゲナガゾウムシ、ケブカクロオオアリ、エゾアカヤマアリ、ニッポンホオナガスズメバチ、モンズズメバチ、チャイロスズメバチ（27種）	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	草地・畑・果樹園等	リンゴシジミ、ゴマシジミ北海道・東北亜種、アサマシジミ北海道亜種、ウラギンスジヒョウモン、カラフトヒョウモン、キタテハ、セアカオサムシ、アイヌハンミョウ、エゾアカヤマアリ（9種）	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	水田・湿地・水域	カラカネイトトンボ、オオイトトンボ、ムカシトンボ、アオヤンマ、ナツアカネ、エゾアカネ、オオコオイムシ、ゴマフトビケラ、ハイロボクトウ、ベニモンマダラ道南亜種、ギンイチモンジセセリ、ゴマシジミ北海道・東北亜種、キタテハ、ヒメギンスジツトガ、スゲドクガ、キスジウスキョトウ、エゾクロバエ、エゾアオゴミムシ、アイヌハンミョウ、ゲンゴロウ、オオミズスマシ、コムズスマシ、ミズスマシ、クビボソコガシラミズムシ、ガムシ、シジミガムシ（26種）	事業実施想定区域内に大きな河川や湿原は存在しないが、細流、小さなため池や湿地が存在し、直接改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。
	高山	ツマジロウラジャノメ北海道亜種、ルリマルクビゴミムシ（2種）	事業実施想定区域内に主な生息環境が存在しないことから、直接改変による影響はないとして予測する。

※ 複数環境を利用する種については、該当する環境全てに生息の可能性があることとしたため、この表に掲載の種数の合計値は、確認された重要種の合計種数と異なる。

表 4.3.3-13 重要な種への影響の予測結果（魚類）

分類	主な生息環境	種名	影響の予測結果
魚類	水田・湿地・水域	スナヤツメ北方種、カワヤツメ、ヤチウグイ、エゾウグイ、ドジョウ、イトウ、オシロコマ、サクラマス（ヤマメ）、エゾトミヨ、ハナカジカ（10種）	事業実施想定区域内に大きな河川や湿原は存在しないが、細流、小さなため池や湿地が存在し、直接改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。

表 4.3.3-14 重要な種への影響の予測結果（底生動物）

分類	主な生息環境	種名	影響の予測結果
底生動物	水田・湿地・水域	モノアラガイ、ニホンザリガニ（2種）	事業実施想定区域内に大きな河川や湿原は存在しないが、細流、小さなため池や湿地が存在し、直接改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。

(イ) 注目すべき生息地

事業実施想定区域の周辺には、動物の注目すべき生息地として、「金剛沢鳥獣保護区」、「芦別鳥獣保護区」、「旭鳥獣保護区」、「KBA（候補）」の各河川が存在するが、いずれも事業実施想定区域と重複しないことから、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変による影響が生じる可能性は小さいと予測する。

(3) 評価

(a) 評価手法

予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているかどうかを評価した。

(b) 評価結果

既存資料調査によって確認された重要な種（哺乳類 7 種、鳥類 52 種、爬虫類 0 種、両生類 1 種、昆虫類 56 種、魚類 10 種、底生動物 2 種（昆虫類を除く））のうち、高山、沿岸域を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に存在しないことから、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変による生息環境の変化に伴う影響はない。一方、森林、草地・畑・果樹園等、水田・湿地・水域を主な生息環境とする重要な種については、直接改変による生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。

注目すべき生息地については、事業実施想定区域周辺に「金剛沢鳥獣保護区」、「芦別鳥獣保護区」、「旭鳥獣保護区」、「KBA（候補）」の各河川が存在するが、いずれも事業実施想定区域と重複しないことから、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変による影響が生じる可能性は小さい。

現時点では、これらの種及び生息地については、既存資料から事業実施想定区域内における詳細な生息状況の情報を得られなかったため、今後の方法書以降の手続で実施する調査、予測及び評価の結果等を踏まえた上で、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・ 今後の方法書以降の手続で実施する現地調査により動物の生息状況を把握し、生息が確認された重要な種に対して環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、今後検討される対象事業実施区域に主な生息環境が存在する種の生態的特性を踏まえた調査を検討する。
- ・ 今後の太陽電池等の配置計画の検討にあたっては、現況地形をできる限り活かすなど、重要な種の生息状況等を踏まえて検討することにより、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変による重要な種の生息環境への影響の低減を図る。

今後の手続において以上を確実に実施することにより、事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

4.3.4 植 物

(1) 調 査

(a) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・ 重要な種の生育状況
- ・ 重要な植物群落の分布状況
- ・ 巨樹・巨木林の分布状況

(b) 調査手法

調査手法は、既存文献等の収集整理及び専門家等へのヒアリングを実施した。

(c) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(d) 調査結果

(7) 重要な種の生育状況

調査の結果、事業実施想定区域及びその周囲において、重要な種として 200 種が確認された。調査結果及び生態的特性から考えられる、事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の主な生育環境は、表 4.3.4-1 に示すとおりである。

表 4.3.4-1 (1) 事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の主な生育環境

No.	科名	和名	選定基準 [※]				主な生育環境
			B	C	D	E	
1	ヒカゲノカズラ科	チシマヒカゲノカズラ			EN	R	高山帯の向陽の地
2		コスギラン				R	高山帯の向陽の地
3	イワヒバ科	コケスギラン				R	高山帯・亜高山帯のやや湿潤な草原
4	トクサ科	チシマヒメドクサ			CR	R	湿地
5	ミズワラビ科	リシリシノブ			NT		高山帯の岩場
6	チャセンシダ科	イチョウシダ			NT	R	石灰岩地で林中・岩隙
7		チャセンシダ				R	山麓の岩の割れ目
8		アオチャセンシダ				R	亜高山帯の林中（主石灰岩の岩隙）
9	メシダ科	トガクシデンダ				R	高山
10		ミヤマイワデンダ			NT	R	高地の岩隙
11	ヒノキ科	ミヤマビャクシン				Vu	海岸や高山の岩地
12		リシリビャクシン			VU	En	高山帯
13	ニレ科	エゾエノキ				R	森林
14	タデ科	ヒメイワタデ			VU		高山の砂礫地
15		ヒメタデ			DD		水湿地
16		ノダイオウ			VU		谷間の湿地、休耕田
17	スベリヒユ科	ヌマハコベ			VU		湧水のある湿地
18	ナデシコ科	カトウハコベ			VU	Vu	高山の砂礫地・岩礫地
19		エンビセンノウ		指定	VU	Cr	草原
20		エゾタカネツメクサ			CR	Cr	高山の砂礫地・岩礫地
21		タチハコベ			VU		森林、林縁、森林周辺の岩礫地
22		エゾマンテマ			VU	Vu	海岸、岩がちの山地草原
23		オオイワツメクサ			CR	R	高山の砂礫地・岩礫地
24		キンボウゲ科	キタミフクジュソウ				Vu
25	フクジュソウ					Vu	落葉樹林の林縁・林床
26	フタマタイチゲ				NT	R	砂浜海岸、湿地
27	キリギシソウ		特一		CR	Cr	石灰岩地（峯山特産種）
28	クロバナハンショウヅル				VU	R	草地、湿地
29	ツクモグサ				EN	Cr	高山～亜高山帯の稜線上の草地
30	アポイカラマツ				VU	R	高山のカンラン岩地・石灰岩地
31	チャボカラマツ				VU		石灰岩地・蛇紋岩地などの岩礫地
32	シラネアオイ科		シラネアオイ				Vu
33	スイレン科	ネムロコウホネ			VU	Vu	湖沼や湿原の池塘
34		オゼコウホネ			VU	R	湖沼や湿原の池塘
35	マツモ科	マツモ				R	湖や池、河川
36	ウマノスズクサ科	オクエゾサイシン				R	山地の落葉広葉樹林下
37	ボタン科	ヤマシャクヤク			NT	R	夏緑広葉樹林の林床
38		ベニバナヤマシャクヤク			VU	En	夏緑広葉樹林の林床に生える
39	オトギリソウ科	マシケオトギリ				R	高山帯の草原・礫地
40		エゾオトギリ			VU		山地林縁・岩場
41	アブラナ科	エゾノジャニンジン			EN		山地の溪流沿い
42		モイワナズナ			EN	Vu	山地の岩場
43		タカネグンバイ			EN	Vu	山の岩礫地
44	ユキノシタ科	エゾノチャルメルソウ				R	深山の溪流沿い
45		マルバチャルメルソウ			VU	R	山地の樹林下
46		トカチスグリ			VU		森林内、溪流沿いの岩上・岩礫地
47		クモマユキノシタ			EN		高山帯の湿った岩礫地
48	バラ科	ハゴロモグサ			NT	R	高山の草原
49		クロミサンザシ			EN	Cr	草地、林縁
50		エゾサンザシ			DD		草地、林縁
51		チョウノスケソウ				R	高山帯
52		キンロバイ			VU	R	亜高山帯～高山帯の蛇紋岩や石灰岩の岩場

表 4.3.4-1 (2) 事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の主な生育環境

No.	科名	和名	選定基準 [※]				主な生育環境
			B	C	D	E	
53	バラ科	ユウバリキンバイ			EN	R	高山(夕張岳)の草地や岩場
54		ウラジロキンバイ			VU		高山の石の多い斜面や岩場
55		チシマイチゴ			CR	R	泥炭地、ミズゴケ湿地
56		リシリトウウチソウ			NT		高山帯
57		エゾシモツケ			VU		日当たりのよい岩礫地
58	マメ科	ムラサキモメンヅル				R	山地～高山の砂礫地、岩場の崩壊地
59		モメンヅル				R	山麓の草地
60		チシマゲンゲ				R	高山、海岸草原
61		イワオウギ				R	高山の礫地草原
62	トウダイグサ科	マルミノウルシ			NT	Vu	林内や林縁の少し湿った場所
63	カエデ科	クロビイタヤ			VU		山地の湿った林
64	クロウメモドキ科	ミヤマハンモドキ			EN	R	夕張・日高山系の高山帯
65	ジンチョウゲ科	チョウセンナニワズ			VU		岨山の石灰岩地
66	スマレ科	タカネスミレ			NT		高山の砂礫地
67		オオバタチツボスミレ			NT		湿原、原野、海岸草原、湿り気のある夏緑樹林下
68		アポイタチツボスミレ			EN		蛇紋岩地
69	ウリ科	ゴキヅル				R	水辺
70	ミソハギ科	ミズスギナ			CR		池沼、浅い水中
71	セリ科	ホソバノヨロイグサ				R	蛇紋岩地
72		ホソバトウキ			VU		蛇紋岩地
73		エゾノハクサンボウフウ			CR		高山帯の草地
74	イワウメ科	イワカガミ				R	山地の岩場や高山の草地
75	イチヤクソウ科	カラフトイチヤクソウ			VU	R	高山帯の低木林
76	ツツジ科	チシマツガザクラ			VU		高山の雪溪の脇
77		ヤチツツジ			EN		湿原
78		エゾムラサキツツジ			VU		山地の岩場
79	サクラソウ科	トチナイソウ			EN	R	乾いた岩地
80		エゾノサクラソウモドキ				R	深山の溪流のほとり、林下の湿地
81		サクラソウモドキ			EN	R	山地の溪流のほとり、林下の湿地
82		エゾコザクラ				R	高山帯の雪田や湿性草原
83		クリンソウ				Vu	山麓の湿地
84		エゾオオサクラソウ				R	亜高山の林縁や谷沿い
85		ユキワリソウ				Vu	山地の岩場
86		レブンコザクラ			VU	R	山地の岩場
87		サクラソウ			NT	Vu	山麓や川岸の湿気が多い野原
88		ソラチコザクラ			VU	Vu	沢沿い上流の岩場
89		リンドウ科	リシリリンドウ			VU	En
90	ホロムイリンドウ					R	湿原
91	ユウバリリンドウ				EN	Vu	高山
92	ホソバツルリンドウ				VU		山地の林縁、草地
93	キョウチクトウ科	チョウジソウ			NT	Vu	川岸や原野のやや湿った草地
94	ガガイモ科	フナバラソウ			NT	R	山野の草地
95		エゾノクサタチバナ			CR	Vu	山野の草地
96	アカネ科	エゾキヌタソウ			VU		日当たりの良い草原や河川敷
97		エゾムグラ			VU	R	草地や湿地の縁
98	ハナシノブ科	カラフトハナシノブ			EN	Vu	風衝草原、泥炭地
99		エゾハナシノブ			VU	R	深山溪谷、山間の草原
100		ミヤマハナシノブ			VU	R	亜高山帯～高山の草原
101	ムラサキ科	エゾルリムラサキ			CR	Cr	高山の砂礫地
102		エゾルリソウ			CR		高山
103	シソ科	テイネニガクサ			NT	R	山地の落葉樹林下
104		エゾニガクサ			EN		山地の草原
105	ゴマノハグサ科	キバナシオガマ			EN	Vu	高山の草地

表 4.3.4-1 (3) 事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の主な生育環境

No.	科名	和名	選定基準 [※]				主な生育環境	
			B	C	D	E		
106	ハマウツボ科	オニク				R	高山の低木林	
107		キヨスミウツボ				R	森林	
108	タヌキモ科	ムシトリスミレ				R	高山帯～亜高山帯の湿った岸壁・地面、湿原	
109		タヌキモ			NT	R	ため池や湖沼	
110		ホザキノミミカキグサ				R	湿原	
111		ヒメタヌキモ			NT	Vu	湖沼や湿地	
112		ヤチコタヌキモ			VU	R	湖沼や湿原の浅い水域	
113		ムラサキミミカキグサ			NT	Vu	湿地	
114		スイカズラ科	エゾヒョウタンボク			VU		山地の岩礫地とその周辺
115			チシマヒョウタンボク			VU		高山帯
116	ベニバナヒョウタンボク				VU		海岸から山地の風衝地など	
117	キキョウ科	シラトリシャジン			VU	R	蛇紋岩地の岩場や礫地、草地	
118		ハクサンシャジン				R	亜高山～高山の草地や砂礫地	
119		ホタルブクロ				R	草原、林縁	
120		バアソブ			VU		山地の林下	
121		キキョウ			NT	Vu	山野の草地	
122	キク科	ホソバエゾノコギリ			EN	En	蛇紋岩地	
123		エゾノチチコグサ			CR	Cr	草原	
124		オオウサギギク			EN	Cr	乾いた草地	
125		イワヨモギ			VU		山中や海岸の岩場	
126		コモチミミコウモリ			NT		山地から亜高山帯の林縁	
127		フタマタタンポポ			CR		高山の草原	
128		アポイアズマギク			EN	Vu	高山帯の蛇紋岩地	
129		オオヒラウスユキソウ		指定	VU	Cr	高山の岩礫地	
130		ホソバコウゾリナ				R	蛇紋岩地	
131		ヒメヒゴタイ			VU		低山～山地または海岸の草原	
132		ウスユキトウヒレン			EN		高山の砂礫地や草地	
133		クモマタンポポ			EN	R	高山帯	
134		オナモミ			VU		河原、路傍、空き地などの攪乱地	
135	オモダカ科	アギナシ			NT		水田、ため池、湿地	
136	ヒルムシロ科	ホソバヒルムシロ			VU		淡水の湖沼	
137		コバノヒルムシロ			VU		淡水の湖沼、ため池	
138		イトモ			NT		淡水の湖沼、ため池、水路	
139	ユリ科	カタクリ				N	落葉広葉樹林の林床	
140		クロユリ				R	やや湿った草原、林内	
141		キンコウカ				En	山地の湿原	
142	ミズアオイ科	ミズアオイ			NT	Vu	湖沼や水田、水路	
143	アヤメ科	カキツバタ			NT		水湿地	
144	イグサ科	ホロムイコウガイ			EN	Vu	湿原	
145		タカネイ			NT	R	高山の砂礫地	
146	ホシクサ科	ネムロホシクサ				En	低地の湿原	
147	イネ科	ユウバリカニツリ			EN	R	山地の林内	
148		ヤマオオウシノケグサ			EN	Vu	蛇紋岩地	
149		タカネソモソモ			VU		高山帯の草原	
150		エゾコウボウ		指定	EN	Vu	夕張岳の高山帯	
151		エゾヤマコウボウ				R	北海道の南西部の山地	
152		キタササガヤ				R	山地の半日陰地	
153		ナンブソモソモ			EN		高山帯のガレ場	
154		フォーリーガヤ			EN		低山から亜高山の林内	
155		ホソバドジョウツナギ			EN		池沼の水辺	
156		ハイドジョウツナギ				R	水辺	
157		サトイモ科	ヒメカイウ			NT		湿地、沼
158	ウキクサ科	ヒンジモ			EN	En	湖沼、湧水地、小川	

表 4.3-4-1 (4) 事業実施想定区域及びその周囲の重要な種の主な生育環境

No.	科名	和名	選定基準 ^注				主な生育環境
			B	C	D	E	
159	ミクリ科	ミクリ			NT	R	水位の浅い池、湿地
160		タマミクリ			NT		水位の浅い池、湿地
161		ヒメミクリ			VU	R	水位の浅い池、湿地
162	カヤツリグサ科	カヤツリスゲ			EN	R	湖畔の砂地
163		ジョウロウスゲ			VU	R	水湿地
164		ヤマテキリスゲ				R	山間の湿地、溪流畔、溜池畔
165		ハタバスゲ			EN		山地の草原や沼地
166		イトナルコスゲ			VU	Vu	高層湿原
167		ヤガミスゲ				R	河川敷などの湿地や湿った草地
168		オニアゼスゲ				R	高層湿原
169		エゾサワスゲ			NT		湿地
170		ホロムイクグ			VU	Vu	湿原
171		タカネハリスゲ			NT		高層湿原
172		タカネマスキサ				R	やや湿った林床や林縁
173		イトヒキスゲ			VU		深山林中
174		カラフトイワスゲ			EN	En	高山の岩礫地
175		ミヤケスゲ			VU	R	高山の草地
176		オノエスゲ			VU		高山帯の草地
177		エゾハリスゲ			EN		湿地
178		チシママツバイ			VU		水田、池のほとり、川岸
179		シロミノハリイ			VU	Vu	湿地
180		ヒメワタスゲ			NT		山地の湿原
181		ヒメホタルイ				R	池畔などの浅い水中
182		ラン科	キンセイラン			VU	En
183	サルメンエビネ				VU	En	冷温帯の落葉樹林下
184	クゲヌマラン				VU		林床
185	ホテиаツモリ		特一		CR	Cr	亜高山帯草原
186	アツモリソウ		特一		VU	Cr	草原、疎林内
187	キバナノアツモリソウ			特定・指定	VU	Cr	落葉樹林下、草原
188	サワラン					Vu	湿地
189	コイチヨウラン					En	針葉樹林下
190	カキラン					Vu	日当たりのよい湿地
191	ツリシュスラン					Vu	林内の樹上に着生
192	ミズトンボ				NT	R	日当たりの良い湿地
193	フタバラン					R	針葉樹林下
194	ミヤマフタバラン					R	針葉樹林下
195	アリドオシラン					R	針葉樹林下
196	タカネトンボ				VU		高山の湿った草原や林縁
197	シロウマチドリ				VU	Vu	高山のやや湿った草原
198	ミヤマチドリ					R	針葉樹林下
199	トキシソウ				NT	Vu	日当たりのよい湿地
200	ヒロハトンボソウ				VU		林床や林縁
	60 科		200 種	3 種	4 種	145 種	138 種

※ 種の分類、配列は原則として「植物目録」(1994年、環境庁)に準拠した。

注 選定基準は、表 3.1-21 に対応する。

(イ) 重要な植物群落の分布状況

事業実施想定区域及びその周囲で確認された重要な植物群落に該当する植生は表 4.3.4-2 に示すとおりである。このうち、ヤナギ高木群落は、事業実施想定区域内で確認されているが、谷底の川沿いにみられるもので、太陽光パネル設置個所などの改変区域には含まれない計画である。

表 4.3.4-2 重要な植物群落

名称	確認面積 (ha)		選定基準 ^注
	事業実施 想定区域内	調査範囲内	H
トドマツミズナラ群落	—	1.9	9
エゾイタヤミズナラ群落	—	25.7	9
カツラ群落	—	0.8	9
ヤナギ高木群落	0.1	4.9	9
河川敷砂礫地植生	—	4.5	10
ツルヨシ群集	—	0.9	10

注 選定基準は、配慮書の表 3.1-21 に対応する。

(ウ) 巨樹・巨木林、天然記念物の分布状況

事業実施想定区域及びその周囲において、巨樹・巨木林及び天然記念物は、「第3章 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」のとおり、いずれも既存資料調査において確認されなかった。

(I) 専門家ヒアリング結果

事業実施による植物への影響が想定されたことから、植物の専門家等へのヒアリングを実施した。

ヒアリング結果の概要は、表 4.3.4-3 に示すとおりである。太陽光発電施設による植物や植生への影響、事業実施想定区域及びその周囲における植物や植生の状況等に関する情報を得た。

表 4.3.4-3 専門家等へのヒアリング結果の概要

専門家等の所属 (専門分野)	意見の概要		対応
自治体環境保全	2025年5月		
アドバイザー (植物)	配慮書案について	<p>事業計画地の過去の様子（主に炭鉱施設や炭鉱住宅が立地していたこと）がわかるように1970年代の航空写真を掲載するのがよい。</p> <p>当該地では、過去に植物調査は実施されていないと考えられるため、配慮書段階では、提示の案に掲載の資料により、広域的に植物相を把握することによりよい。</p> <p>既存資料調査での記録は芦別市全域のもので、芦別岳や岨（きりぎし）山等、実施想定区域外の情報も含まれている。そのため、これらの場所に該当する「高山・岩場」や「石灰岩地・蛇紋岩地」については、事業実施想定区域外の場所であることがわかるように文章でも記載した方がよい。</p> <p>現段階での情報を踏まえた予測・評価としては概ね妥当である。</p>	<p>配慮書に1970年代の航空写真を掲載した。</p> <p>—</p> <p>配慮書に左記に係る文章を追記した。</p> <p>—</p>
	植生調査結果について	<p>事業実施想定区域内は、過去に炭鉱施設、炭鉱住宅等が立地するか、畑等として利用され、人々が生活し、生産する場として全域が人為的な影響を受けた植生・土地利用であることは明らかであり、事業実施想定区域内に自然植生が分布しない図としていることは妥当である。</p> <p>段丘上の平坦地の潜在的な自然植生は、ハルニレやヤチダモが優占する森林であると考えられる。現在、炭鉱施設跡地に広くみられるヤナギ二次林は、施設を撤去して裸地になったところが湿っていたため、そのような立地を好む先駆的な樹種であるヤナギ類が定着して形成されたものである。（通常、自然林としてヤナギ林が成立するのは河畔であるのに対し）ヤナギ二次林のみられる立地は河岸段丘面であることがわかるように記載するのがよい。</p> <p>植生調査票の備考欄に各調査地点の立地等の環境を記載すること。</p>	<p>—</p> <p>配慮書に左記に係る文章を追記した。</p> <p>立地等の環境を追記した。</p>

(2) 予 測

(a) 予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・ 重要な種への影響
- ・ 重要な植物群落への影響
- ・ 巨樹・巨木林への影響

(b) 予測手法

予測手法は、以下のとおりとした。

事業実施想定区域と重要な種の生育環境、重要な植物群落、巨樹・巨木林等の重ね合わせにより、事業による植物への影響を予測した。

(c) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

(d) 予測結果

(7) 重要な種への影響

事業実施想定区域は、標高 150m 前後の谷底平野に位置し、周囲を高いところで標高 700m 程度の山地に囲まれている。また、事業実施想定区域の西側には芦別川が流れ、周囲の山地からその支川の水が流れ込む。事業実施想定区域の大部分は、かつては主に炭鉱施設や炭鉱住宅が立地し、その周辺に農耕地がみられる土地利用であったが、現在では上記の建物の多くは撤去され、または一部は放置され、農耕地の多くも放棄され、主に草地や落葉広葉樹から成る若齢の二次林となっている。また、事業実施想定区域の周辺には、谷底平野では主に住宅地や農耕地、周辺の山地では主に落葉広葉樹林や針広混交林、針葉樹の植林がみられる。

調査結果に示す重要な種の主な生育環境を基にした重要な種への影響の予測結果は表 4.3.4-4 に示すとおりである。なお、本文献調査においては、詳細な生育地の地名が不明のものが多かったことから、芦別市（一部その周辺部も含む）において確認記録のある種を対象として予測したものである。そのため、芦別岳や岨山等に生育が限られる種も含まれ、これらの種については、「主な生育環境」が「高山・岩場」や「石灰岩地・蛇紋岩地」であるとして、事業実施想定区域内に主な生育環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測した。

表 4.3.4-4 重要な種への影響の予測結果

主な生育環境	重要な種	予測結果
森林	チャセンシダ、アオチャセンシダ、エゾエノキ、タチハコベ、キタミフクジュソウ、フクジュソウ、シラネアオイ、オクエゾサイシン、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、エゾノジャニンジン、エゾノチャルメルソウ、マルバチャルメルソウ、トカチスグリ、クロミサンザシ、エゾサンザシ、マルミノウルシ、クロビイタヤ、オオバタチツボスミレ、エゾノサクラソウモドキ、サクラソウモドキ、エゾオオサクラソウ、サクラソウ、ソラチコザクラ、ホソバツルリンドウ、チョウジソウ、エゾハナシノブ、テイネニガクサ、キヨスミウツボ、ホタルブクロ、バアソブ、コモチミミコウモリ、カタクリ、クロユリ、ユウバリカニツリ、キタササガヤ、フォーリーガヤ、タカネマスキサ、イトヒキスゲ、キンセイラン、サルメンエビネ、クゲヌマラン、アツモリソウ、キバナノアツモリソウ、コイチョウラン、ツリシユスラン、フタバラン、ミヤマフタバラン、アリドオシラン、ミヤマチドリ、ヒロハトンボソウ (51 種)	事業実施想定区域内に主な生育環境が存在し、その一部が改変されることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。
草地・畑等	コケスギラン、エンビセンノウ、エゾマンテマ、キタミフクジュソウ、クロバナハンショウヅル、ツクモグサ、クロミサンザシ、エゾサンザシ、モメンヅル、オオバタチツボスミレ、ホソバツルリンドウ、フナバラソウ、エゾノクサタチバナ、エゾキヌタソウ、エゾムグラ、カラフトハナシノブ、エゾハナシノブ、エゾニガクサ、ホタルブクロ、キキョウ、エゾノチチコグサ、オオウサギギク、ヒメヒゴタイ、オナモミ、クロユリ、ハタバスゲ、ヤガミスゲ、アツモリソウ、キバナノアツモリソウ (29 種)	事業実施想定区域内に主な生育環境が存在し、その一部が改変されることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。
水田・湿地・水域	チシマヒメドクサ、ヒメタデ、ノダイオウ、ヌマハコベ、フタマタイチゲ、クロバナハンショウヅル、ネムロコウホネ、オゼコウホネ、マツモ、チシマイチゴ、オオバタチツボスミレ、ゴキヅル、ミズスギナ、ヤチツツジ、クリンソウ、サクラソウ、リシリリンドウ、ホロムイリンドウ、チョウジソウ、エゾムグラ、カラフトハナシノブ、ムシトリスミレ、タヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ヒメタヌキモ、ヤチコタヌキモ、ムラサキミミカキグサ、アギナシ、ホソバヒルムシロ、コバナヒルムシロ、イトモ、キンコウカ、ミズアオイ、カキツバタ、ホロムイコウガイ、ネムロホシクサ、ホソバドジョウツナギ、ハイドジョウツナギ、ヒメカイウ、ヒンジモ、ミクリ、タマミクリ、ヒメミクリ、カヤツリスゲ、ジョウロウスゲ、ヤマテキリスゲ、ハタバスゲ、イトナルコスゲ、ヤガミスゲ、オニアゼスゲ、エゾサワスゲ、ホロムイクグ、タカネハリスゲ、エゾハリスゲ、チシママツバイ、シロミノハリイ、ヒメワタスゲ、ヒメホタルイ、サワラン、カキラン、ミズトンボ、トキソウ (62 種)	事業実施想定区域内に河川や水田は存在しないが、小規模な池や湿地が存在し、改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。
石灰岩地・蛇紋岩地	イチョウシダ、アオチャセンシダ、キリギシソウ、アポイカラマツ、チャボカラマツ、キンロバイ、チョウセンナニワズ、アポイタチツボスミレ、ホソバノヨロイグサ、ホソバトウキ、シラトリシャジン、ホソバエゾノコギリ、アポイアズマギク、ホソバコウゾリナ、ヤマオオウシノケグサ (15 種)	事業実施想定区域内に主な生育環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
高山・岩場	チシマヒカゲノカズラ、コスギラン、コケスギラン、リシリシノブ、トガクシデンダ、ミヤマイワデンダ、ミヤマビャクシン、リシリビャクシン、ヒメイワタデ、カトウハコベ、エゾタカネツメクサ、オオイワツメクサ、キリギシソウ、ツクモグサ、アポイカラマツ、チャボカラマツ、マシケオトギリ、エゾオトギリ、モイワナズナ、タカネグンバイ、クモマユキノシタ、ハゴロモグサ、チョウノスケソウ、キンロバイ、ユウバリキンバイ、ウラジロキンバイ、リシリトウチソウ、エゾシモツケ、ムラサキモメンヅル、チシマゲンゲ、イワオウギ、ミヤマハンモドキ、チョウセンナニワズ、タカネスミレ、エゾノハクサンボウフウ、イワカガミ、カラフトイチヤクソウ、チシマツガザクラ、エゾムラサキツツジ、トチナイソウ、エゾコザクラ、ユキワリソウ、レブンコザクラ、ユウバリリンドウ、ミヤマハナシノブ、エゾルリムラサキ、エゾルリソウ、キバナシオガマ、オニク、ムシトリスミレ、エゾヒョウタンボク、チシマヒョウタンボク、ベニバナヒョウタンボク、ハクサンシャジン、イワヨモギ、フタマタタンポポ、アポイアズマギク、オオヒラウスユキソウ、ウスユキトウヒレン、クモマタンポポ、タカネイ、タカネソモソモ、エゾコウボウ、エゾヤマコウボウ、ナンブソモソモ、カラフトイワスゲ、ミヤケスゲ、オノエスゲ、ホテイアツモリ、タカネトンボ、シロウマチドリ (71 種)	事業実施想定区域内に主な生育環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
沿岸域	ミヤマビャクシン、エゾマンテマ、フタマタイチゲ、チシマゲンゲ、オオバタチツボスミレ、ベニバナヒョウタンボク、イワヨモギ、ヒメヒゴタイ (8 種)	事業実施想定区域内に主な生育環境が存在しないことから、直接改変による影響はないと予測する。

注 複数環境を利用する種については、該当する環境全てに生息の可能性があったため、この表に掲載の種数の合計値は、確認された重要種の合計種数と異なる。

(イ) 重要な植物群落への影響

重要な植物群落として、事業実施想定区域の周囲には、植生自然度9に該当する4群落及び植生自然度10に該当する2群落が分布する。これらのうち、事業実施想定区域には、植生自然度9に該当する「ヤナギ高木群落」がごくわずかな面積であるが、分布している。ただし、このヤナギ高木群落は、谷底の川沿いにみられるもので、太陽光パネル設置個所などの改変区域には含まれない計画となっていることから、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変による影響はないと予測する。

(ウ) 巨樹・巨木林及び天然記念物への影響

既存資料調査より、巨樹・巨木林及び天然記念物は事業実施想定区域内に確認されていないため、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変による影響はないと予測する。

(3) 評価

(a) 評価手法

予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを評価した。

(b) 評価結果

既存資料調査によって確認された重要な種のうち、石灰岩地・蛇紋岩地、高山・岩場、沿岸域を主な生育環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に存在しないことから、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変による生育環境の変化による影響はない。一方、森林、草地・畑等、水田・湿地・水域を主な生育環境とする重要な種については、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変による生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。

重要な植物群落、巨樹・巨木林及び天然記念物のうち、事業実施想定区域内には、植生自然度9に該当する「ヤナギ高木群落」がごくわずかな面積であるが、分布している。ただし、このヤナギ高木群落は、谷底の川沿いにみられるもので、太陽光パネル設置個所などの改変区域には含まれない計画となっていることから、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変による影響はない。

現時点では、これらの種については、既存資料から事業実施想定区域内における詳細な生育状況の情報を得られなかったため、今後の方法書以降の手続で実施する調査、予測及び評価の結果等を踏まえた上で、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・今後の方法書以降の手続で実施する現地調査により植物の生育状況を把握し、生育が確認された重要な種に対して環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、今後検討される対象事業実施区域に主な生育環境が存在する種の生態的特性を踏まえた調査を検討する。

- ・今後の太陽電池等の配置計画の検討にあたっては、現況地形をできる限り活かすなど、重要な種の生育状況等を踏まえて検討することにより、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変による重要な種の生育環境への影響の低減を図る。

今後の手続において以上を確実に実施することにより、事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

4.3.5 生態系

(1) 調査

(a) 調査項目

調査項目は以下のとおりとした。

- ・重要な自然環境のまとまりの場の分布状況

(b) 調査手法

調査手法は、既存文献等の収集整理とした。

(c) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(d) 調査結果

調査結果は、以下に示すとおりである。

重要な自然環境のまとまりの場は、表 4.3.5-1 及び図 4.3.5-1 に示すとおりである。

事業実施想定区域の周囲には、「富良野芦別道立自然公園」、「金剛沢鳥獣保護区」、「芦別鳥獣保護区」、「旭鳥獣保護区」、「KBA 候補（河川）」、「自然植生（植生自然度 9 及び 10）」が分布しており、事業実施想定区域には、これらのうち、「自然植生（植生自然度 9）」がごくわずかな面積であるが、分布している。ただし、該当する植生（ヤナギ高木群落）は、谷底の川沿いにみられるもので、太陽光パネル設置個所などの改変区域には含まれない計画となっている。

表 4.3.5-1 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		選定基準 ^注	位置	
			区域内	周辺
自然公園	富良野芦別道立自然公園	B（道立）	—	○
鳥獣保護区	金剛沢鳥獣保護区 芦別鳥獣保護区 旭鳥獣保護区	D（鳥）	—	○
KBA	KBA 候補（河川）	F（KBA）	—	○
自然植生	植生自然度 9	G（9）	○	—
	植生自然度 10	G（10）	—	○

注 選定基準は、配慮書の表 3.1-24 に対応する。

(2) 予 測

(a) 予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・重要な自然環境のまとまりの場への影響

(b) 予測手法

予測手法は、以下のとおりとした。

事業実施想定区域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより、事業による生態系への影響を予測した。

(c) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

(d) 予測結果

重要な自然環境のまとまりの場として、事業実施想定区域の周囲には、「富良野芦別道立自然公園」、「金剛沢鳥獣保護区」、「芦別鳥獣保護区」、「旭鳥獣保護区」、「KBA 候補（河川）」、「自然植生（植生自然度 9 及び 10）」が分布しており、事業実施想定区域には、これらのうち、「自然植生（植生自然度 9）」がごくわずかな面積であるが、分布している。ただし、該当する植生（ヤナギ高木群落）は、谷底の川沿いにみられるもので、太陽光パネル設置個所などの改変区域には含まれない計画となっていることから、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変による影響はないと予測する。

(3) 評 価

(a) 評価手法

予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを評価した。

(b) 評価結果

重要な自然環境のまとまりの場として、事業実施想定区域の周囲には、「富良野芦別道立自然公園」、「金剛沢鳥獣保護区」、「芦別鳥獣保護区」、「旭鳥獣保護区」、「KBA 候補（河川）」、「自然植生（植生自然度 9 及び 10）」が分布しており、事業実施想定区域には、これらのうち、「自然植生（植生自然度 9）」がごくわずかな面積であるが、分布している。ただし、該当する植生（ヤナギ高木群落）は、谷底の川沿いにみられるもので、太陽光パネル設置個所などの改変区域には含まれない計画となっていることから、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変による影響はない。

今後の方法書以降の手続においては、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・今後の方法書以降の手続で実施する現地調査により注目種等^{※4}の生息・生育状況を把握し、注目種の生息状況や生息環境への影響に対して環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施

※4 注目種等：事業の影響による生態系の構造と機能の変化を捉え、対象地域の生態系の特性を効率的かつ効果的に把握するため上位性、典型性、特殊性の観点から注目種・群集として選定する動物や植物等のこと。

にあたっては、今後検討する生態系の注目種等の生態的特性を踏まえた調査手法等を検討する。

- ・今後の太陽電池等の配置計画の検討にあたっては、現況地形をできるかぎり活かすなど、地域を特徴づける生態系の状況等を踏まえて検討することにより、地形改変及び施設の存在に伴う直接改変による生態系への影響の低減を図る。

今後の手続において以上を確実に実施することにより、事業による重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

4.3.6 景 観

(1) 調 査

(a) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・ 景観資源の分布状況
- ・ 主要な眺望点の分布状況

(b) 調査手法

調査手法は、既存文献等の収集整理とした。

(c) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(d) 調査結果

(7) 景観資源の分布状況

調査結果は、以下に示すとおりである。

景観資源は、表 4.3.6-1 及び図 4.3.6-1 示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、「岨山」、「大滝」、「イルムケップ火山」及び「新城仙台山の三本ナラ」等の 14 か所が存在する。なお、事業実施想定区域内には景観資源は存在しない。

表 4.3.6-1 景観資源

No.	区分	自然景観資源分類名 ^注	名称
1	自然景観	山地 特徴的な稜線	岨山
2		滝	大滝
3			夫婦滝
4		火山	イルムケップ火山
5		火山群	イルムケップ
6		峡谷・溪谷	空知川・野花南付近
7	人文景観		新城仙台山の三本ナラ
8			黄金水松
9			旧干場家レンガ倉庫
10			旧三井芦別鉄道 炭山川橋梁
11			野花南周堤墓群
12			星槎大学(旧頼城小学校)校舎
13			星槎大学(旧頼城小学校)体育館
14			空知大滝甌穴群

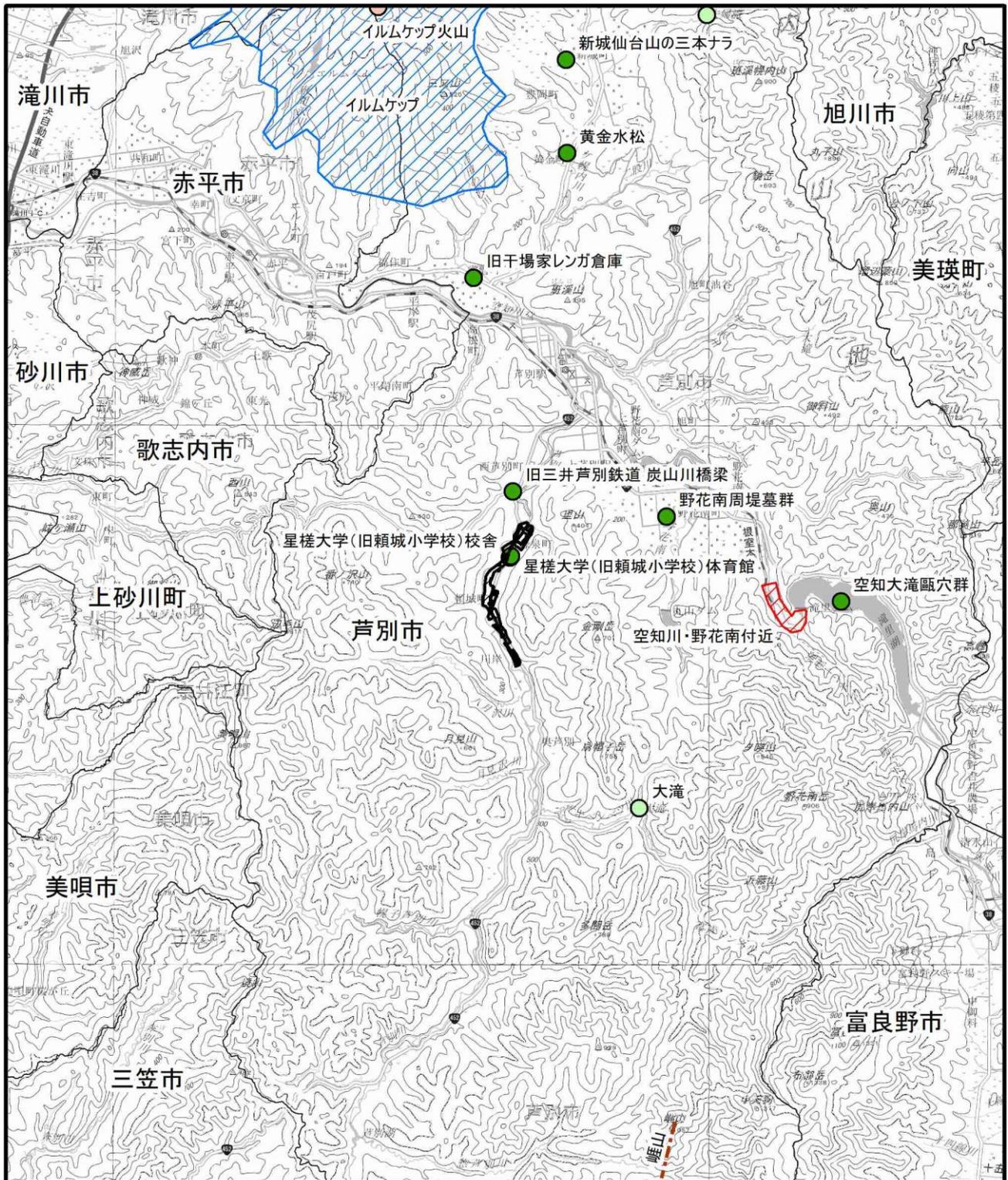
注 自然景観資源分類名については、出典の記載に基づき、自然景観のみに記載した。

出典：「第3回自然環境保全基礎調査」(1989年、環境庁)

「北海道文化財保護条例」(昭和30年北海道条例第83号、最終改正平成21年北海道条例第15号)

「芦別市文化財保護条例」(昭和37年芦別市条例9号、最終改正平成21年芦別市条例第14号)

「国指定文化財等データベース」(文化庁HP <https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>)、2025年7月確認



凡例

- 事業実施想定区域
- 滝
- 火山
- 山地 特徴的な稜線
- 峡谷・溪谷
- 火山群
- 人文景観

出典：「第3回自然環境保全基礎調査」（1989年、環境庁）
 「北海道文化財保護条例」（昭和30年北海道条例第83号、最終改正平成21年北海道条例第15号）
 「芦別市文化財保護条例」（昭和37年芦別市条例第9号、最終改正平成21年芦別市条例第14号）
 「国指定文化財等データベース」（文化庁HP
<https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>）、2025年7月確認

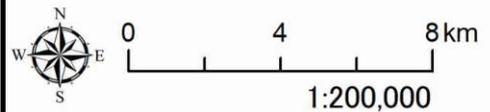


図 4.3.6-1 景観資源の分布状況

(イ) 主要な眺望点の分布状況

調査結果は、以下に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点の概況は表 4.3.6-2 に、分布状況は図 4.3.6-2 に示すとおりである。

主要な眺望点として、「旭ヶ丘公園」、「上金剛山展望台」、「新城峠」が分布している。事業実施想定区域内に主要な眺望点は存在しない。

表 4.3.6-2 主要な眺望点の概況

No	名称	概況	出典
①	旭ヶ丘公園	富良野芦別道立自然公園内の空知川右岸の丘陵地にあり、芦別市街地を見下ろすことができる。春には約1,000本の桜やムラサキツツジなどが咲き誇り、芦別屈指の桜の名所として知られる憩いの場で、園内のいたるところで木々に囲まれた風景を楽しむことができる。	1, 2, 3, 6, 7
②	上金剛山展望台	上芦別町、野花南町、西芦別町、本町、上芦別公園などの芦別の全景を見渡せるほか、晴れた日には十勝岳、芦別岳や岨山を望むこともできる。夜景の名所でもあり、四方を山に囲まれた芦別では、夕暮れから夜が始まる時間には、山の稜線とまちの灯りが映える景色を楽しむことができる。	1, 4, 5, 6
③	新城峠	芦別市から旭川市へ向かう道道旭川芦別線の途中にあり、雄大な丘陵地帯が広がるビュースポットで、展望台からは季節によって色を変える新城田園風景を楽しむことができる。	2, 3, 6

出典1 「新芦別市史」(芦別市、1994年10月)

出典2 「上をみる」(一般社団法人芦別観光協会、芦別市役所、2023年4月改定)

出典3 「あしべつガイドまっぷ vol.8」(一般社団法人芦別観光協会、2020年12月改定)

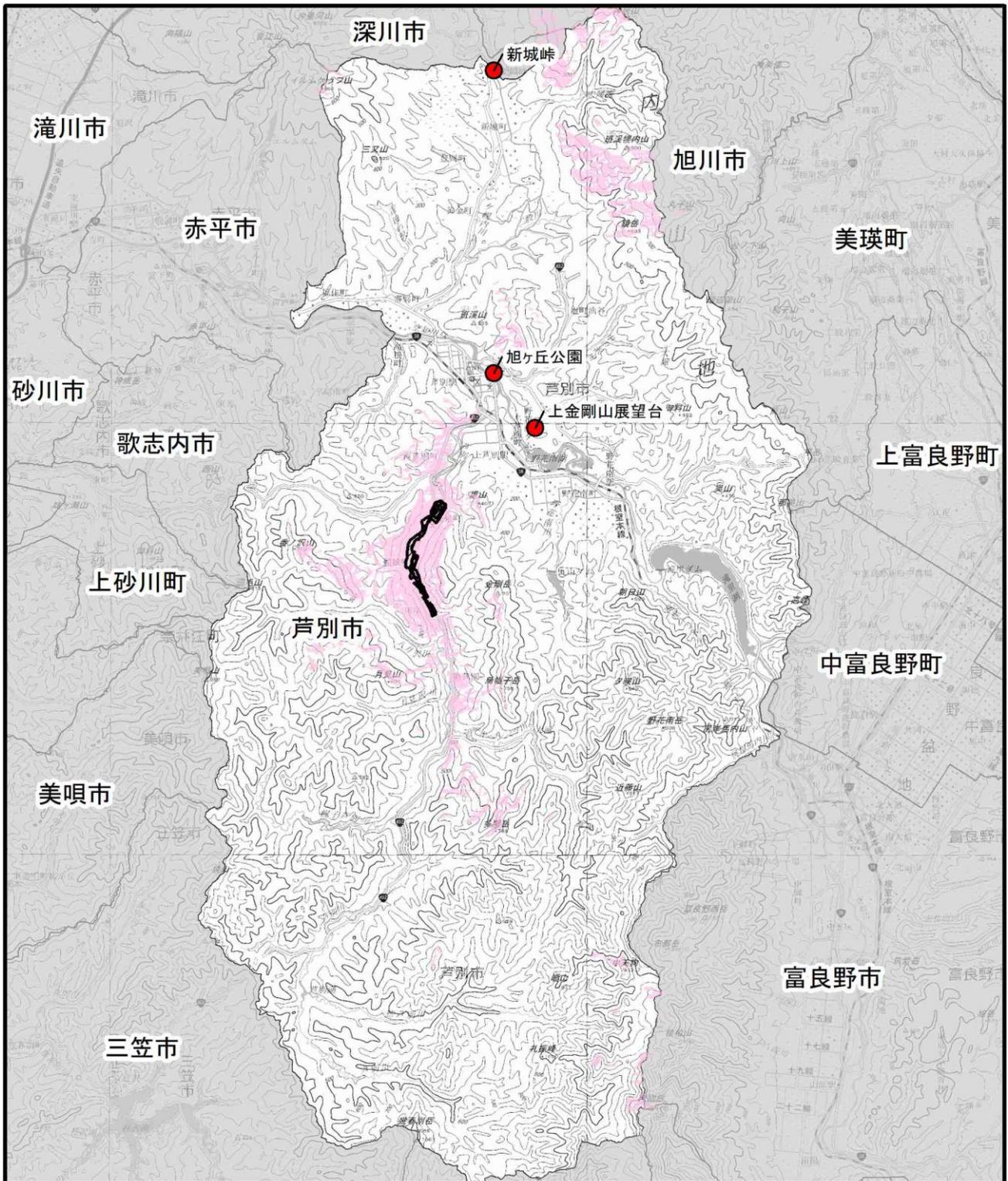
出典4 「あしべつぐらし」(芦別市地域おこし協力隊、2024年3月)

出典5 「芦別 夜の街飲食店ガイドマップ」(一般社団法人芦別観光協会、2024年12月発行)

出典6 「星の降る里 あしべつ」(一般社団法人芦別観光協会 HP <https://go-to-ashibetsu.com/media/category/play>)、2025年7月確認

出典7 「芦別市都市計画マスタープラン」(芦別市 HP <https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/docs/706855.html>)、2025年7月確認

出典8 「芦別市市民環境課への聞き取り結果」(2025年3月時点)



凡例

-  事業実施想定区域
-  主要な眺望点
-  可視領域

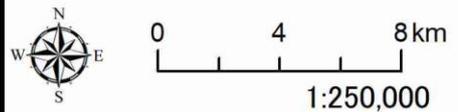


図 4.3.6-2

主要な眺望点の分布状況

※ 国土地理院の基盤地図情報（10m 標高メッシュ）を用いて事業実施想定区域内に発生させた 100m メッシュ内の交点から確認できる可視領域範囲を作成した。なお、建物や樹木等は考慮していない。

出典：表 4.3.6-2 に示すとおりである。

(2) 予 測

(a) 予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・ 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度
- ・ 主要な眺望景観の変化の程度

(b) 予測手法

予測手法は、以下のとおりとした。

(7) 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度

景観資源及び主要な眺望点と事業実施想定区域の重ね合わせにより地形改変及び施設の存在に伴う直接改変の有無を把握することにより、事業による景観（景観資源及び主要な眺望点の改変の程度）への影響を予測した。

(i) 主要な眺望景観の変化の程度

事業実施想定区域と予測地点との距離を把握すること及び可視領域図を作成して重ね合わせるにより、事業による景観への影響（主要な眺望景観の変化の程度）を予測した。

なお、各眺望点から事業実施想定区域が可視となる範囲を検討するために、国土地理院の基盤地図情報（10m 標高メッシュ）を用いて、事業実施想定区域内に発生させた 100m メッシュの各交点（高さ：4m と仮定）が確認できる範囲の図を作成した。可視領域は図 4.3.6-3 のピンク色で示すとおりである。なお、樹木や建物などの遮蔽物の存在による可視、不可視は考慮していない。

(c) 予測地域及び予測地点

予測地域は、以下のとおりとした。

(7) 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度

予測地域は、調査地域と同様とした。

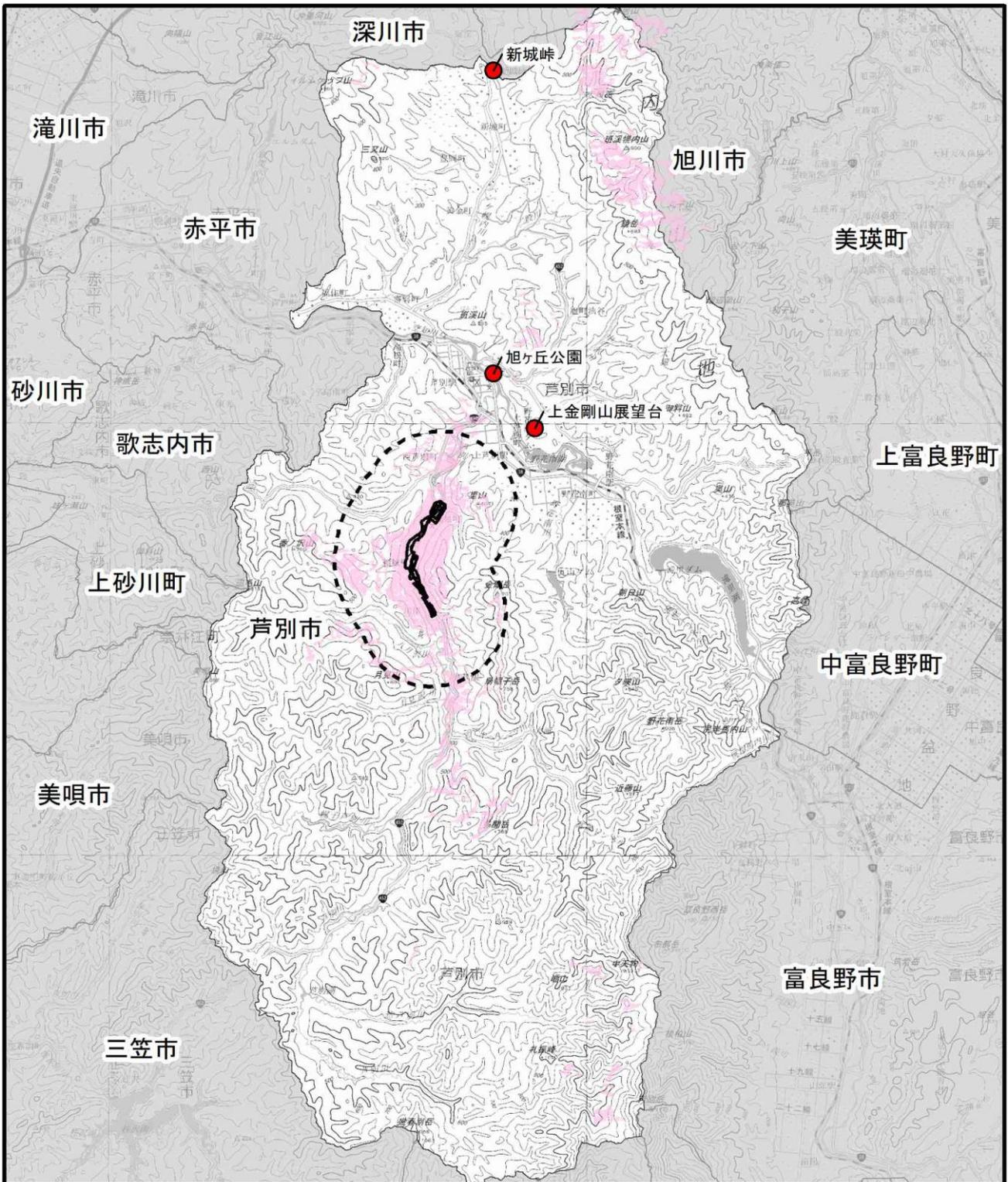
(i) 主要な眺望景観の変化の程度

予測地域は、調査地域と同様とした。予測地点は、主要な眺望点とした。

主要な眺望点の事業実施想定区域からの距離等は表 4.3.6-3 に、主要な眺望点の分布状況は図 4.3.6-3 に示すとおりである。

表 4.3.6-3 主要な眺望点の事業実施想定区域からの距離等

予測地点 (主要な眺望点)	事業実施想定区域 からの方向	事業実施想定区域 からの距離	主要な 眺望方向	主要な眺望対象
旭ヶ丘公園	北北東	約 5.9km	北西から南西	芦別市街地
上金剛山展望台	北東	約 5.0km	北西から南南東、 南から東南東	上芦別町、野花南町、西芦別町、本町、上芦別公園などの芦別の全景 十勝岳、芦別岳や岨山
新城峠	北北東	約 18.6km	西から南	新城田園風景



凡例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域から3kmの範囲
-  主要な眺望点
-  可視領域

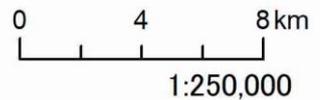
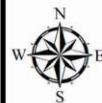


図 4.3.6-3 主要な眺望点の分布状況

出典：表 4.3.6-2 に示すとおりである。

(d) 予測結果

(7) 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度

景観資源及び主要な眺望点の改変の程度の予測結果は、表 4.3.6-4 及び表 4.3.6-5 に示すとおりである。

景観資源及び主要な眺望点の分布状況と事業実施想定区域を重ね合わせた結果、景観資源については事業実施想定区域内に存在しない。主要な眺望点については、いずれも事業実施想定区域内に位置しておらず、直接改変は無く、影響はないと予測する。

表 4.3.6-4 景観資源の改変の程度の予測結果

No.	区分	自然景観資源分類名	名称	予測結果
1	自然景観	山地 特徴的な稜線	岨山	直接改変は無く、 影響はない。
2		滝	大滝	
3			夫婦滝	
4		火山	イルムケップ火山	
5		火山群	イルムケップ	
6		峡谷・溪谷	空知川・野花南付近	
7	人文景観	新城仙台山の三本ナラ		
8		黄金水松		
9		旧干場家レンガ倉庫		
10		旧三井芦別鉄道 炭山川橋梁		
11		野花南周堤墓群		
12		星槎大学(旧頼城小学校)校舎		
13		星槎大学(旧頼城小学校)体育館		
14		空知大滝甌穴群		

表 4.3.6-5 主要な眺望点の改変の程度の予測結果

予測地点 (主要な眺望点)	事業実施想定区域 からの方向	事業実施想定区域 からの距離	主要な 眺望方向	予測結果
旭ヶ丘公園	北北東	約 5.9km	北西から南西	直接改変は無く、 影響はない。
上金剛山展望台	北東	約 5.0km	北西から南南東、 南から東南東	
新城峠	北北東	約 18.6km	西から南	

(イ) 主要な眺望景観の変化の程度

主要な眺望景観の変化の程度の予測結果は、表 4.3.6-6 に示すとおりである。

「旭ヶ丘公園」、「上金剛山展望台」、「新城峠」は、いずれも事業実施想定区域から 3.0km 以上離れており、影響を受けるおそれがあると認められる地域^{※5}外であった。また、いずれの地点も可視領域図上は不可視であった。このため、影響が生じる可能性は小さいと予測する。

※5 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局都市計画課監修・面整備事業環境影響評価研究会編著、1999年）によると、「景観に係る「影響を受けるおそれがあると認められる地域」は、標準的には対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施想定区域及びその周囲約 3 km 程度の範囲が目安となる。」とされている。

表 4.3.6-6 主要な眺望景観の変化の程度の予測結果（主要な眺望点）

予測地点 (主要な眺望点)	事業実施想定区 域からの方向	事業実施想定区 域からの距離	主要な 眺望方向	可視/不可視	予測結果
旭ヶ丘公園	北北東	約 5.9km	北西から南西	不可視	影響を受けるおそれがあると認められる地域外であり、可視領域図上で不可視であるため、影響が生じる可能性は小さい。
上金剛山展望台	北東	約 5.0km	北西から南南東、 南から東南東	不可視	
新城峠	北北東	約 18.6km	西から南	不可視	

(3) 評価

(a) 評価手法

予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているかどうかを評価した。

(b) 評価結果

(7) 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度

予測の結果、景観資源及び主要な眺望点のいずれの地点についても改変の可能性はないことから、事業による影響が生じる可能性はないと予測した。

このため、事業による重大な環境影響は回避されていると評価する。

(i) 主要な眺望景観の変化の程度

予測の結果、主要な眺望地点の「旭ヶ丘公園」、「上金剛山展望台」、「新城峠」は、事業影響を受けるおそれがあると認められる地域外であり、可視領域図上も不可視であるため、影響が生じる可能性は小さいと予測した。

現時点では、事業計画が未定であることから、計画内容によっては樹木伐採・土地改変等により眺望景観への影響が生じる可能性がある。今後の方法書以降の手術で実施する調査、予測及び評価の結果等を踏まえた上で、以下の事項に留意し、具体的な環境保全措置を検討する。

- ・ 今後の方法書以降の手術で実施する現地調査により、主要な眺望点からの眺望状況を把握し、必要に応じて、環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、地域住民の日常的な視点場についても調査地点を設定し、調査、予測及び評価を行う。
- ・ 今後の太陽電池等の配置計画の検討にあたっては、主要な眺望点及び日常的な視点場からの景観又は眺望状況を踏まえて検討する。

今後の手続きにおいて以上を確実に実施することにより、事業による重大な環境影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

4.4 総合的な評価

事業実施想定区域に太陽電池発電所を設置することによる周辺環境に与える影響を検討した結果、方法書以降の手続において、事業計画における太陽電池等の配置計画等の配慮を行うことにより、重大な環境影響は回避又は低減できる可能性が高いと評価した。

環境要素ごとの環境影響が懸念される内容と、計画段階配慮事項の概要を表 4.4-1 にまとめた。

表 4.4-1 (1) 環境影響が懸念される内容と計画段階配慮事項の概要

環境要素	環境影響が懸念される内容	計画段階配慮事項の概要	評価の結果
水質	事業実施想定区域は芦別川の集水区域となる。事業実施想定区域からの雨水排水により、地形改変及び施設の有在に伴う水の濁りの影響が生じる可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> 地形改変においては、できる限り地形改変面積を小さくするように努める。また、施設の有在時には、現状の草地環境をできる限り維持することにより、地形改変及び施設の有在に伴う雨水排水による濁り等の河川への影響の低減を図る。 必要に応じて、沈砂池等の設置による場外への土砂や濁水の流出を防止することにより、地形改変及び施設の有在に伴う雨水排水による水の濁り等の河川への影響の低減を図る。 	重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。
反射光	事業実施想定区域内において住宅等は 2 件、事業実施想定区域から 200m の範囲において住宅等は合計 64 軒、500m の範囲においては合計 83 軒、1,000m の範囲においては合計 89 軒存在し、これらの住宅等の一部については、地形改変及び施設の有在に伴う反射光の影響が生じる可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> 今後の方法書以降の手続で実施する現地調査においては、住宅等の分布状況を踏まえて調査地点を設定する。 太陽電池等の配置計画の検討にあたっては、方法書以降の手続で実施する調査及び予測結果等を踏まえ、土地の傾斜及び地形の状況等を考慮する。 太陽光電池等の配置計画の検討にあたっては、事業実施想定区域の辺縁において、必要に応じて既存樹林を維持するとともに、住宅等からの距離の確保に努める。 	重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。
動物	<p>重要な種のうち、森林、草地・畑・果樹園等、水田・湿地・水域を主な生息環境とする重要な種については、直接改変による生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。</p> <p>注目すべき生息地については、事業実施想定区域周辺に「金剛沢鳥獣保護区」、「芦別鳥獣保護区」、「旭鳥獣保護区」、「KBA (候補)」の各河川、が存在するが、いずれも事業実施想定区域と重複しないことから、地形改変及び施設の有在に伴う直接改変による影響が生じる可能性は小さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の方法書以降の手続で実施する現地調査により動物の生息状況を把握し、生息が確認された重要な種に対して環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、今後検討される対象事業実施区域に主な生息環境が存在する種の生態的特性を踏まえた調査を検討する。 今後の太陽電池等の配置計画の検討にあたっては、現況地形をできる限り活かすなど、重要な種の生息状況等を踏まえて検討することにより、地形改変及び施設の有在に伴う直接改変による重要な種の生息環境への影響の低減を図る。 	重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。

表 4.4-1 (2) 環境影響が懸念される内容と計画段階配慮事項の概要

環境要素	環境影響が懸念される内容	計画段階配慮事項の概要	評価の結果
植物	<p>重要な種のうち、森林、草地・畑等、水田・湿地・水域を主な生育環境とする重要な種については、地形改変及び施設の有無に伴う直接改変による生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。</p> <p>重要な植物群落として、事業実施想定区域の周囲には、植生自然度 9 に該当する 4 群落及び植生自然度 10 に該当する 2 群落が分布する。これらのうち、事業実施想定区域には、植生自然度 9 に該当する「ヤナギ高木群落」がごくわずかな面積であるが、分布している。ただし、このヤナギ高木群落は、谷底の川沿いにみられるもので、太陽光パネル設置個所などの改変区域には含まれない計画となっていることから、地形改変及び施設の有無に伴う直接改変による影響はない。</p> <p>巨樹・巨木林、天然記念物は、事業実施想定区域内に存在しないことから、地形改変及び施設の有無に伴う直接改変による影響はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の方法書以降の手続で実施する現地調査により植物の生育状況を把握し、生育が確認された重要な種に対して環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、今後検討される対象事業実施区域に主な生育環境が存在する種の生態的特性を踏まえた調査を検討する。 今後の太陽電池等の配置計画の検討にあたっては、現況地形をできる限り活かすなど、重要な種の生育状況等を踏まえて検討することにより、地形改変及び施設の有無に伴う直接改変による重要な種の生育環境への影響の低減を図る。 	<p>重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。</p>
生態系	<p>重要な自然環境のまとまりの場として、事業実施想定区域の周囲には、「富良野芦別道立自然公園」、「金剛沢鳥獣保護区」、「芦別鳥獣保護区」、「旭鳥獣保護区」、「KBA 候補（河川）」、「自然植生（植生自然度 9 及び 10）」が分布しており、事業実施想定区域には、これらのうち、「自然植生（植生自然度 9）」がごくわずかな面積であるが、分布している。ただし、該当する植生（ヤナギ高木群落）は、谷底の川沿いにみられるもので、太陽光パネル設置個所などの改変区域には含まれない計画となっていることから、地形改変及び施設の有無に伴う直接改変による影響はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の方法書以降の手続で実施する現地調査により注目種等の生息・生育状況を把握し、注目種の生息状況や生息環境への影響に対して環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、今後検討する生態系の注目種等の生態的特性を踏まえた調査手法等を検討する。 今後の太陽電池等の配置計画の検討にあたっては、現況地形をできるかぎり活かすなど、地域を特徴づける生態系の状況等を踏まえて検討することにより、地形改変及び施設の有無に伴う直接改変による生態系への影響の低減を図る。 	<p>重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。</p>
景観	<p>予測の結果、景観資源及び主要な眺望点のいずれの地点についても改変の可能性はないことから、事業による影響はない。</p> <p>また、主要な眺望地点の「旭ヶ丘公園」、「上金剛山展望台」、「新城峠」は、事業による影響を受けるおそれがあると認められる地域外であり、可視領域図上も不可視であるため、影響が生じる可能性は小さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の方法書以降の手続で実施する現地調査により、主要な眺望点からの眺望状況を把握し、必要に応じて、環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、地域住民の日常的な視点場についても調査地点を設定し、調査、予測及び評価を行う。 今後の太陽電池等の配置計画の検討にあたっては、主要な眺望点及び日常的な視点場からの景観又は眺望状況を踏まえて検討する。 	<p>重大な影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。</p>

第5章 計画段階環境配慮書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

計画段階環境配慮書の作成は、以下に示す者に委託した。

名 称	アジア航測株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 畠山 仁
住 所	東京都新宿区西新宿六丁目 14 番 1 号 新宿グリーンタワービル 15 階